

國民精神總動員

人問題研究究

號八第一卷

行刊月一十年五十和昭

研 究

婚姻と出生.....中川友長(一)

資 料

最近に於ける我が國死率の若干の傾向(豫報)(一).....館上(一五)
スエーデンの人口問題及人口政策(北岡).....(六一)
ツアーン著「家族及び家族政策」.....(四七)
カイザー著「獨逸人口史」(本多).....(七十)

紹 介

島村俊彦(四七)
塙田嘉正彰夫(一五)
塙田嘉正彰夫(一五)

彙 報

經濟閣僚懇談會の國民體位向上に關する申合の發表——勞働者年金保険制度要綱の決定
——農林省の米第一回豫想收穫高の發表——第七回全國都市問題會議總會の開催——紀
元二千六百年記念全國社會事業大會の開催——社團法人東亞經濟懇談會主催東亞農業懇
談會の開催——財團法人日本學術振興會第一特別(民族科學)委員會研究報告會の開催
——帝國農會の農業及農家の安定發展方策その他に關する農林大臣への答申並附帶建議
——財團法人同潤會の東北地方農山漁村住宅改善調查研究——都市學會の東京市内特殊
地區調查——日本赤十字社の紀元二千六百年奉祝衛生日本回顧展覽會の開催——獨逸統
計局の世界人口集計(CID)

文 獻

邦文人口問題關係文獻(七)——外國雜誌人口問題關係文獻(七)——最近十年間 The
Sociological Review 所載人口問題關係主要論文

厚 生 省 所 研 究 問 題 口 人

人口問題研究

第一卷 第八號

研究

婚姻と出生

中川友長

(一)

以下に述ぶる所のものは、此の状況を大體昭和十年頃の我國に於ける人口動態統計に現はれたる所にとり、此の如き状況の繼續下に於て期待せらるる一婚姻當りの出生兒數を計算したものである。

此の婚姻及び出生に關する一定の状況といふのは、各年齢の女子が如何なる割合で結婚し、其の後如何なる割合で夫と共に生存且つ婚姻を持続するかの状況及び此の夫と共に生存且つ婚姻を持続する期間内の各年齢に於ける女子の出生状況である。此の場合に於て、各年齢の女子が結婚する夫の年齢は一樣ではないから此の變化を考慮に入れるときは、問題の状況は甚だ複雑なものとなる。

本誌前號所載の如く、本年一月二十日現在を以て行はれた出産力調査結果に現はれた年齢四十五歳以上の中の初婚の妻一八、三二〇人が出生せる平均兒數は四・六四となつて居る。但し此の一八、三二〇人の妻は、調査時に於

て其の年齢が四十五歳以上であり、且つ初婚者であるといふ點を等しくする丈けで、其の婚姻年齢及び婚姻後四十五歳に至る婚姻持続期間等迄等しくするものではない。従つて此の平均兒數四・六四なる値に付て少しく深く論する場合には、此の一八、三二〇人の妻の婚姻年齢及び上記の婚姻持続期間が何うなつて居るかを審かにしなければならない。此の點は目下調査中であつて近く判明すると思ふが、今の所は未だ分つて居らない。併しかういふ一婚姻から平均何人の出生があるかといふことは、婚姻及び出生に關して一定の状況が前提されるならば、之を豫め計算することが出来る。

第一表

婚姻後各経過年數迄ニ生ズベキ離婚割合

経過年数	割合	経過年数	割合
一年未満	○・○一二八	三年未満	○・○三五〇
二年	○・○一五二	四年	○・○四一八

第二表

二

婚姻年齢一五歳乃至四九歳ノ妻ノ年齢別分布(總數一萬ニ付)

總數

一〇〇〇〇

三三歳

一一〇

一五歲

二一

九六

九六

一六

三四

八四

八四

一七

三五

七三

七三

一八

三六

六四

六四

一九

三七

五四

五四

二〇

三八

五六

五六

二一

三九

四五

四五

二二

四〇

四〇

四〇

二三

四一

四一

四一

二四

四二

四二

四二

二五

四三

四三

四三

二六

四五

四五

四五

二七

四六

四六

四六

二八

四五

四五

四五

二九

四七

四七

四七

三〇

四八

四八

四八

三一

四九

四九

三二

五一

五一

五一

三三

五〇

五〇

五〇

三四

五八

五八

五八

三五

六八

六八

六八

三六

七八

七八

七八

三七

八九

八九

八九

三八

九〇

九〇

九〇

三九

九一

九一

九一

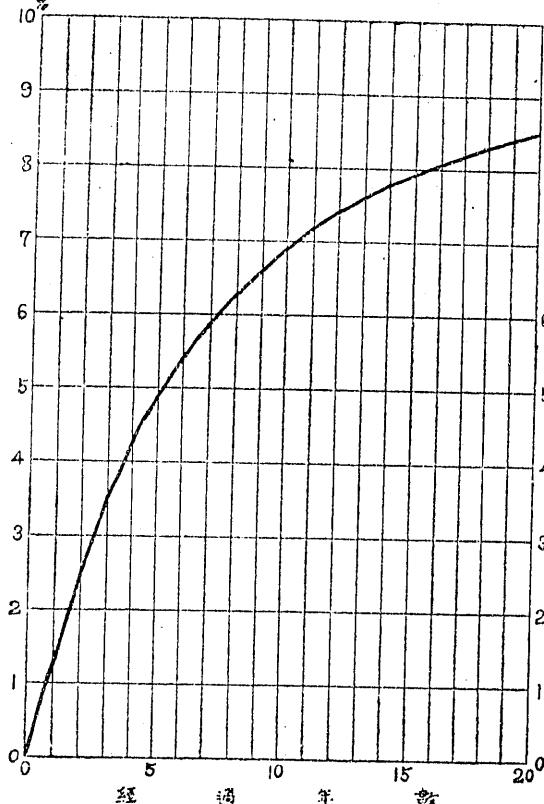
四〇

九二

九二

九二

婚姻後ノ経過年数別離婚割合



二〇年以上は統計資料の關係上其の割合を計算するを得ないが、之は二〇年未満のそれに比し微々たる増加を示すものと思料される。

昭和十年、十一年及十三年三箇年の平均に現はれた所では(昭和十二年は婚姻に付ては特別の年となつて居るので之を除き)妻の婚姻年齢別分布は次の如くになつて居る。

上表のやうな年齢分布で女子の婚姻が行はれるとして、爾後此の婚姻から出生がある爲には、婚姻が繼續して行かねばならぬ、即ち離婚の生じないこと、夫妻共に死亡せぬことが必要である。併し事實に於ては離婚は生じ、死亡も生じ、之に依つて婚姻状態の中絶が生ずる。尤も此の離婚及び死亡共に生ぜず、婚姻の繼續ありとしても妻の年齢が五〇歳を超ゆるに及

べば、出生といふことは考へられない。或る婚姻中妻の年齢が五〇歳を超ゆる迄離婚といふことに觸れずには残存する婚姻數は第一表の數字に依つて、之を推定出来る。尤も第一表の數字は二十年迄の外、與へては居らぬから、二九歳以下の年齢に於ける妻の婚姻に付ては不都合であるが、之は前述の如く、二十年以上の所に於ける割合の増加は微々たるものと考へられるから、一應之を二十年迄の値と同値と見做して計算するも大した誤はないと認められる。

離婚以外の婚姻中絶事情たる夫の死亡、妻の死亡に付ては有配偶者の男女及び年齢別死亡率が必要であり、而して有配偶者の死亡率は然らざる者の死亡率に比し、一般に低いのであるが、之が最近の詳細なる數字は未だ與へられて居らぬので、假に有配偶者無配偶者を一括した第六回生命表の男女年齢別死亡率に依ることとし、而して各年齢の女子が婚姻する夫の年齢は、甚だ多様であるが、其の平均に付て見れば、女子は自己の年齢より四歳以上の男子と結婚するの事實に依り、一律に婚姻年齢 x 歳の女子の夫の年齢は $x+4$ 歳であると考へ、且つ婚姻年齢 x 歳の女子の婚姻状態が爾後 n 年繼續すべき割合は、 x 歳の女子が $x+4$ 歳迄生存すべき率と $x+4$ 歳の男子が $x+4+4=8$ 歳迄生存すべき率とを掛け合はした積に更に第一表に於ける $x+1$ 年未満の率を一より減じた値を乗じた値であると考へれば、一五歳乃至四九歳で結婚した各年齢の女子の中、爾後婚姻状態を繼續し、出生の可能性を持つものの婚姻後各經過年毎の數として次表に掲ぐる値を得る。但し次表に於ては各年齢に於ける女子の婚姻總數を等しく一〇萬と置いてある。

第三表 妻の婚姻年齢及び婚姻後經過年數別婚姻殘存割合

數年過後姻婚

上表に依れば、例へば一四歳で結婚せる女子の内七割六分が爾後二十年

婚姻状態を持続することとなつて居る。上表の各婚姻年齢毎の割合を前掲

第一表に於ける當年齢の女子の姫姫數に乘すれば、各年齢に於ける女子

子の婚姻歎八九五て第三表の婚姻年齢一四歳の所に於ける婚姻後翌過半故

別割合を順次乗じて行けば、次に掲ぐる残存數を得る。

婚姻後ノ經過年數 女子ノ年齢 残存數

二年三月廿八日

三
二七
八三

五
元

六三〇七八

卷之三

九三
七三

三四

卷之三

三七
六六九

五
三九
六四二

六四〇六二八

八十一

九
四三
五八八

二〇	四四	五七三	六
二一	四五	五五九	
二二	四六	五四五	
二三	四七	五三〇	
二四	四八	五一四	
二五	四九	四九八	
二六			
二七			
二八			
二九			
二〇			

数字を得る。

第四表

妻の婚姻年齢及び婚姻経過年數別婚姻残存數（昭和十年、十一年及十三年平均婚姻年齢分布に依る）

數年過後婚姻

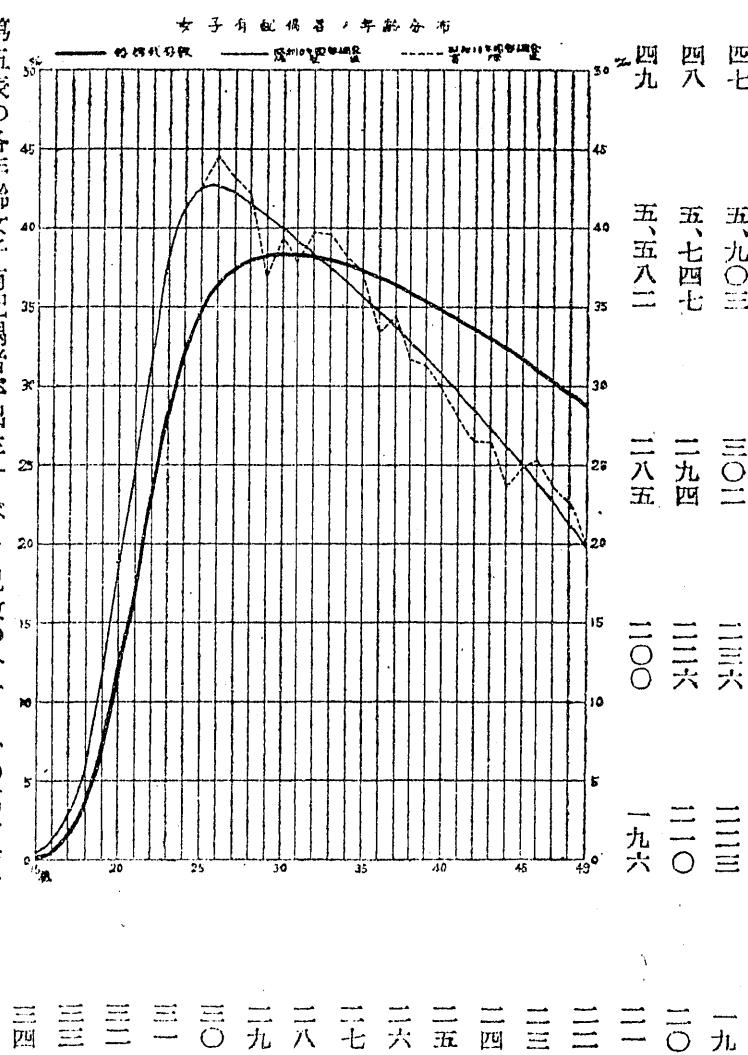
年 歲	四九
三三	一六
三四	一八元
三五	二六
三六	二三
三七	二二
三八	二一
三九	二〇
四〇	一九
四一	一八
四二	一七
四三	一六
四四	一五
四五	一四
四五	一三
四七	一二
四八	一一
三三	一〇
三三	九
三四	八
三五	七
三六	六
三七	五
三八	四
三九	三
四〇	二
四一	一
四二	〇

上表に付て同年齢者の數字、例へば婚姻年齢二十歳に於ける婚姻後經過年數三年のものと婚姻年齡二歳に於ける婚姻後經過年數二年のものとは同年齢である。此の如き同年齢者の數字を各年齢毎に加算して纏め上げれば、第五表の數字を得るが、此の表が示して居る年齢別婚姻残存數の合計の分布は、毎年の出生數が一定で、年齢別婚姻の状態は第一表、離婚及び夫又は妻の死亡状況は上述の通りとする場合に結極現はるべき女子有配偶者の年齢分布に外ならない。其處で試みに之を昭和十年の國勢調査結果による女子有配偶者の年齢分布に比較してみると、第五表及び之を圖示せるものに見る如く、三歳頃以前に於て其の數多く、之に反して三三歳頃以後に於て多數となつて居る。之は大正九年頃迄出生數は年々増加の傾向にあつたことから當然豫期せられる所である。出生率は若い有配偶者に高いから總出生率に對しては此の昭和十年國勢調査に於けるが如き有配偶者の分布が有利であることは勿論であつて、試みに此の二つの分布に付て總出生率即ち一五歳乃至四九歳の有配偶女子總數に對する其の一年間に於ける出生數割合を計算比較してみると一方は他方に比し約一一%の方有利である。

第五表

年齢別女子有配偶者數

年齢 総數 一五歳	實數 一九五、七六八	比例 一	昭和十年國勢調査ニ ヨル女子有配偶者數									
			同上補整値									
一六	八八	一	三一	三〇								
一七	二八四	一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一八	六五九	三四	六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四
一九	一、三一〇	六七	一一八	一一八	一一八	一一八	一一八	一一八	一一八	一一八	一一八	一一八



一九	○・一九二六八
三五	○・一九六九六
三六	○・一八一九五
三七	○・一六九一六
三八	○・一五九八〇
三九	○・一三四四八
四〇	○・一五九二六
四一	○・一九〇六六
四二	○・一〇〇五六
四三	○・一〇〇七三五
四四	○・〇五一六九
四五	○・〇三四一九
四五	○・〇一九九一
四六	○・〇一五九一
四七	○・〇〇〇六九八
四八	○・〇〇〇五〇七
四九	○・〇〇〇四一三
三一	○・一四四六二
三二	○・一二二六四〇
三三	○・一一三六四
三四	○・一一〇九七四
三五	○・一六九五二
三六	○・一六八九四
三七	○・一四三八四
三八	○・一六八五四
三九	○・一九九八〇
三〇	○・二八六五四
三一	○・二八六五四
三二	○・二九九八〇
三三	○・三〇三八二
三四	○・三三三七七
三五	○・三三三七六
三六	○・三三三七五
三七	○・三三三七四
三八	○・三三三七三
三九	○・三三三七二
四〇	○・三三三七一
四一	○・三三三七〇
四二	○・三三三六九
四三	○・三三三六八
四四	○・三三三六七
四五	○・三三三六六
四五	○・三三三六五
四六	○・三三三六四
四七	○・三三三六三
四八	○・三三三六二
四九	○・三三三六一

第五表の各年齢女子有配偶者が出生すべき児数の合計を一〇萬で除せば、求むる一婚姻當り出生児数が得られる。而して年齢別女子有配偶者の出生率としては次に掲ぐる値がある。之は人口問題研究所編「人口統計要覽」(昭和十五年三月)第二〇表所載の數字であつて、昭和十二年の統計に基き計算されたものである。

出生率としては次に掲ぐる値がある。之は人口問題研究所編「人口統計要覽」(昭和十五年三月)第二〇表所載の數字であつて、昭和十二年の統計に求めむるに三五、五一三即ち一婚姻當り出生數三・五五を得る。此の三・五五なる値は、上述の出産力調査結果に現はれた四・六四なる値に比し非常に少ないが、之は前者が全婚姻者に付て計算せる値であるのに對し、後者は年齢四五歳以上迄残存せる婚姻者のみに付て計算せられた値であることを考

年齢	出生率	年齢	出生率
一五歲	○・一七五八六	一七歲	○・二二一八三
一六	○・二二一八一	一八	○・二六八六二

なり、四・六四に比し依然少數であるが、其の差は約〇・五の程度で三・五五に比較すれば非常に接近した値となるのである。此の四九歳迄残存せる有配偶女子の平均婚姻年齢は一四・五五歳であるから平均妊娠可能期間(正確には夫婦關係持続平均期間)は二五・四五年である。出産力調査結果に於ける上記一八・三二〇名の平均婚姻年齢及び平均妊娠可能期間の集計を俟つて、之を上記の其の該當値と比較することは興味のある所である。

(1) 雜平均婚姻年齢は此の場合に於て二三・九六歳となつて四九歳迄残存の場合と大差はないが、其の總平均妊娠可能期間は一九・三五年である、此の値は第四表の數字から生命表に於ける平均餘命の計算の如くにして計算出来る。

上述の如く本計算に於ける四九歳迄残存せる有配偶女子に付て與へらるる一婚姻當り出生兒數は、出產力調査結果に於ける同値に比し〇・五低い。此の差は出產力調査に於て調査された一八・三二〇名は、明かに本計算に於て其の女子年齢別出生率を用ひた昭和十二年當時よりもより高い女子年齢別出生率を持つた時期に於て婚姻狀態にあつたのであるから、其の一婚姻當り出生兒數が本計算に於けるものよりも多いことは當然と考へられる。

此の一八・三二〇名の有配偶女子が妊娠可能狀態にあつた期間を正確に示すことは、其の平均婚姻年齢及び現在の平均年齢が未だ與へられて居らぬから出来ないが、目下判明せる最も古い——と言つてもさう古いものではないが、大正十四年に於ける有配偶女子の年齢別出生率を、試みに本計算に於て、昭和十二年のそれに換へて、四九歳迄残存せる有配偶女子の婚姻に適用してみると、一婚姻當り出生兒數四・五三を得、四・六四に對し其の差〇・一一といふ接近した値となるのである。尙上記大正十四年に於ける有配偶女子の年齢別出生率は、人口問題研究所編「人口統計要覽」(昭和十五年三

月)二五頁に掲載されて居るが、之には若干の誤記があるので、之を訂正して、比較の便宜の爲、前に掲げた昭和十二年に於ける其の値と共に表示すれば次の如くである。

年齢	大正十四年		昭和十二年 和十二年ノ減少百分率
	一五歳	一六歳	
一七	〇・二三四一八	〇・一七五八六	二四・九
一八	〇・二五七九五	〇・二一一八一	一七・九
一九	〇・二三三四九	〇・二一六八六二	三二・七
二〇	〇・二三五八〇一	〇・二九二六八	一七・〇
二一	〇・二三五七二五	〇・二三三二〇三	一六・八
二二	〇・二三五八〇一	〇・二三三四三〇	七・一
二三	〇・二三五八〇一	〇・二三三二七七	六・六
二四	〇・二三五八〇一	〇・二三三七六五	三・三
二五	〇・二三五八〇一	〇・二三三七六五	二・五
二六	〇・二三五八〇一	〇・二三〇三八二	〇・九
二七	〇・二三五八〇一	〇・二三〇三八二	〇・八
二八	〇・二三五八〇一	〇・二二九八〇	二・七
二九	〇・二三五八〇一	〇・二二九九八〇	二・七
三〇	〇・二三五八〇一	〇・二二八六五四	六・四
三一	〇・二三五八〇一	〇・二二八九五二	三・六
三二	〇・二三五八〇一	〇・二二八九四四	四・七
三三	〇・二三五八〇一	〇・二二八九四四	五・八
三四	〇・二三五八〇一	〇・二二八九四四	五・九
三五	〇・二三五八〇一	〇・二二八九四四	一・九
三六	〇・二三五八〇一	〇・二二八九四四	五・六
三七	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	一二・三
三八	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	一四・〇
三九	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
四〇	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
四一	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
四二	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
四三	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
四四	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
四五	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
四五	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
四六	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
四七	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
四八	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
四九	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
五〇	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
五一	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
五二	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
五三	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
五四	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
五四	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
五六	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
五七	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
五八	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
五九	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
六〇	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
六一	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
六二	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
六三	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
六四	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
六五	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
六六	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
六七	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
六八	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
六九	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
七〇	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
七一	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
七二	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
七三	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
七四	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
七五	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
七六	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
七七	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
七八	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
七九	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
八〇	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
八一	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
八二	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
八三	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
八四	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
八五	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
八六	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
八七	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
八八	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
八九	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
九〇	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
九一	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
九二	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
九三	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
九四	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
九五	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
九六	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
九七	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
九八	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
九九	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇〇	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇一	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇二	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇三	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇四	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇五	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇六	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇七	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇八	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇九	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇一〇	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇一一	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇一二	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇一三	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇一四	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇一五	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇一六	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇一七	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇一八	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇一九	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇二〇	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇二一	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇二二	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇二三	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇二四	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇二五	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇二六	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇二七	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇二八	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇二九	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇三〇	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇三一	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇三二	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇三三	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇三四	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇三五	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇三六	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇三七	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇三八	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇三九	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇四〇	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇四一	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇四二	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇四三	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇四四	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇四五	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇四五	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇四六	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇四七	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇四八	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇四九	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇五〇	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇五一	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇五二	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇五三	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇五四	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇五五	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇五六	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇五七	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇五八	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇五九	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇六〇	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇六一	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇六二	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇六三	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇六四	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇六五	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇六六	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇六七	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇六八	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇六九	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇七〇	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇七一	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇七二	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇七三	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇七四	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇七五	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇七六	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇七七	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇七八	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇七九	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇八〇	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇八一	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇八二	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇八三	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇八四	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇八五	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇八六	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇八七	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇八八	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇八九	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇九〇	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇九一	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇九二	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇九三	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇九四	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇九五	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇九六	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇九七	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇九八	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇九九	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇一〇	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇一一	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇一二	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇一三	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇一四	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇一五	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇一六	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇一七	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇一八	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇一九	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇二〇	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇二一	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇二二	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇二三	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇二四	〇・二三五九一四	〇・二二八九四四	二三・九
一〇二五</td			

三七	○・一九三四九	○・一六九一六	一二・六
三八	○・一八〇五一	○・一五九八〇	一一・五
三九	○・一六二二七	○・一三四四八	一七・一
四〇	○・一三八六四	○・一一九二六	一四・〇
四一	○・一一五六	○・一〇〇六六	九・八
四二	○・〇八七〇五	○・〇七二五六	一六・六
四三	○・〇六二一〇	○・〇五二六九	一六・八
四四	○・〇四〇七〇	○・〇三四一九	一六・〇
四五	○・〇一五二七	○・〇一九九一	二二・二
四六	○・〇一五〇九	○・〇一一五九	二三・二
四七	○・〇〇九六一	○・〇〇六九八	二七・四
四八	○・〇〇七〇九	○・〇〇五〇七	二八・五
四九	○・〇〇四六九	○・〇〇四一三	一一・九
平均	○・二二七四二	○・二〇一三四	七・四

一婚姻當り出生兒數を動かす要因として、婚姻者の年齢分布の状態のあることは言ふを要しないであらう。此の婚姻者の年齢分布状態中女子の場

合に付て、本計算に於て用ひたもの、即ち昭和十年、十一年及び十三年の

平均分布状態を試みに大正九年のそれに比較してみると、一五歳乃至二一

歳の各歳に於ては例外なく、大正九年に本計算のものより多數の婚姻者の

あることになつて居る。此の大正九年の場合に於けるが如き若い年齢の婚

姻者数が多いことは、婚姻の平均繼續期間を長からしむる傾向を持つと共に

に、若い年齢に於ける出生率は比較的高いのであるから、他の事情が大體

同じであるとすれば、當然一婚姻當り出生兒數は増加するのである。大正

九年に於ける如き婚姻年齢分布に第三表の婚姻殘存率を適用すれば、其の平均婚姻繼續期間一九・五八年を得、昭和十年、十一年及び十三年の平均

婚姻年齢分布に依る場合に比し〇・二三年長く、又昭和十二年の有配偶女子年齢別出生率に依る其の一婚姻當り出生兒數は三・六六となり、〇・一の増加を示すのである。依つて試みに女子婚姻者の年齢分布は大正九年の状態に依り、有配偶女子の年齢別出生率は大正十四年の率に依り、第三表に依つて四九歳迄残存せる婚姻の一婚姻當り出生兒數を計算するに四・六八を得、出産力調査結果に依る四・六四なる値より大となるのである。

扱て、死亡の状態は昭和十年頃に於て、其の以前に比し改善せられ來たつて居るのであるから、本計算に於ける四九歳迄残存せる婚姻の一婚姻當り出生兒數が四・一五となつて、出産力調査結果の値より年齢を上位にとれるにも拘はらず約〇・五〇低値となることに付ては、年齢別出生率が低下せること、婚姻者の年齢分布が出生といふ見地から不利なものとなつたことが其の主要の原因であること、以上述べたる所より明かであらう。

(四)

婚姻者の年齢分布が出生と重要な關係を有することは上述の如くである

が、尙此の關係を明かならしむる爲、次の如き計算を行つてみた。即ち女子初婚者は總べて二五歳迄に結婚し、女子再婚者の年齢も之に應じて低下するとするならば、一婚姻當り出生兒數は現状態に比し幾何の多數を示すことになるかの計算である。但し婚姻殘存の状況は第四表に従ふとする。

此の計算を行ふ爲に、先づ昭和十三年の婚姻統計に現はれた年齢別女子初婚者總數四九七、〇六一を其の内婚姻年齢二五歳以下なる者三七四、七一の年齢分布に依つて按分したるもの以て、女子初婚者の年齢は最高二五歳なる場合に現はるべき年齢分布とする。此の分布は次の通りである。

年齢	女子初婚者數	年齢	女子初婚者數
一五歳	一、一二二四	二二歳	七五、七五五
一六	四、六二九	三三	八一、九七六
一七	一三、一八〇	三三	七六、一六一
一八	二五、八四三	三四	六二、五八七
一九	四一、〇一五	四五	四八、五七一
二〇	六六、一二三		
年齢	女子再婚者數	年齢	女子再婚者數
一五歳	一	二六歳	二、六二〇
一六	一一	二七	二、六九六
一七	三六	二八	二、七七三
一八	七五	二九	二、七四九
一九	三〇	三〇	二、五六二
二〇	三一	三一	二、三九七
二一	三三	三三	二、二八〇
二二	三四	三四	二、〇四二
二三	三五	三五	二、一〇四
二四	三六	三六	一、三三〇
二五	一〇		

此の年齢分布に於ける平均年齢は二・六一九歳で、昭和十三年に於ける女子初婚者の平均婚姻年齢一四・四一四歳の八八・五%に當る。昭和十三年に於ける女子再婚者の總數四一、四一七(七〇歳以上を除く)の平均婚姻年齢は三六・〇六七歳となつて居るから、此の八八・五%に當る三三歳を以て、上記女子初婚者の年齢低下に應する女子再婚者の年齢低下と考へ、昭和十三年の女子再婚者の年齢分布を其の平均年齢を三三歳とするものに修正する。此の修正に依つて得る女子再婚者の年齢分布は次の如くである。

此の女子再婚者分布中年齢四九歳迄の分を前記女子初婚者分布と各年齢毎に合計したるもの在其の總數を一萬とする比例數に直して示せば次の如

以上を要約すれば次の如くである。

(イ) 昭和十年頃の人口動態の状況下に於ては、一婚姻當り出生兒數は三・五五で、其の平均婚姻繼續年數は一九・三五年である。

(ロ)右の場合妻が四九歳迄残存せる婚姻に付て、其の一婚姻當り出生兒數を求むれば、四・一五となる。

三五

上表の女子姫姫者の年齢分布に前掲第四表及び第六表の數値を適用して、其の一婚姻當り出生兒數を求むるに三・九一となり、又其の平均婚姻持

續年數は二〇・四〇年となつて、前記昭和十年、十一年及び十三年平均の女子婚姻者の年齢分布に依る場合に比し、兒數に於て〇・三六の増加(一〇%増)、持続年數に於て一・〇五年の増加(五%増)を示すのである。尙四九歳迄残存せる婚姻者の一婚姻當り出生兒數は此の場合に於て四・六七とな

昭和十年十一年及び十三年平均の女子婚姻者の年齢分布に依る場合に比し〇・五一の増加(一三%増)を示すのである。之に依れば女子婚姻者の年齢分布を此の如き迄變化せしむれば、其の年齢別出生率を改善せずとも、現状に於ける四九歳迄残存せる婚姻者の一婚姻當り出生兒數を出產力調査結果の四・六四以上のものとなすことを得るを得るのである。

(二)(イ)に於ける女子年齢別出生率を大正十四年當時のものに置換へ、
他は同様とする場合に於ける妻が四九歳迄残存する婚姻の一婚姻當り
出生兒數は四・五三である。
(ホ)(イ)に於ける女子婚姻者の婚姻年齢分布を大正九年當時のものに置
換へ、更に其の女子年齢別出生率を大正十四年當時のものに置換へ、
其の他は同様とする場合に於ける妻が四九歳迄残存する婚姻の一婚姻當り
當り出生兒數は四・六八である。

(イ) 女子初姫嫁者の最高婚姻年齢は二五歳、女子再姫嫁者の婚姻年齢は之に應じて低下するも、他の事情は(イ)の場合と同様とする場合に期待せらるべき一婚姻當り出生兒數は三・九一、妻が四九歳迄殘存する婚姻の一婚姻當り出生兒數は四・六七である。

(五)

資料

一 總 數

(1) 女子死亡率總數が男子のそれに比して常に低位に在ることは周知の通りである(第一表参照)。

最近に於ける我が國死亡率の若干の傾向(豫報)(二)

上田正嘉夫彰稔

上田正

嘉

彰

稔

目 次

- 一 序
- 二 男子特殊死亡率(以上前號掲載)
- 三 女子特殊死亡率

附 男女特殊死亡率比較

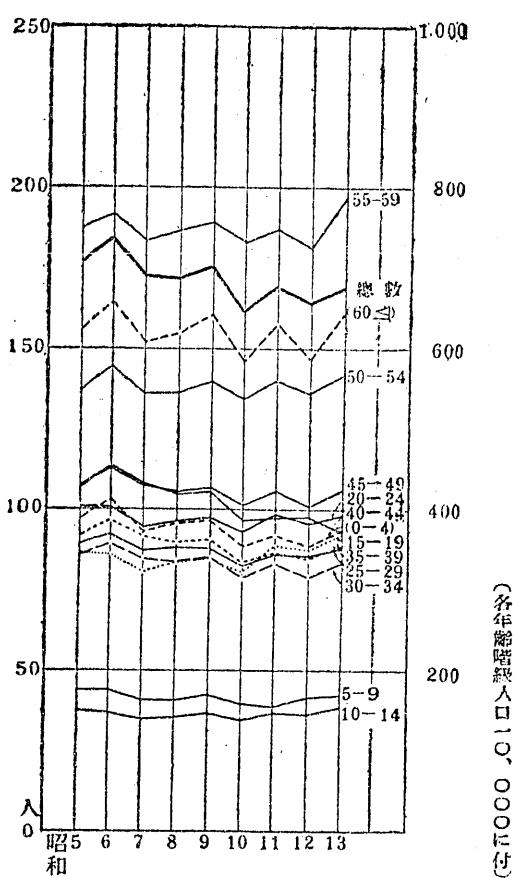
- (一)總數 (二)零歲死亡率(「乳兒死亡率」) (三)一歲死亡率 (四)二歲死亡率 (五)三歲死亡率 (六)四歲死亡率 (七)五十九歲死亡率 (八)一〇一四歲死亡率 (九)一五一九歲死亡率 (十)一〇一四歲死亡率 (十一)二九歲死亡率 (十二)三〇一三四歲死亡率 (十三)三五—三九歲死亡率 (十四)四〇一四九歲死亡率 (十五)五〇一五九歲死亡率 (十六)六〇歲以上死亡率(以上本號掲載)

四 括 要

三 女子特殊死亡率

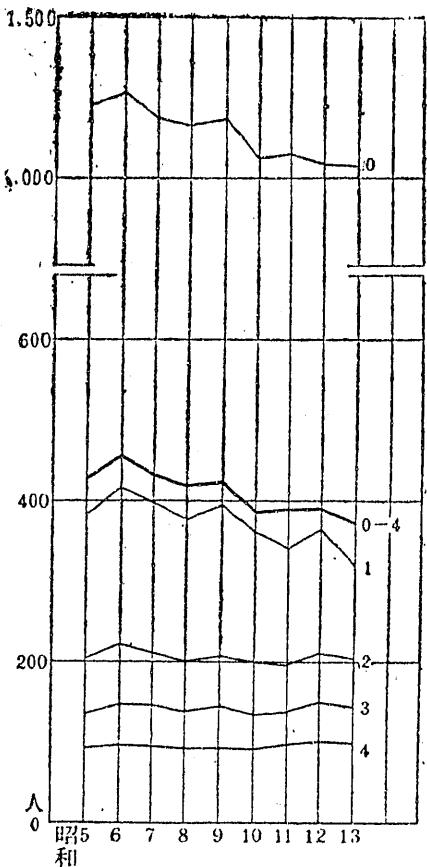
附 男女特殊死亡率比較

最近に於ける我が國死亡率の若干の傾向(豫報)(二)



第二〇圖 女零歲及四歳以下幼兒死亡率の變動

(全般人口) 1,000 に付)



(3) 後期に於て年齢別死亡率中特色ある傾向を示せるものを擧ぐれば次の如くである(第一表、第二表、第一九圖及第二〇圖參照)。

(イ) 男子死亡率と同様、零歳及一歳死亡率のみが低下を示し、爾餘の年齢階級に於ては何れも多少とも上昇の傾向を認めることが出来る。

(ロ) 特に上昇傾向の顯著なるものは、男子と同様、一五一一九歳であるが、以下女子に於ては一〇一一四歳、五十九歳、四歳及三歳の順位を以て上昇傾向が明かである。

(ハ) 二〇一二四歳、二五一一九歳及三〇一三四歳の壯年人口の死亡率の傾向は前期を通じて男子よりも女子に於て稍々低下の傾向著しきものがあつたが、後期に至つては男子と略々同様の停頓的傾向を示してゐる。

(ニ) 支那事變發生の昭和一二年から同一三年にかけて總數に於て稍々上昇を示してゐるが、此の間に於ける増加の特に顯著なる年齢階級は

四〇歳以上であつて、高次年齢に至る程上昇の度を加へてゐること男子と同様である。

(ホ) 後期に於ける死亡率總數の上昇傾向は比較的緩慢であるが、それには零歳及一歳の死亡率の低下が、爾餘の年齢階級に於ける上昇の傾向を打消してゐること之亦男子と同様である。

(4) 昭和一〇年の事實に就いて見るに、女總數の主要死因は、第三六表の通り、「呼吸器の結核」及「其の他の結核」を併せて一一%を超えて第一位に上り、「腦出血、脳栓塞及脳血栓」が第一位を占めて九%を超えてゐる。以下「肺炎」及「老衰」夫々九%，「下痢、腸炎及腸潰瘍（二歳未満）」「先天性弱質（一歳未満）」「腎臟炎」及「其の他の消化器の疾患」夫々四夫々五%，「瘤、其の他の悪性腫瘍」及「不明の診斷及不詳の原因」夫々三%といふ状態である。

今之を男子の主要死因と比較すれば(第三表參照)、女子に於て特に「老衰」の割合多く、「先天性弱質」の地位が稍々低く、女子に於ては「不慮の傷害」が主要死因中に加はつて來ないのが特色である。爾餘の死因については概ね男子と同様である。

(5) 今、主要死因別死亡率を見れば(第三七表及第三二圖參照)。

(イ) 「結核」は男子に比し常に稍々低位を保つてゐるが、傾向は上昇。

(ロ) 「腦出血、脳栓塞及脳血栓」は男子に比し常に明かに低位を保ち、傾向は男子と略々同様に顯著なる上昇。

(ハ) 「肺炎」は之亦男子に比し常に明かに低位を保ち、傾向は上昇。

(ニ) 「老衰」は男子に比し常に著しく高位を保ち、傾向は最も顯著なる

第三六表 女總數主要死因別死亡

死 因	割 合					
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年	昭和一一年
主 要 死 因	五萬人、三十六 四〇四、五〇一	五萬人、三七三 四〇四、五〇一	五萬人、三八三 四〇四、五〇一	五萬人、三九三 四〇四、五〇一	五萬人、三九三 四〇四、五〇一	五萬人、三九三 四〇四、五〇一
一及二 結核	六・二三 一・六五	七・一六 一・六五	七・一六 一・六五	七・一六 一・六五	一・一〇 一・一〇	一・一〇 一・一〇
二 呼吸器の結核(氣管及氣管支の 淋巴腺を含む)	五・三九 一・五九	五・三九 一・五九	五・三九 一・五九	五・三九 一・五九	一・一〇 一・一〇	一・一〇 一・一〇
三 腦出血、脳栓塞及脳血栓	五・五〇 一・五〇	五・五〇 一・五〇	五・五〇 一・五〇	五・五〇 一・五〇	一・一〇 一・一〇	一・一〇 一・一〇
四 肺炎	五・一〇 一・一〇	五・一〇 一・一〇	五・一〇 一・一〇	五・一〇 一・一〇	一・一〇 一・一〇	一・一〇 一・一〇
七 老衰	五・一〇 一・一〇	五・一〇 一・一〇	五・一〇 一・一〇	五・一〇 一・一〇	一・一〇 一・一〇	一・一〇 一・一〇
五 下痢及腸炎(二歳未満)	五・〇〇 一・〇〇	五・〇〇 一・〇〇	五・〇〇 一・〇〇	五・〇〇 一・〇〇	一・一〇 一・一〇	一・一〇 一・一〇
七 先天性弱質(二歳未満)	五・一〇 一・一〇	五・一〇 一・一〇	五・一〇 一・一〇	五・一〇 一・一〇	一・一〇 一・一〇	一・一〇 一・一〇
五 腎臟炎	五・一〇 一・一〇	五・一〇 一・一〇	五・一〇 一・一〇	五・一〇 一・一〇	一・一〇 一・一〇	一・一〇 一・一〇
五 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	五・一〇 一・一〇	五・一〇 一・一〇	五・一〇 一・一〇	五・一〇 一・一〇	一・一〇 一・一〇	一・一〇 一・一〇
一 痢、其の他の悪性腫瘍	五・一〇 一・一〇	五・一〇 一・一〇	五・一〇 一・一〇	五・一〇 一・一〇	一・一〇 一・一〇	一・一〇 一・一〇
五 其の他の消化器の疾患	五・一〇 一・一〇	五・一〇 一・一〇	五・一〇 一・一〇	五・一〇 一・一〇	一・一〇 一・一〇	一・一〇 一・一〇
三 腸膜炎(結核性を除く)	五・一〇 一・一〇	五・一〇 一・一〇	五・一〇 一・一〇	五・一〇 一・一〇	一・一〇 一・一〇	一・一〇 一・一〇
八 不明の診断及不詳の原因	五・一〇 一・一〇	五・一〇 一・一〇	五・一〇 一・一〇	五・一〇 一・一〇	一・一〇 一・一〇	一・一〇 一・一〇
其 の 他	五・一〇 一・一〇	五・一〇 一・一〇	五・一〇 一・一〇	五・一〇 一・一〇	一・一〇 一・一〇	一・一〇 一・一〇
上昇。						
(ホ) 「下痢及腸炎(二歳未満)」は男子に比し常に著しく低位を保ち、傾向は低下。						
(ヘ) 「先天性弱質」は男子に比し常に高位を保ち、傾向は微弱なる上昇。						
(リ) 「癌、其の他の悪性腫瘍」は男子に比し常に極めて僅かに高位を保ち、傾向は「不變」。						
(ヌ) 「其の他の消化器疾患」は男子に比し常に極めて僅かに高位を保ち、傾向は「上昇」。						

最近に於ける我が國死亡率の若干の傾向（報）（二）

第三七表 女總數主要死因別死亡率

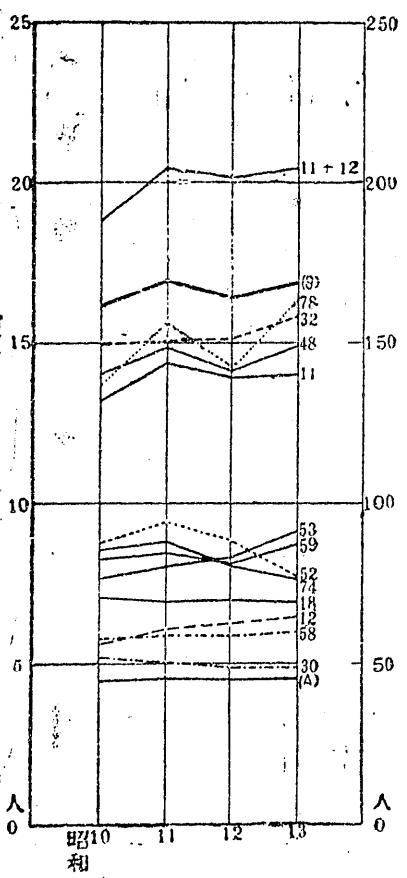
(女10,000に付)

第二二圖 女總數主要死亡率の變動

(女10,000に付)

	死 總	因 數	昭和10年	昭和11年	昭和12年	昭和13年	昭和14年
主 要 死 因		1K1.4%	1K1.3%	1K1.3%	1K1.3%	1K1.3%	1K1.3%
一一及一二 結	死	114.10	113.48	118.04	113.68	116.04	116.21
一一呼 吸 器 の 結	核	1K.80	1K.86	10.18	10.18	10.18	10.18
一一其 の 他 の 結	核	11.10	12.00	13.51	12.00	12.00	12.00
三一 腦 出 血 栓 塞 及 脳 血 栓		五.61	六.08	六.18	六.18	六.18	六.18
四八 肺	炎	1K.01	1K.08	1K.13	1K.13	1K.13	1K.13
七八 老	衰	1K.62	1K.63	1K.63	1K.63	1K.63	1K.63
五二 下 痢	及 腸 炎	二歲未滿	八.73	八.74	八.74	八.74	八.74
五四 先 天 性 弱 質		八.81	八.81	八.81	八.81	八.81	八.81
五九 腎	炎	八.26	八.27	八.27	八.27	八.27	八.27
五三 下 痢	及 腸 炎	二歲以上	七.65	七.66	八.03	八.03	八.03
五一 渴		七.06	六.14	六.14	六.14	六.14	六.14
五八 其 他 の 消 化 器 の 疾 患		五.75	五.86	五.86	五.86	五.86	五.86
三〇 腦 膜 炎 (結核性を除く)		五.19	五.04	四.88	四.88	四.88	四.88
八五 不明の診断及不詳の原因		四.23	五.10	四.16	四.16	四.16	四.16
其 他	因 数	四.65	四.33	四.66	四.66	四.66	四.66

一十一
一一呼
吸
器
の
結
核
(氣管及氣管支の淋巴腺を含む)
一一其
の
他
の
結
核
三一
腦
出
血
栓
塞
及
脳
血
栓
四八
肺
炎
七八
老
衰
五二
下
痢
及
腸
炎
(二歲未滿)
五四
先
天
性
弱
質
五九
腎
炎
五三
下
痢
及
腸
炎
(二歲以上)
五一
渴
五八
其
他
の
消
化
器
の
疾
患
三〇
腦
膜
炎
(結核性を除く)
八五
不明の診断及不詳の原因
A
括弧を附せるは右側の目盛に據る



(ル) 「脳膜炎(結核性を除く)」は男子に比し常に低位を保ち、傾向は輕微なる低下。

(ヲ) 「不明の診断及不詳の原因」は男子に比し常に稍々低位を保ち、傾向は殆んど「不變」。

(メ) 此の間に於ける死亡率上昇の傾向に積極的作用を及ぼしてゐるものは「脳出血、脳栓塞及脳血栓」「老衰」「結核」及「下痢、腸炎及腸

潰瘍(二歲以上)」の上昇であつて、此等は「先天性弱質」及「下痢及腸炎(二歲未滿)」の著しき低下を相殺して尙且餘りあるものと云はねばならぬ。

(1) 女子の零歳死亡率は男子のそれに比し、各年次に亘つて低い(第一表参照)。

(2) 男子死亡率と同様、前期を通じて他の年齢階級に比し零歳死亡率の低下が最も顕著である。

(3) 男子死亡率と同様、後期に於て明瞭なる低下の傾向を示してゐるものは零歳死亡率のみである。但し其の程度は男子に比し稍々著しきが如

第三八表 女零歳主要死因別死亡

死因	死						合計
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年	昭和一一年	
總	106・夫六	111・異	105・三	100・九	100・00	100・00	100・00
主 要 死 因	106・夫六	111・異	105・三	100・九	100・00	100・00	100・00
七四 先 天 性 弱 質(一歳未満)	元・四五	元・三三	元・二三	一・五五	一・五五	一・五五	一・五五
四八 肺 炎	一八・四八	一八・四八	一八・四八	一八・四八	一八・四八	一八・四八	一八・四八
五二 下 淋 及 腸 炎(二歳未満)	一八・四六	一八・四六	一八・四六	一八・四六	一八・四六	一八・四六	一八・四六
七七 其の他の幼若乳兒固有の疾患(三箇月未満)	四・四六	四・四六	四・四六	四・四六	四・四六	四・四六	四・四六
三〇 腦 膜 炎(結核性を除く)	四・三三	四・三三	四・三三	四・三三	四・三三	四・三三	四・三三
其 の 他	三・六五	三・六五	三・六五	三・六五	三・六五	三・六五	三・六五
死	106・夫六	111・異	105・三	100・九	100・00	100・00	100・00
總	106・夫六	111・異	105・三	100・九	100・00	100・00	100・00
主 要 死 因	106・夫六	111・異	105・三	100・九	100・00	100・00	100・00
七四 先 天 性 弱 質(一歳未満)	一・五五	一・五五	一・五五	一・五五	一・五五	一・五五	一・五五
四八 肺 炎	一八・四六	一八・四六	一八・四六	一八・四六	一八・四六	一八・四六	一八・四六
五二 下 淋 及 腸 炎(二歳未満)	一八・四六	一八・四六	一八・四六	一八・四六	一八・四六	一八・四六	一八・四六
七七 其の他の幼若乳兒固有の疾患(三箇月未満)	四・四六	四・四六	四・四六	四・四六	四・四六	四・四六	四・四六
三〇 腦 膜 炎(結核性を除く)	四・三三	四・三三	四・三三	四・三三	四・三三	四・三三	四・三三
其 の 他	三・六五	三・六五	三・六五	三・六五	三・六五	三・六五	三・六五

る(第三八表及第六表比較参照)。

(6) 主要死因別死亡率を見れば(第三九表、第二二圖、第七表及第四圖比較参照)、各種死亡率ともに男子のそれに比し明かに低率であるが、傾向は殆んど男子と同様である。即ち、

(イ) 「先天性弱質(一歳未満)」の死亡率は零歳死亡率總數の傾向と類似はしてゐるが變動の幅は極めて狹少であり、低下の速度も極めて微弱

第三九表 女零歳主要死因別死亡率

(零歳女10,000に於ける)

最近に於ける我が國死亡率の若干の傾向(豫報)(二)

くである。

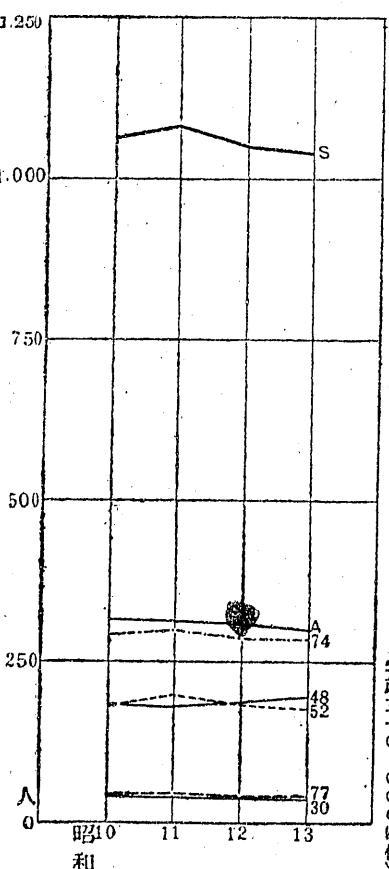
(4) 後期に於ては零歳死亡率低下の速度は著しく緩慢になつてゐる。

(5) 主要死因を見るに、乳兒死亡の二七・六%の多きを占めるものは「先天性弱質(一歳未満)」であつて第一位を占め、「肺炎」が一七・三%にして第二位、「下痢及腸炎(二歳未満)」亦一七・三%で第三位を占め、以上三者を以て乳兒死亡の六二%を超える殆んど全く男子死亡率と同様であ

第三二圖 女零歲主要死因別死亡率の變動

零歳女10,000に付)

(ハ) 「下痢及腸炎(二歳未満)」は零滅死亡率總數と殆んど同様の變動をみせてゐる。



三
一歲死亡率

(1) 此の年齢に於ても女子の死亡率は男子に比し各年次に亘つて低い。

(2) 前明後明を通じて經度の低下傾向を認められ二点が出来る。後明二於

(2) 前期後期を通じて軽度の低下傾向を認めることが出来る。後期に於ける低下は不安定ではあるが、男子に比し稍々著しきかの如くである

(3) 主要死因の第一位を占めるものは「下痢及腸炎(一歳未満)」であつて三五%の多きに達し、「肺炎」之に亞いで二四%を示し、「下痢及腸炎」と共に一歳死亡の二大死因をなすこと殆んど全く男子と同様である。

であつて寧ろ「不變」に近き状態である。

第四〇表 女一歲主要死因別死亡

(第四〇表及第八表参照)。

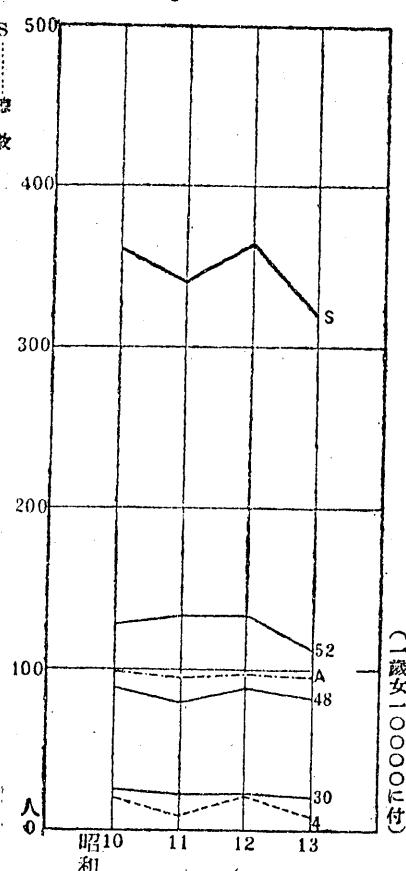
(4) 主要死因別死亡率を見るに(第四一表、第二三圖、第九表及第五圖参照)。

第四一表 女一歳主要死因別死亡率

(一歳女10,000に付)

死 因	昭和10年	昭和11年	昭和12年	昭和13年	昭和14年
總	350・8	320・8	315・5	315・6	315・6
主 要 死 因	320・8	315・5	315・6	315・6	315・6
五二 下痢及腸炎(二歳未満)	230・6	225・2	225・2	225・2	225・2
四八 肺 炎	150・8	150・8	150・8	150・8	150・8
三〇 腦 膜 炎(結核性を除く)	120・3	115・3	115・3	115・3	115・3
四 肺 其 他 の 死 因	100・3	95・8	95・8	95・8	95・8
四 肺 其 他 の 死 因	80・3	75・8	75・8	75・8	75・8
四 肺 其 他 の 死 因	60・3	55・8	55・8	55・8	55・8
四 肺 其 他 の 死 因	52	48	48	48	48
四 肺 其 他 の 死 因	30	4	4	4	4
四 肺 其 他 の 死 因	10・8	9・6	9・6	9・6	9・6

第二三圖 女一歳主要死因別死亡率の變動



の各種死亡率は何れも男子に比し若干低い。然し傾向は何れも殆んど全く男子と同様である。即ち、

(イ) 「下痢及腸炎(二歳未満)」は昭和一〇年から同一二年迄僅かに上昇してゐるが同一三年に至つて相當顯著に低下を示してゐる。

(ロ) 「肺炎」は殆んど「不變」乃至は微かに上昇。

(ハ) 「脳膜炎(結核性を除く)」は輕微な低下。

(ニ) 「麻疹」は明瞭な隔年性を示してゐるが傾向としては微細なる低

下。

四 二歳死亡率

(1) 此の年齢に於ても女子の死亡率は男子に比し各年次に亘つて低い。

但し、男女死亡率の懸隔は零歳及一歳に比し遙かに接近を示してゐる(第一表参照)。

(2) 前期に於ては輕度なる低下が認められるが、後期に於ては稍々上昇の傾向を見出すことが出来る。此等の傾向は男子と殆んど同様である(第一表参照)。

(3) 主要死因の第一位は「下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」であつて二一%に達し、第二位の「肺炎」は一七%、「赤痢及疫痢」及「脳膜炎(結核性を除く)」が之に亞ぎ夫々一〇%を稍々超えてゐる。以上の死因の割合は男子に比し何れも稍々大であるが、「不慮の傷害」は男子に比し稍々低い(第四二表及第一〇表参照)。

(4) 主要死因別死亡率を見るに(第四三表、第二四圖、第一一表及第六圖參照)、「肺炎」の死亡率が男子に比し稍々高いのを除けば爾餘の死因別死

括弧を附せるは右側の日盛に據る

「麻疹」の死亡率が女子に於ては男子に比し稍々高いのを除けば爾餘の死因別死

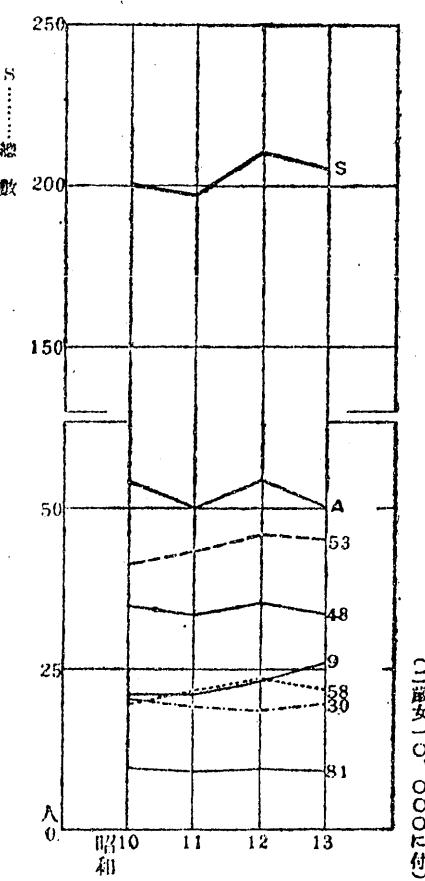
最近に於ける我が國死亡率の若干の傾向(速報)(二)

第四表 女二歲主要死因別死亡

第四三表 女二歲主要死因別死亡率

	死因	昭和二年 数	昭和三年 数	昭和三年 率
主 要 死 因	下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	一九〇・〇〇	一一〇・六五	一〇九・三五
五三	下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	一四〇・三一	一五五・五五	一五五・一五
五三	下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	一四〇・三一	一五五・五五	一五五・一五
四八	肺 炎	一一一・一六	一二一・一六	一二一・一六
九	赤 痢 及 疣 痢	一〇・八五	一〇・八五	一〇・八五
三〇	腦 膜 炎(結核性を除く)	一〇・一五	一〇・一五	一〇・一五
五八	其の他の消化器の疾患	一九・〇六	二〇・〇六	一九・〇六
八一	不 麽 の 傷 害	一・五五	一・五五	一・五五
其 の 他	至・七七	五・七七	五・七七	五・七七
(イ)	「下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」は漸次上昇。	一・八一	一・八一	一・八一
それと極めて類似してゐる。				
別死亡率は何れも男子より僅かに低い。然し、傾向は何れも之亦男子の				
それと極めて類似してゐる。				

第二五圖 女二歳主要死因別死亡率の變動



別死亡率は何れも男子より僅かに低い。然し、傾向は何れも之亦男子のそれと極めて類似してゐる。

(イ) 「下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」は漸次上昇。

括弧を附せるは右側の呂聲文據る

(ロ) 「肺炎」は殆んど「不變」。

(ハ) 「赤痢及疫痢」は相當顯著なる上昇。

(二) 「其の他の消化器の疾患」は昭和一二年迄上昇してゐるが同一二三年には若干低下。

(ホ) 「脳膜炎(結核性を除く)」及「不慮の傷害」は殆んど「不變」。

五 三歳死亡率

(1) 此の年齢に至つては、男子及女子間の死亡率の差は殆んど消失して、寧ろ稍々女子の死亡率の方が高位を示すに至つてゐる(第一表参照)。

第四四表 女三歳主要死因別死亡率

死因	寶合					
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年	昭和一一年
主 要 死 因 數	三・〇九八	三・〇四五	三・〇四四	三・〇三七	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
五三 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	八・六八一	六・三三一	九・〇〇四	六・六九九	七・一・七六	七・一・七一
九 赤 痢 及 疫 痢	一・六八九	一・〇一〇	一・二三三	一・一九〇	一・〇・六一	一・〇・五九
四八 肺 炎	一・六六六	一・〇九九	一・一六二	一・一〇八	一・〇・五九	一・〇・五八
三〇 腦 膜 炎(結核性を除く)	一・五九六	一・〇八八	一・一〇一	一・〇・九〇	一・〇・四一	一・〇・三九
五八 其の他の消化器の疾患	一・五三	一・〇三三	一・一三三	一・〇・九九	一・〇・三三	一・〇・三〇
八一 不 虧 の 傷 害	一・五五	一・〇八八	一・一五五	一・〇・九九	一・〇・三一	一・〇・二九
其 の 他	一・五五	一・〇〇一	一・一五七	一・〇・八九	一・〇・二九	一・〇・二八

(4) 主要死因別死亡率を見るに(第四五表、第二五圖、第一三表及第七圖参照)

(イ) 「下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」は殆んど男子と同様の高さを

示し、傾向は明瞭なる上昇。

(2) 前期に於ける傾向は殆んど「不變」であるが、後期に至つて稍々明瞭なる上昇を示し、男子の傾向と極めて類似してゐる。

(3) 主要死因の第一位は二歳と同じく「下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」であつて「一〇%に達し、第二位の「赤痢及疫痢」は一六%、「肺炎」一三%

、「脳膜炎(結核性を除く)」一一%、「其の他の消化器の疾患」八%、「不慮の傷害」四%と云ふ順位である。男子に比し女子に於ては、「脳膜炎」と「肺炎」とが地位を轉換し、「不慮の傷害」は男子に比し女子に於て低い(第四四表参照)。

炎」と「肺炎」とが地位を轉換し、「不慮の傷害」は男子に比し女子に於て低い(第四四表参照)。

(ロ) 「赤痢及疫痢」も殆んど男子と同様の高さを別死亡率中最も著しい上昇。

(ハ) 「肺炎」は男子に比し常に明かに上位を示し、傾向は男子と異つて

第四五表 女三歳主要死因別死亡率

(三歳女 10,000に付)

殆んど「不變」。

死 総 因 敷 昭和10年 昭和11年 昭和12年 昭和13年 昭和14年

主 要 死 因 敷 二三・九 二三・三 二三・六 二三・九 二三・九

死 総 因 敷 二三・九 二三・三 二三・六 二三・九 二三・九

五三

下痢、腸炎及腸潰瘍 二三・九 二三・八 二三・九 二三・九

五三

赤痢及疫痢 二三・九 二三・八 二三・九 二三・九

四八

肺 炎 二三・九 二三・九 二三・九 二三・九

三〇

脳膜炎(結核性を除く) 二三・九 二三・九 二三・九 二三・九

五八

其の他の消化器の疾患 二三・九 二三・九 二三・九 二三・九

八一

不慮の傷害 二三・九 二三・九 二三・九 二三・九

八一

其の他の毛穴 二三・九 二三・九 二三・九 二三・九

五八

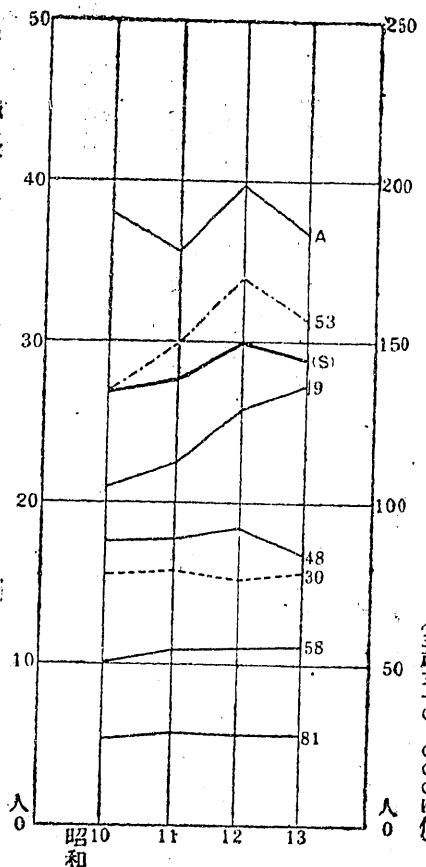
その他の傷害 二三・九 二三・九 二三・九 二三・九

八一

其他 二三・九 二三・九 二三・九 二三・九

第二五圖 女三歳主要死因別死亡率の變動

(三歳女 10,000に付)



括弧を附せるは右側の目盛に據る
 A……其の他
 五三……下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)
 五三……赤痢及疫痢
 四八……肺炎
 三〇……脳膜炎(結核性を除く)
 五八……其の他の消化器の疾患
 八一……不慮の傷害

死 総 因 敷 昭和10年 昭和11年 昭和12年 昭和13年 昭和14年

主 要 死 因 敷 二三・九 二三・三 二三・六 二三・九 二三・九

死 総 因 敷 二三・九 二三・三 二三・六 二三・九 二三・九

五三

下痢、腸炎及腸潰瘍 二三・九 二三・八 二三・九 二三・九

五三

赤痢及疫痢 二三・九 二三・八 二三・九 二三・九

四八

肺 炎 二三・九 二三・九 二三・九 二三・九

三〇

脳膜炎(結核性を除く) 二三・九 二三・九 二三・九 二三・九

五八

其の他の消化器の疾患 二三・九 二三・九 二三・九 二三・九

八一

不慮の傷害 二三・九 二三・九 二三・九 二三・九

八一

其の他の毛穴 二三・九 二三・九 二三・九 二三・九

五八

その他の傷害 二三・九 二三・九 二三・九 二三・九

八一

其他 二三・九 二三・九 二三・九 二三・九

六 四歳死亡率

(1) 此の年齢に於ても女子の死亡率の方が高率を示してゐるが、男子及女子間の差は三歳死亡率に於けるよりも甚だしい(第一表参照)。

(2) 前期に於ける傾向線は極めてなだらかな「上方に凸」の圓弧を描いてゐるが、後期に至つて稍々上昇を示してゐることは男子の傾向と類似してゐる。

(3) 主要死因の第一位は二歳及三歳と同様に「下痢腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」であつて一八%を示し、第二位以下は、「赤痢及疫痢」の一六%、

「肺炎」一三%、「脳膜炎(結核性を除く)」一一%、「其の他の消化器の疾患」六%が三歳と同様の順位を以て之に續いて居り、これらは何れも男子に比し稍々高率を示してゐる。これに次ぐものは「結核」の五%で、男子に於ける「不慮の傷害」、「腎臓炎」と其の地位を轉換してゐることは注目に値する(第四六表參照)。

(4) 主要死因別死亡率を見るに(第四七表及第二六圖、第一五表及第八圖參照)、

(5) 「脳膜炎(結核性を除く)」も亦男子に比し常に高く、傾向は男子と同様殆んど「不變」。

(6) 「其の他の消化器の疾患」は男子と同様なる高さを示し、傾向は輕度の上昇。

(7) 「不慮の傷害」は男子に比し明かに低く、傾向としては殆んど「不變」。

第四六表 女四歳主要死因別死亡

死 因	實 數						
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年
總	八・一五	八・〇九	八・〇三	八・〇二	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
主 要 死 因	五・七五	五・六五	五・五五	五・四五	四・〇五	四・〇五	四・〇五
五三 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	一・七五	一・六五	一・五五	一・四五	一・〇五	一・〇五	一・〇五
九 赤 痢 及 疫 病	一・五五	一・四五	一・四五	一・四五	一・〇五	一・〇五	一・〇五
四八 肺 炎	一・〇三	一・〇三	一・〇三	一・〇三	一・〇五	一・〇五	一・〇五
三〇 腦 膜 炎(結核性を除く)	一・〇三	一・〇三	一・〇三	一・〇三	一・〇五	一・〇五	一・〇五
五八 其の他の消化器の疾患	一・〇三	一・〇三	一・〇三	一・〇三	一・〇五	一・〇五	一・〇五
一二及一 結 核	一・〇三	一・〇三	一・〇三	一・〇三	一・〇五	一・〇五	一・〇五
一二 其の他の 結 核	一・〇三	一・〇三	一・〇三	一・〇三	一・〇五	一・〇五	一・〇五
一一 呼 吸 器 の 結 核 (淋巴腺及氣管支を含む)	一・〇三	一・〇三	一・〇三	一・〇三	一・〇五	一・〇五	一・〇五
其 他	一・〇三	一・〇三	一・〇三	一・〇三	一・〇五	一・〇五	一・〇五

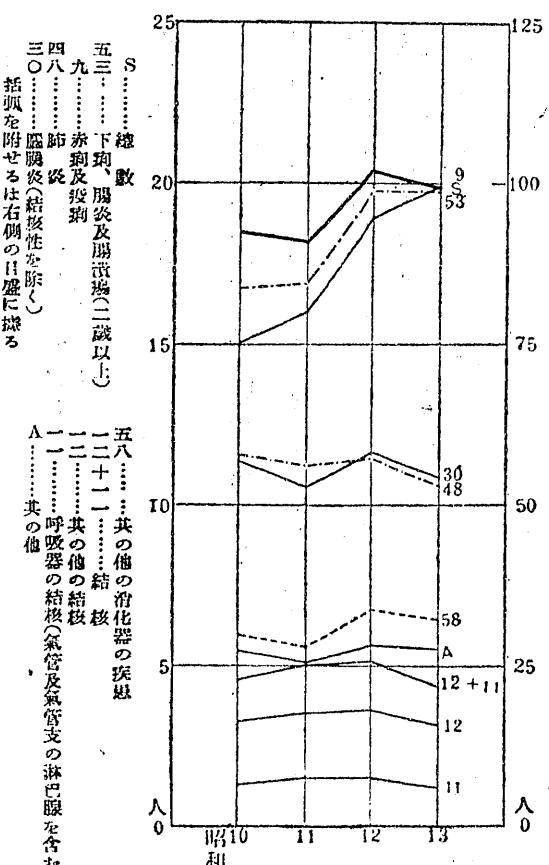
第四七表 女四歳主要死因別死亡率

(四歳女10,000人付)

死 因	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年
總	50・55	50・45	50・35	50・25	101・45	101・35	101・25
主 要 死 因	25・31	25・21	25・11	25・01	25・10	25・00	25・00
五三 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	15・21	15・11	15・01	15・01	15・21	15・11	15・01
九 赤 痢 及 疫 病	15・05	15・05	15・05	15・05	15・05	15・05	15・05
四八 肺 炎	15・01	15・01	15・01	15・01	15・01	15・01	15・01
三〇 腦 膜 炎(結核性を除く)	11・25	11・25	11・25	11・25	10・85	10・85	10・85
五八 其の他の消化器の疾患	五・九五	五・九五	五・九五	五・九五	五・九五	五・九五	五・九五
一二及一 結 核	五・五五	五・五五	五・五五	五・五五	五・五五	五・五五	五・五五
一二 其の他の 結 核	三・四五	三・四五	三・四五	三・四五	三・四五	三・四五	三・四五
一一 呼 吸 器 の 結 核 (淋巴腺及氣管支を含む)	一・九五	一・九五	一・九五	一・九五	一・九五	一・九五	一・九五
其 他	一・四五	一・四五	一・四五	一・四五	一・四五	一・四五	一・四五

第二六圖 女四歳主要死因別死亡率の變動

(四歳女10,000人付)



最近に於ける我が國死亡率の若干の傾向（豫報）(1)

括弧を附せるは右側の上盛に據る

(イ) 「下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」は男子よりも常に稍々高率を示し、傾向は男子と同様明瞭なる上昇。

(ロ) 「赤痢及疫痢」も男子より稍々高率を示し、主要死因別死亡率中最も著しき上昇。

(ハ) 「肺炎」も男子に比し高率を示してゐるが、傾向としては輕微な下降を示す。

(ニ) 「脳膜炎(結核性を除く)」は男子と殆んど同様の率を示し、相當上下してゐるが、傾向としては殆んど「不變」。

(ホ) 「其の他の消化器の疾患」は男子に比し稍々高率を示し、輕度の上升。

第四八表 女五—九歳 主要死因別死亡

死 因	昭和一〇年				昭和一一年				昭和一二年				昭和一三年				合 計
	總	主 要 死 因	數	實													
一二及一 結 核	一六・七三	主 要 死 因	一三・一四	一三・一四	一六・七〇	主 要 死 因	一四・七〇	一四・七〇	一六・七九	主 要 死 因	一五・七九	一五・七九	一六・八〇	主 要 死 因	一五・八〇	一五・八〇	一六・八一
一二其の他 の結核	一・〇八		一・〇八	一・〇八	一・〇九		一・〇九	一・〇九	一・一〇		一・一〇	一・一〇	一・一〇		一・一〇	一・一〇	一・一〇
一一 呼吸器の結核 (氣管及氣管支の) 炎	一・九		一・九	一・九	一・九												
三〇 腦 膜 炎(結核性を除く)	一・〇九		一・〇九	一・〇九	一・〇九												
五三 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	一・八〇		一・八〇	一・八〇	一・八〇												
四八 肺 炎	一・七三		一・七三	一・七三	一・七三												
九 赤 痢 及 疫 痢	一・〇九		一・〇九	一・〇九	一・〇九												
五八 其の他の消化器の疾患	一・一六		一・一六	一・一六	一・一六												
五九 腎 臟 炎	一・〇三		一・〇三	一・〇三	一・〇三												
八一 不 慮 の 傷 害	一・〇〇		一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇												
其 他	一・五二		一・五二	一・五二	一・五二												

(ハ) 「結核」は傾向としては殆んど「不變」。

昇。

七 五—九歳死亡率

(1) 昭和一〇年及同一一年を除いて爾餘の年次に於ては男子に比し女子死亡率の方が稍々高い(第一表参照)。此の年齢階級内に於て男女死亡率の轉換が行はれてゐるから、更に之を各歳別に一層を投する必要がある。

後期について見れば、五歳の死亡率は女子は男子に比し高く、六歳に於ては年次によつて相交代し、七歳、八歳及九歳に於ては一般に男子の方

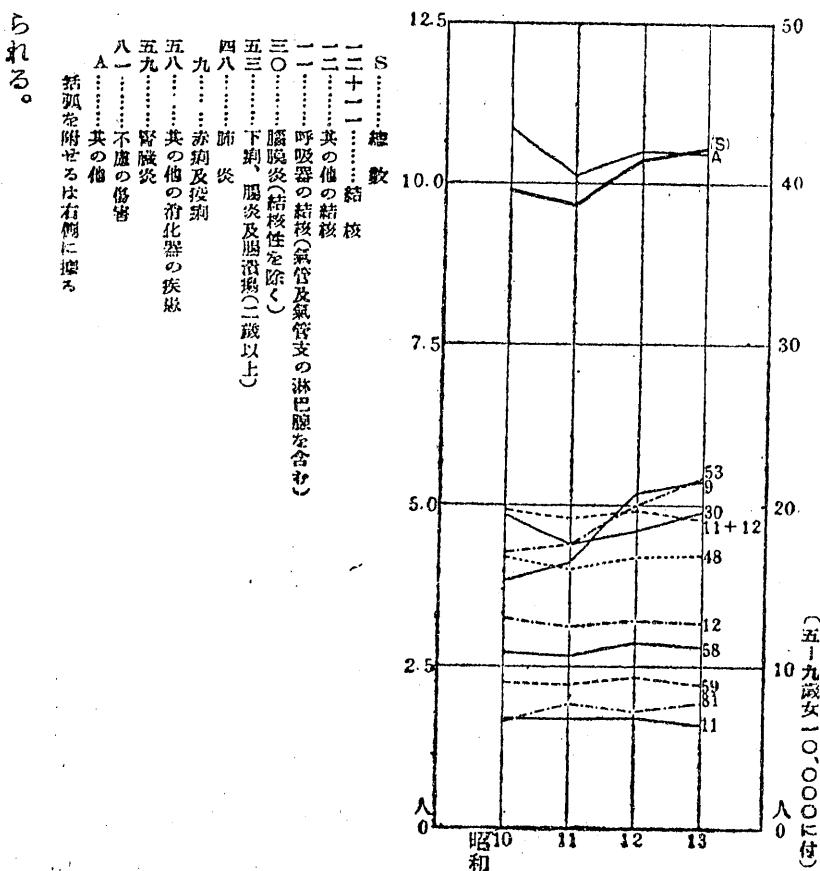
が稍々高き傾がある(第一表参照)。

(2) 前期に於ける傾向は極めて微弱なる低下を示すじて認め得る程度であるが、後期に於ては明瞭なる上昇を示してゐること男子と殆んど同様である。

(3) 後期について第二表に據つて之を各歳別に見るに、特に顯著なる上昇を認め得るのは五歳の死亡率であつて此の點男子と同様である。此の年齢の死亡率は前期を通じて上昇を示し更に後期に於ても上述の如く上昇を繼續してゐるのであつて頗る注意を要する。五歳に亘りで九歳に於て稍々上昇の傾向を認めるが爾餘の年齢に於ては殆んど「不變」と見えてよい。従つて五十九歳の死亡率の上昇は主として五歳の上昇によると見えてよい。

第四九表 女五十九歳主要死因別死亡率

死 因	(五十九歳女10,000に対する)			
	昭和10年	昭和11年	昭和12年	昭和13年
死 因 總 數	三・九	三・七	三・五	三・三
主 要 死 因	二・七	二・六	二・四	二・三
結 核	四・六	四・八	四・九	四・九
其 他 の 結 核	三・五	三・三	三・二	三・一
其 他 の 結 核	一・六	一・六	一・四	一・三
呼吸器の結核(氣管及氣管支を含む)	一・六	一・六	一・四	一・三
下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	一・六	一・五	一・四	一・三
脳膜炎(結核性を除く)	一・六	一・五	一・四	一・三
肺	一・九	一・九	一・九	一・九
赤痢及疫痢	三・八	三・一	三・一	三・一
其の他の消化器の疾患	二・三	二・三	二・二	二・一
腎	一・九	一・九	一・九	一・九
不慮の傷害	一・七	一・六	一・五	一・四
其 他	一・六	一・五	一・四	一・三



られる。

(4) 此の年齢階級の主要死因の第一位を占めるものは「結核」であつて一二%を示し、第一位の「脳膜炎(結核性を除く)」亦約一二%、「下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」及「肺炎」夫々一%、「赤痢及疫痢」一〇%、「其の他の消化器の疾患」七%、「腎臓炎」六%、及「不慮の傷害」四%である(第四八表参照)。男子に比し特に著しき差異の認められるのは、女子に於ては「不慮の傷害」の地位が著しく下つてゐることである(第一六表比較参照)。

(5) 主要死因別死亡率を見るに(第四九表、第二七圖、第一七表及第九圖參照)。

(イ) 「結核」は男子に比し常に稍々高く、傾向は男子同様「不變」。

(ロ) 「脳膜炎(結核性を除く)」は男子に比し僅かに低く、傾向は、男子に於ては低下を示してゐるが、女子に於ては相當明瞭なる上昇。

(ハ) 「下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」は常に男子に比して高く、傾向は、男子と同様に、顯著なる上昇。

(ニ) 「肺炎」も亦男子に比し常に高く、傾向は殆んど「不變」。

(ホ) 「赤痢及疫痢」も亦男子に比して常に高く、傾向は、男子と同様、最も著しき上昇。

第五〇表 女 一〇—一四歳 主要死因別死亡率

死 因	實 數						合 計
	昭和 一〇年	昭和 一一年	昭和 一二年	昭和 一三年	昭和 一〇年	昭和 一一年	
總 死 因 數	三・一四三	一・四三五	一・四三〇	一・四二五	一・四二三	一・四一九	一・四一九
主 要 死 因 數	一・六三三	一・五五八	一・五三九	一・五二〇	一・五一五	一・五〇九	一・五〇九
一一及一二 結 核	五・二五八	五・一五八	五・一五〇	五・一四〇	五・一三〇	五・一二〇	五・一二〇
一二 呼吸器の結核 (氣管及氣管支の)	三・一五三	三・一五〇	三・一四七	三・一四四	三・一三九	三・一三六	三・一三六
一二 其の他の結核	二・〇一一	二・〇〇一	二・〇〇一	二・〇〇一	二・〇〇一	二・〇〇一	二・〇〇一
三〇 腦 膜 炎(結核性を除く)	一・六六六	一・六六六	一・六六六	一・六六六	一・六六六	一・六六六	一・六六六
五八 其の他の消化器の疾患	一・〇一	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
四八 肺 炎	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一
五九 腎 臟 炎	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一
四九 肋 膜 炎	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一
五三 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一
其 他	三・一四三	三・一三六	三・一三一	三・一二七	三・一二七	三・一二七	三・一二七

(シ) 「其の他の消化器の疾患」も亦男子に比し常に高く、傾向は、男子と同様、輕微なる上昇。

(ト) 「腎臟炎」は男子に比し低く、傾向は「不變」。

(チ) 「不慮の傷害」は男子に比し著しく低く、傾向は輕微なる上昇。

(6) 後期に於て五一九歳死亡率を高めてゐるのは「赤痢及疫痢」「下痢、腸炎及腸潰瘍」及「脳膜炎」に之を歸することが出来る。

八 一〇—一四歳死亡率

(1) 此の年齢階級に至つて男子に比し女子死亡率が明かに高くなる(第
一表参照)。

第二表について見るに此の間各年齢共に女子が高いが、その差は後年齢に至る程著しい。

(2) 前期を通じて稍々明かに下降の傾向を示してゐるが、後期に於ては五十九歳と略々同様の明瞭なる上昇を認めることが出来る。此の傾向は男子と極めて類似してゐる。

(3) 後期について第二表に據つて之を各歳別に見ると、各歳共略々同様に比較的軽度の上昇を示してゐる。

(4) 此の年齢階級の主要死因の第一位を占めるものは「結核」であつて四〇%の多さに達し、以下順次「脳膜炎(結核性を除く)」及「其の他の消化器の疾患」夫々七%、「肺炎」六%、「腎臓炎」五%、「肋膜炎」及「下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」夫々四%である(第五〇表参照)。男

第五一表 女一〇一一四歳主要死因別死亡率

死 因	(10-1四歳女10,000に付)			
	昭和10年	昭和11年	昭和12年	昭和13年
總	11.1	11.2	11.3	11.4
主 要 死 因 數	11.1	11.2	11.3	11.4
一一及一二 結 核	11.1	11.2	11.3	11.4
一一 呼吸器の結核(淋巴腺を含むもの)	11.1	11.2	11.3	11.4
一一 其の他の結核	11.1	11.2	11.3	11.4
三〇 腸膜炎(結核性を除く)	11.1	11.2	11.3	11.4
五八 其の他の消化器の疾患	11.1	11.2	11.3	11.4
四八 肺	11.1	11.2	11.3	11.4
五九 腎	11.1	11.2	11.3	11.4
四九 肋 膜	11.1	11.2	11.3	11.4
五三 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	11.1	11.2	11.3	11.4
△ 括弧を附せるは右欄の旨盛に據る	11.1	11.2	11.3	11.4

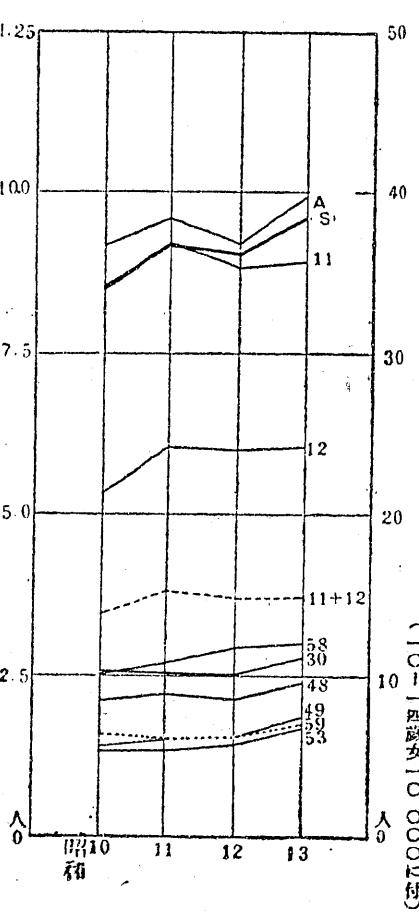
子に比し女子に於ては主要死因は「結核」に對して集中的である。男子主要死因中「不慮の傷害」「腹毒症及敗血症」及心臓疾患は女子主要死因中には入つて來ない(第一八表比較参照)。

(5) 主要死因別死亡率を見るに(第五一表、第二八圖、第一九表及第一〇圖参照)。

(イ) 「結核」は男子に比し著しく高く二倍以上の高率に達してゐることは注目に値する。傾向は軽度の上昇。

(ロ) 「脳膜炎(結核性を除く)」は男子と略々同様の高さを示し、傾向

第二八圖 女一〇一一四歳主要死因別死亡率の變動
(10-1四歳女10,000に付)



は男子同様軽度の上昇。

(イ) 「其の他の消化器の疾患」は男子に比し明かに高く、傾向は上昇。

(ニ) 「肺炎」も亦男子に比し高く、傾向は軽度の上昇。

(ホ) 「腎臓炎」も亦男子に比し高く、傾向は軽度の上昇。

(ヘ) 「肋膜炎」は男子に於ては主要死因中に入つてゐない。傾向は上昇。

(ト) 「下痢、腸炎及腸潰瘍(一歳以上)」は男子に比して僅かに高く、傾向は男子同様上昇。

(1) 此の年齢階級に於ても男子に比し女子死亡率が明かに高い(第一表參照)。

九 一五一一九歳死亡率

(1) 此の年齢階級に於ても男子に比し女子死亡率が明かに高い(第一表參照)。

第五二表 女一五一一九歳 主要死因別死亡

死 因	數						合
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年	昭和一一年	
主 要 死 因 數	一六・五五	一五・七九	一四・一四	一四・七五	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇
一及一二結核	一・八・四一	一・七・三四	一・六・六一	一・五・九一	一・〇・〇〇	一・〇・〇〇	一・〇・〇〇
一二呼吸器の結核(氣管及氣管支の) 一、二其の他の結核	一・四・三一	一・四・一八	一・四・〇四	一・三・九九	一・〇・〇〇	一・〇・〇〇	一・〇・〇〇
五八其の他の消化器の疾患	一・六・六一	一・六・五八	一・六・五八	一・六・五八	一・〇・〇〇	一・〇・〇〇	一・〇・〇〇
四九肋膜炎	一・四・三一	一・四・一八	一・四・〇四	一・三・九九	一・〇・〇〇	一・〇・〇〇	一・〇・〇〇
四八肺炎	一・三・三三	一・三・一〇	一・二・九〇	一・一・七七	一・〇・〇〇	一・〇・〇〇	一・〇・〇〇
三〇脳膜炎(結核性を除く)	一・二・四〇	一・一・九〇	一・一・七七	一・一・六六	一・〇・〇〇	一・〇・〇〇	一・〇・〇〇
其他	一・一・六六	一・一・五五	一・一・四四	一・一・三三	一・〇・〇〇	一・〇・〇〇	一・〇・〇〇

第二表について見るに此の間各年齢共に女子が高いが、一〇一一四歳

とは逆に、その差は後年齢に至る程少くなつてゐる。

(2) 前期に於ては低下の傾向を認めることが出来るが、後期に於ては、

男子と同様、他の年齢階級に比し最も顯著なる上昇を示してゐる。

(3) 後期について之を各歳別に見るに(第二表參照)、特に顯著なる上昇を示してゐるのは一五歳、一九歳及一七歳である。

(4) 主要死因第一位の「結核」は此の年齢階級に至つて著しく其の地位を擴大し、五四%の多きに達してゐる。第二位は「其の他の消化器の疾患」であるが割合を著しく減じて六%、以下、「肋膜炎」五%、「肺炎」四%、「脳膜炎(結核性を除く)」三%である(第五二表參照)。

男子の主要死因と比較して特に注目すべき點は、女子に於ては、男子に於て第二位を占める「不慮の傷害」が全然主要死因中に現はれてゐな

いことである。その結果女子に於ては「結核」の割合が男子に比し八%餘も擴大を示してゐる(第二〇表比較参照)。

(5) 主要死因別死亡率を見るに(第五三表、第二九圖、第二一表及第一二圖参照)、

(イ) 「結核」は男子に比し著しく高く常に10%餘の差を示してゐる。

前項の如く女子の「結核」は男子に比し常に主要死因中の割合が大なるのみならず、その死亡率に於ても明かに高いことが認められる。傾向は明瞭なる上昇。

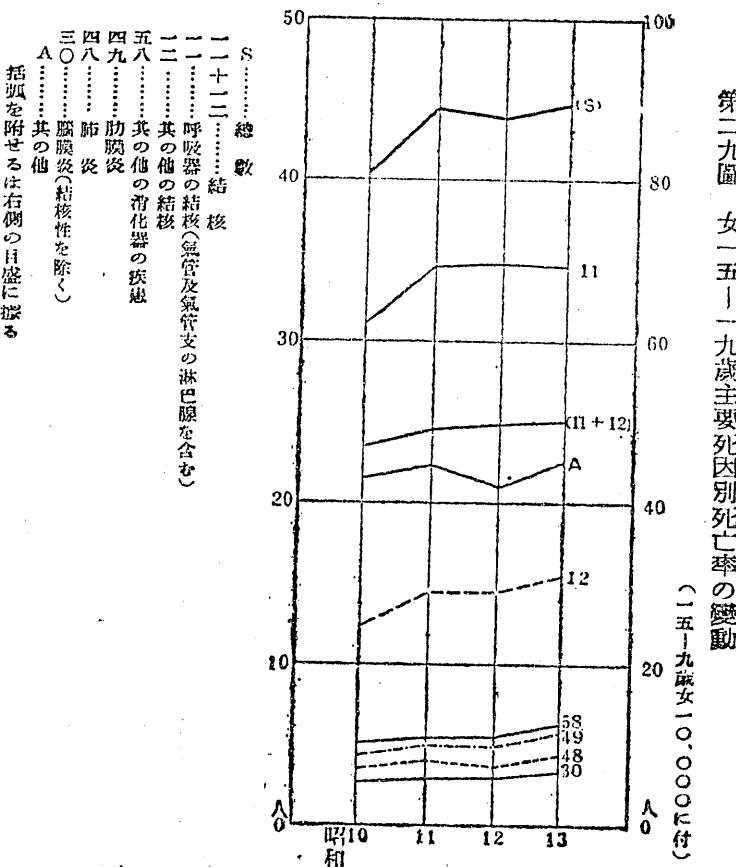
(ロ) 「其の他の消化器の疾患」も亦男子に比して高い。傾向は上昇。

(ハ) 「肋膜炎」も亦男子に比して高く、傾向は(ロ)と殆んど平行に上昇。

(ニ) 「肺炎」も亦男子に比して高く、傾向は上昇。

第五三表 女一五一一九歳主要死因別死亡率

(一五一一九歳女10,000に付)



(ホ) 「脳膜炎(結核性を除く)」は男子と殆んど同様。傾向は上昇。

以上の如く「結核」は云ふ迄もなく、「肋膜炎」「肺炎」等の死因中に於ける地位及傾向から見て、此の年齢階級に於て「結核」の慘禍は特に著しく、男子に比し殊に然りである。加之、女子に於ても亦、最近此の慘禍は此の年齢階級に於て著しく擴大せられつゝあると認めねばならぬ。

一〇一一一四歳死亡率

其の他の他

三〇 腦膜炎(結核性を除く)

三〇 腦膜炎(結核性を除く)

最近に於ける我が國死亡率の若干の傾向(報) (1)

高かつたのであるが、昭和一〇年、一一年及一二年に於て男子と其の地位を轉換するに至つてゐることは頗る注目に値する。第六回生命表に現はれた此等の年齢に於ける男女死亡率の轉換と相關聯する重要な事實であると思ふ(註)(第一表參照)。

註 (1) 高津英雄氏「男女別に見たる死亡率の變化」—内閣統計局「統計時報」第九八號、昭和一五年六月

(2) 第一表によれば、昭和一三年に於ては再轉して僅かに女子死亡率が男子死亡率を超えてゐる。但し其の差は極めて小である。而して、本稿にて死亡率算定に使用したる推計年齢別人口は昭和一〇年以後補外法により且修正を加へてゐないから此の數字のみを以て果して男女死亡率の再轉換が、昭和一三年に於て、起つてゐるか否か明確には斷定し得ない(館總)。

窪田嘉彰稿「國勢調査問年次に於ける男女年齢別人口の推計(一)」一本誌

第五四表 女二〇—二四歳 主要死因別死亡

死因	實数				割合			
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年
總	125,121	107,141	118,780	100,000	100.00	100.00	100.00	100.00
主 要 死 因 數	110,000	111,001	111,000	111,000	101.0%	101.0%	101.0%	101.0%
一 一 及 二 二 結 核	110,000	111,001	111,000	111,000	101.0%	101.0%	101.0%	101.0%
二 一 呼吸器の結核(氣管及氣管支の) 括弧内膜及氣管支を含む)	10,000	11,000	11,000	10,000	8.2%	8.2%	8.2%	8.2%
二 二 其 の 他 の 結 核	3,400	3,300	3,300	3,000	2.6%	2.6%	2.6%	2.6%
五 八 其の他の消化器の疾患	1,601	1,600	1,600	1,600	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
四 九 肋 膜 炎	1,400	1,400	1,400	1,400	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
四 八 肺 炎	1,300	1,300	1,300	1,300	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%
七 九 自 殺	1,000	1,000	1,000	1,000	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%
五 九 腎 炎	800	800	800	800	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%
五 九 其 他 腎 炎	600	600	600	600	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%
五 九 腎 其 他	400	400	400	400	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%
八 二 天	200	200	200	200	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%
八 二 天	100	100	100	100	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
八 二 天	100	100	100	100	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
八 二 天	100	100	100	100	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
八 二 天	100	100	100	100	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%

第一卷第二號、昭和一五年五月參照)。

第二表について見るに以上の傾向は特に二二歳及二三歳に於て顯著である。

(2) 既に一言した通り、男子は前期に於て明かなる上昇を認め得たのであるが、之に反して女子に於ては明瞭なる低下の傾向を認め得ることが出来る(前號所載本稿三九頁參照)。後期に於ては男子と殆んど同様の上昇を認め得る。前項の男女死亡率の轉換の理由は主として男子死亡率の上昇に見出し得る(第一表及第三〇圖參照)。

(3) 後期について之を各歳別に見るに(第二表參照)、特に顯著なる上昇を示してゐるのは二〇歳及二三歳である。

(4) 主要死因の第一位は「結核」であつて、男子に於ては此の年齢階級

に於て「結核」の主要死因中に占める地位は頂點に達したこと前號に於て述べたる如くであるが、女子に於ては前述の通り、一つ以前の年齢階級、即ち、一五—一九歳に於て頂點に達し、二〇—二四歳に至つて若干其の割合を減じ、四九%を示してゐる。以下順次、「其他の消化器の疾患」六%、「肋膜炎」及「肺炎」が夫々五%、「自殺」及「腎臓炎」が夫々三%である(第五四表参照)。

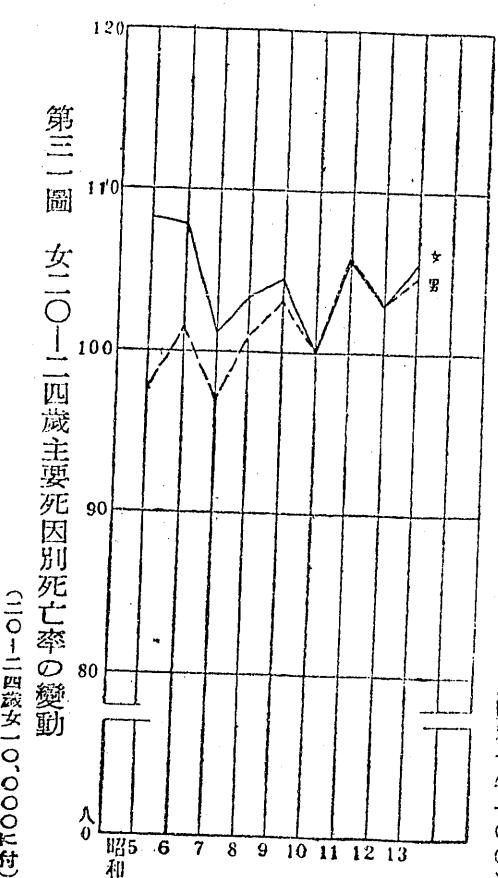
男子の主要死因と比較するに、「不慮の傷害」が主要死因中から消えてゐるが、男子に見られなかつた「肺炎」及「腎臓炎」が現はれてゐる(第二三表比較参照)。

(5) 主要死因別死亡率を見るに(第五五表、第三〇、三二圖、第二三表及第一二圖参照)。

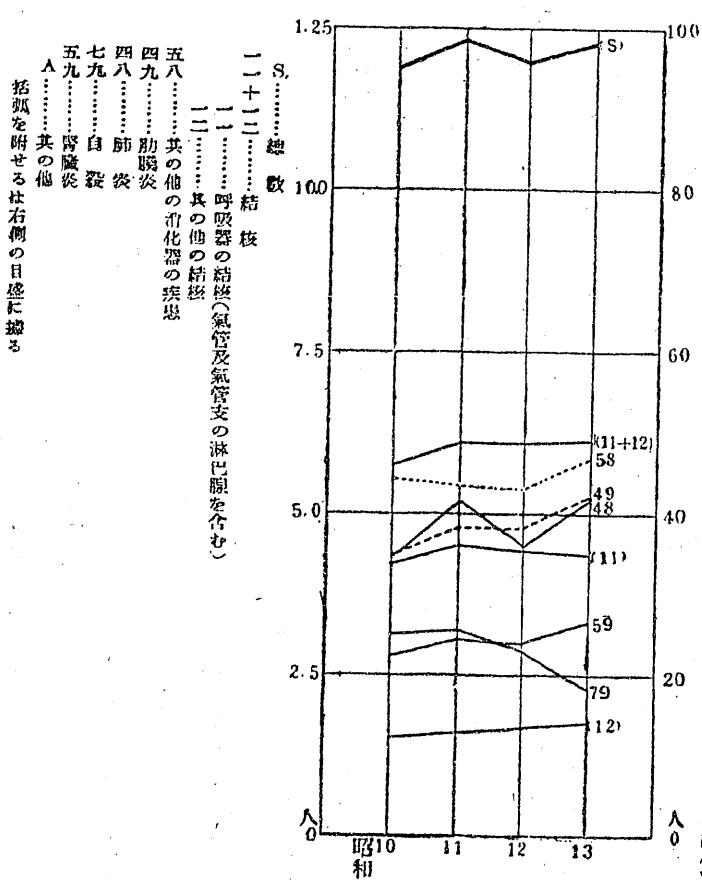
第五五表 女二〇—二四歳主要死因別死亡率

死 因 名	死 因 數				(10-1西蒙女10,000に付)
	昭和10年	昭和2年	昭和3年	昭和3年	
死 總 主 要 死 因 數	全・八	六・四	五・六	六・三	
二及二 結 核	一・一	一・三	一・一	一・一	
一一 呼吸器の結核 (淋巴腺及氣管支の 淋巴腺を含む)	三・九	三・九	三・九	三・九	
一二 其の他の結核	三・九	三・八	三・七	三・七	
五八 其の他の消化器の疾患	五・四	五・四	五・四	五・四	
四九 肋 膜 炎	四・五	四・六	四・七	四・八	
七八 肺 炎	三・三	三・九	三・九	三・九	
五九 腎 臟 炎	三・九	三・九	三・九	三・九	
五九 自 殺	二・六	二・五	二・四	二・四	
其 他	二・六	二・五	二・六	二・六	

第三〇圖 二〇—二四歳男女死亡率指數比較 (昭和十年一〇〇)



第三一圖 女二〇—二四歳主要死因別死亡率の變動 (10-1西蒙女10,000に付)



(イ) 「結核」は男子と殆んど同様で、上昇。

(ロ) 「其の他の消化器の疾患」は男子に比し明かに低いが、傾向は上昇。

(ハ) 「肋膜炎」は男子と殆んど同様にして、傾向は顯著なる上昇。

(ニ) 「肺炎」は輕度の上昇。

(ホ) 「自殺」は男子に比し明かに低いが、傾向は男子同様、著しき低下。

(ク) 「腎臓炎」は上昇。

一一二五一一九歳死亡率

第五六表 女二五一一九歳主要死因別死亡

死 因 要 死 數	實 數						合 計
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年	昭和一一年	
總	三一・一七	三一・一七	三一・一六	三一・一七	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇〇・〇〇
主 死 因 核	一・一七	一・一七	一・一六	一・一七	一・一九	一・一九	一・一九
一一及一二 結	一・一七	一・一七	一・一六	一・一七	一・一九	一・一九	一・一九
一二 呼吸器の結核(肺管及氣管支の) 一一 其の他の結核	一・一七	一・一七	一・一六	一・一七	一・一九	一・一九	一・一九
四八 肺	一・一七	一・一七	一・一六	一・一七	一・一九	一・一九	一・一九
五八 其の他の消化器の疾患	一・一七	一・一七	一・一六	一・一七	一・一九	一・一九	一・一九
五九 腎 四九 助 四三 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上) 四〇 慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障碍	一・一七	一・一七	一・一六	一・一七	一・一九	一・一九	一・一九
七九 自 其 の 他 殺 自 殺 死 因 要 死 數	一・一七	一・一七	一・一六	一・一七	一・一九	一・一九	一・一九

(1) 此の年齢階級に於ては女子死亡率が再び男子のそれに比し高い。しかしその差は後期に於ては極めて接近してゐる(第一表参照)。

(2) 前期に於ては明かに低下の傾向を示してゐるが、後期に於ては上昇を示してゐることは前階級二〇一一四歳と同様である。

(3) 後期に就て各歳別に見ると、二七歳が最も著しい上昇を示し、二八歳及二九歳が之に次ぎ、二五歳及二六歳の上昇傾向はさして著しくない。男子が此の年齢階級に於て一様に上昇を示してゐるのに比し稍々複雑してゐる(第二表参照)。

(4) 主要死因の第一位は依然「結核」で、前年齢階級に比し稍々減少せりとはいへ猶四二%に達してゐる。第二位は前階級と異なり「肺炎」、第三位が「其他の消化器の疾患」で各六%を占めてゐる。以下「腎臓炎」「肋膜炎」の各四%、「不明の診断及不詳の原因」、「下痢、腸炎及腸潰瘍(一歳以上)」、「慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障礙」「自殺」の各三%である(第五六表参照)。

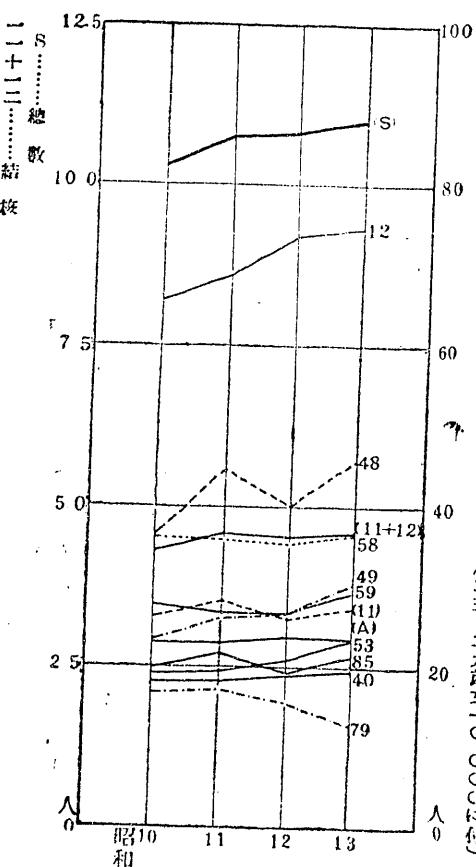
男子に比し、女子の主要死因は此の年齢階級に於て既に分散的になつて来る。又男子に於て「結核」に次いで第二位にあつた「不慮の傷害」に代つて、女子に於ては「腎臓炎」が可なり上位にあり、「不明の診断及不詳の原因」、「下痢、腸炎及腸潰瘍(一歳以上)」、「慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障碍」「自殺」の各三%である(第五七表参照)。

第五七表 女二五—一九歳主要死因別死亡率

死 因	(二五—二九歳女10,000に付)			
	昭和二年	昭和二年	昭和三年	昭和三年
死 總	三・五	全・全	全・全	八・六
主 要 死 因 數	五・四	六・五	六・六	六・六
一一及一二 結 核	五・四	五・四	五・四	四・八
一一 呼吸器の結核 (淋巴管及氣管支の) 一一	五・四	五・四	五・四	五・八
一二 其の他の結核	八・九	八・九	八・一〇	七・九
四八 肺 炎	四・五	五・一	五・〇	五・六
五八 其の他の消化器の疾患	四・五	四・五	四・五	四・五
五九 腎 炎	三・四	三・四	三・四	三・四
四九 助 膜 炎	二・九	二・九	二・九	二・九
八五 不明の診断及不詳の原因	二・九	二・九	二・九	二・九
五三 下痢、腸炎及腸潰瘍(一歳以上)	二・〇	二・〇	二・一	二・一
四〇 慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜 の障碍	二・六	二・六	二・七	二・七
七九 自 殺	二・一〇	二・一〇	一・九	一・六
其 他	二・一	二・〇	二・一	二・一

第三二圖 女二五—一九歳主要死因別死亡率の變動

(二五—二九歳女10,000に付)



(5) 主要死因別死亡率を見るに(第五七表、第三二圖、第二五表及第一三圖参照)。

(イ) 「結核」は男子に比し低く傾向は殆んど「不變」。

(ロ) 「肺炎」は男子に比し高く前年齢階級同様輕度の上昇。

(ハ) 「其他の消化器の疾患」は男子に比し高く殆んど「不變」。

(ニ) 「腎臓炎」は前年齢階級に比し高率となり、昭和二三年に至つて稍稍上昇の傾向を示す。

(ホ) 「肋膜炎」は男子に比し僅かに高く、傾向は前階級同様著しき上升。

(ヘ) 「不明の診断及不詳の原因」は一上一下してゐるが傾向としては「不變」。

第五八表 女三〇—三四歳主要死因別死亡

死 因 要 死 因 結 核	質						合
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年	昭和一一年	
一、及一二、結	一四・五九	一六・五七	一七・五五	一八・五三	一〇・〇九	一〇・〇八	一〇・〇八
一一、呼吸器の結核 <small>(肺・気管支・鼻・咽を含む)</small>	一五・五九	一五・五八	一五・五五	一五・五三	一五・五〇	一五・五〇	一五・五〇
一二、其の他の結核	一三・〇三	一三・〇一	一三・〇〇	一三・〇〇	一三・〇一	一三・〇一	一三・〇一
四八、肺	一・一九						
五九、腎	一・〇〇	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一
五八、其の他の消化器の疾患	一・〇一						
八五、不明の診断及不詳の原因	一・〇一						
一八、癌、其の他の悪性腫瘍	一・〇一						
四〇、慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障礙	一・〇一						
五三、下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	一・〇一						
四九、肋膜炎	一・〇一						
七九、自殺	一・〇一						
三三、脳出血、脳栓塞及脳血栓	一・〇一						
一、腸チフス及バラチフス	一・〇一						
其他	一・〇一						
	五、一〇五						

(ト) 「下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」は明かな上昇。

(チ) 「慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障碍」は上昇。

(リ) 「自殺」は男子よりも低く、前階級同様著しき低下。

一一 三〇—三四歳死亡率

(1) 此の年齢階級に於ける女子死亡率も男子のそれに比し高いが、其の

差は前年齢階級に比し遙に著しい。しかし其の差はやはり後期に於ては少い(第一表参照)。

(2) 前期に於ては男子死亡率が依然上昇の傾向を示してゐるのに反して女子に於ては前年齢階級同様明瞭に低下の傾向を示してゐる。後期に於ては前階級と異なり殆んど「不變」である(第一表及第一九圖参照)。

(3) 後期に就いて之を各歳別に見るに(第二表参照)、各年齢とも其の率甚だ接近してゐる。三四歳のみは稍々上昇の傾向を示し、爾餘の年齢は男子に於けると同様傾向としては「不變」である。

(4) 主要死因の第一位はやはり「結核」で、前年齢階級に比し更に減少してゐるが猶三〇%を占めてゐる。前階級と同じく第二位は「肺炎」で六%、第三位は「腎臓炎」六%、第四位は「其の他の消化器の疾患」五%で前階級に比し其の地位は轉倒してゐる。之に續くは前階級に比し其の地位を上昇した「不明の診斷及不詳の原因」四%、初めて主要死因中に現はれた「癌、其の他の悪性腫瘍」四%、「慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障礙」四%、「下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」、前階級に比し著しく地位を低めた「肋膜炎」、「自殺」は各三%である。更に之等に續いて「脳出血、脳栓塞及脳血栓」、「腸チフス及バラチフス」各二%が初めて主要死因中に現はれて来る(第五八表参照)。

これ等主要死因は、前年齢階級若くは男子の此の年齢階級に比し一層分散的である。男子に於て第二位を占める「不慮の傷害」は主要死因中に現はれぬが、男子に於て下位にある「腎臓炎」は女子に於てはやはり上位にある。男子に於て次の年齢階級に初めて現はれる「癌、其の他の悪性腫瘍」が既に現はれてゐる。「脳出血、脳栓塞及脳血栓」が低位な

がら主要死因中に加はるに至つたことは男子と同様である(第二六表比較参照)。

(5) 主要死因別死亡率を見るに(第五九表、第三三圖、第二七表及第一四圖参照)、
(イ) 「結核」は前年齢階級より更に下りやはり男子に比し低い。傾向としては殆んど「不變」。

第五九表 女三〇—三四歳主要死因別死亡率

死 因	昭和10年 昭和2年 昭和3年 昭和3年			
	主 要 死 因 數 六・八	總 死 因 數 六・六	率・六 百・八	率・六 百・元
一一及一二 結	三・七	三・六	五・九	五・九
一一 呼吸器の結核(肺及氣管支の) 一一	二・九	一・九	二・五	二・五
一二 其の他の結核	五・七	一・九	一・八	一・八
四八 肺	四・四	五・七	六・五	六・五
五九 腎 五八 腎	四・九	四・九	六・八	六・八
五八 其の他の消化器の疾患	三・九	四・〇	五・六	五・六
八五 不明の診斷及不詳の原因	三・九	三・九	四・一	四・一
一八 癌、其の他の悪性腫瘍	三・九	三・九	三・九	三・九
四〇 慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜 の障碍	三・九	三・九	三・九	三・九
五三 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	二・九	二・九	二・九	二・九
四九 肋 四九 膜	二・九	二・九	二・九	二・九
七九 自	一・九	一・九	一・九	一・九
一 腸チフス及バラチフス	一・九	一・九	一・九	一・九
其の他の	三・九	三・九	三・九	三・九

第三三圖 女三〇—三四歲主要死因別死亡率の變動

(三〇—三四歲女 10,000 に付)



- (ホ) 「不明の診斷及不詳の原因」は男子に比し稍々高く、微弱な低下。
- (ヘ) 「癌、其の他の悪性腫瘍」は明かなる低下。
- (ト) 「慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障礙」は前年齢階級と異なり明かなる低下。

(チ) 「下痢、腸炎及腸潰瘍（二歳以上）」は前階級同様明かなる上昇。

(リ) 「肋膜炎」は男子と略々同率。前年齢階級と同様上昇の傾向を示し昭和一三年に於て著しい。

(ヌ) 「自殺」は男子に比して低く、前階級同様明かなる低下。

(ル) 「脳出血、脳栓塞及脳血栓」は殆んど「不變」。

(ヲ) 「腸チフス及バラチフス」は殆んど「不變」。

一三、三五—三九歳死亡率

- (1) 此の年齢階級に於ても男子に比し女子死亡率が顯著に高い(第一表參照)。第二表について見るに此の間各年齢共に女子が高いが、三六歳に於て其の差が特に著しい。
- (2) 前期に於ける低下は相當顯著であつて其の速度は男子を超えてゐるが、後期に於ては男子と同様上昇の傾向を認めることが出来る。
- (3) 後期に就いて之を各歳別に見るに(第二表參照)、各階級共明かに上昇を示してゐるが三九歳が稍々著しく見られる。
- (4) 前年齢階級に比し主要死因は更に分散的となつてゐる。第一位は「結核」で二二%、以下順次、「癌、其の他の悪性腫瘍」及「腎臓炎」夫夫七%、「脳出血、脳栓塞及脳血栓」及「肺炎」「其の他の消化器の疾患」夫夫五%、「不明の診斷及不詳の原因」及「慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜

- (ロ) 「肺炎」は男子と同様前年齢階級に比し更に著しき上昇。
- (ハ) 「腎臓炎」は男子に比し高く前年齢階級同様上昇を示し昭和一三年に於て稍々著しい。
- (ニ) 「其の他の消化器の疾患」は男子に比し高く、傾向は男子と異なり輕度の上昇。

の障碍」夫々 4% 、「下痢、腸炎及腸潰瘍(1歳以上)」 3% 、「産による出血」、「肋膜炎」、「自殺」及「妊娠中毒(蛋白尿、子癪等)」夫々 1% %である(第六〇表参照)。

男子の主要死因と比較すれば、女子に於ては「不慮の傷害」が依然主要死因中に現はれず、其の代り、比較的低位ではあるが「産による出血」要死因中に現はれず、其の代り、比較的低位ではあるが「産による出血」

及「妊娠中毒」が現はれてゐる。「腎臓炎」は男子に比し明かに其の地位を高めてゐる(第二八表比較参照)。

(5) 主要死因別死亡率を見るに(第六一表、第三四國、第二九表及第一五圖)(イ) 「結核」は前年齢階級に比し更に低率で、微弱ながら低下の傾向を

第六〇表 女三五—三九歳 主要死因別死亡

死因	實						合計
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年	昭和一一年	
總	14.11%	14.34%	14.25%	14.25%	100.00	100.00	100.00
主 要 死 因	11.86%	11.86%	11.86%	11.86%	40.41	39.53	39.53
一 二 及 一 二 結 核	11.86%	11.86%	11.86%	11.86%	11.00	11.00	11.00
一 一 呼 吸 器 の 結 核 (淋巴管及氣管支を含む)	11.86%	11.86%	11.86%	11.86%	11.00	11.00	11.00
一 二 其 の 他 の 結 核	11.86%	11.86%	11.86%	11.86%	11.00	11.00	11.00
一 八 痢、其の他の悪性腫瘍	11.86%	11.86%	11.86%	11.86%	11.00	11.00	11.00
五 九 腎 臨 腺 炎	11.86%	11.86%	11.86%	11.86%	11.00	11.00	11.00
三 二 脳出血、脳栓塞及脳血栓	11.86%	11.86%	11.86%	11.86%	11.00	11.00	11.00
四 八 肺 炎	11.86%	11.86%	11.86%	11.86%	11.00	11.00	11.00
五 八 其の他の消化器の疾患	11.86%	11.86%	11.86%	11.86%	11.00	11.00	11.00
八 五 不明の診斷及不詳の原因	11.86%	11.86%	11.86%	11.86%	11.00	11.00	11.00
四〇 慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障礙	11.86%	11.86%	11.86%	11.86%	11.00	11.00	11.00
五 三 下痢、腸炎及腸潰瘍(1歳以上)	11.86%	11.86%	11.86%	11.86%	11.00	11.00	11.00
六 七 產 に よ る 出 血	11.86%	11.86%	11.86%	11.86%	11.00	11.00	11.00
四 九 肺 膜 炎	11.86%	11.86%	11.86%	11.86%	11.00	11.00	11.00
七 九 自 殺	11.86%	11.86%	11.86%	11.86%	11.00	11.00	11.00
六 九 妊 娠 中 毒(蛋白尿、子癪等)	11.86%	11.86%	11.86%	11.86%	11.00	11.00	11.00
其 他	11.86%	11.86%	11.86%	11.86%	11.00	11.00	11.00

示してゐる。

(ロ) 「癌、其の他の悪性腫瘍」は男子に比し著しく高く、極めて微弱な上昇。

(ハ) 「脅炎」も男子に比し高く、傾向は男子同様明瞭なる上昇。

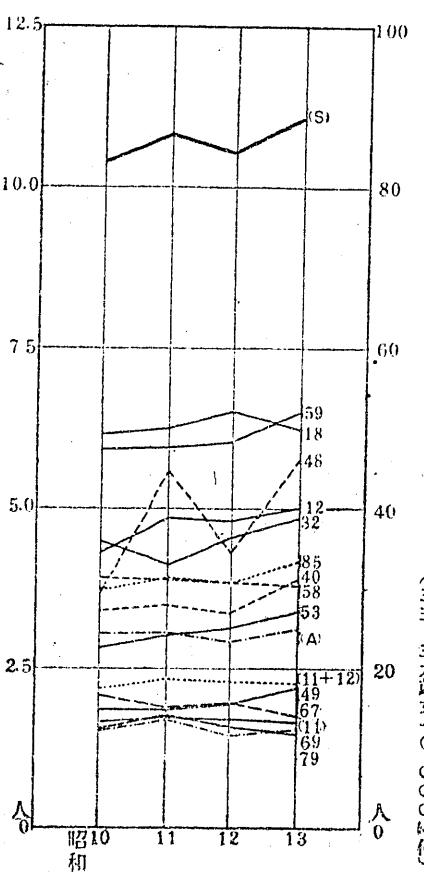
(ニ) 「脳出血、脳栓塞及脳血栓」は男子に比し稍々高く、明瞭なる上昇。

(ホ) 「肺炎」は男子同様、前年齢階級に比し更に著しき上昇。

第六一表 女三五—三九歳主要死因別死亡率

(三五—三九歳女10,000に付)

	死 因	昭和10年 死 數 全・七	昭和11年 死 數 全・六	昭和12年 死 數 全・五	昭和13年 死 數 全・四	昭和14年 死 數 全・三	昭和15年 死 數 全・二	昭和16年 死 數 全・一
一、及一二 結 核	核	七・七	八・七	八・九	八・九	一一・一	一一・二	一一・二
一、呼吸器の結核(氣管及氣管支の) (淋巴腺を含む)	核	三・六	三・八	三・八	三・九	三・九	三・九	三・九
一二 其の他の結核	核	四・〇	四・八	四・八	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇
一八 癌、其の他の悪性腫瘍	癌	六・六	六・五	六・五	六・五	六・五	六・五	六・五
五九 脾 炎	炎	五・九	五・四	五・四	五・三	五・三	五・三	五・三
三二 腦出血、脳栓塞及脳血栓	脳	四・九	四・三	四・五	四・八	四・八	四・九	四・九
四八 肺 炎	炎	三・九						
五八 其の他の消化器の疾患	消化器	三・九	三・六	三・六	三・五	三・五	三・五	三・五
八五 不明の診断及不詳の原因	不明	三・七	三・九	三・九	三・九	三・九	三・九	三・九
四〇 慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障礙	心臓	三・四						
五三 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	下痢	二・八	二・九	二・九	二・九	二・九	二・九	二・九
六七 産による出血	産	二・〇	一・八	一・八	一・八	一・八	一・八	一・八
四九 肋 膜 炎	膜	一・六						
七九 自 殺	殺	一・七	一・七	一・九	一・九	一・九	一・九	一・九
六九 妊娠中毒(蛋白尿、子癡等)	妊娠中毒	一・五						
其 の 他		一・五						



第三四圖 女三五—三九歳主要死因別死亡率の變動

(三五—三九歳女10,000に付)

(ト) 「不明の診断及不詳の原因」は男子に比し稍々高く、傾向は前年齢と異なり低下。

(チ) 「慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障碍」は男子に比し遙かに高く、輕

度の上昇。

(リ) 「下痢、腸炎及腸潰瘍(一歳以上)」は前年齢階級同様明かなる上昇。

(ヌ) 「産による出血は」微弱な低下。

(ル) 「肋膜炎」は男子に比し稍々低く、二十五九歳程著しくはないが上昇。

(ヲ) 「自殺」は男子に比し低く、微弱な低下。

(ワ) 「妊娠中毒(蛋白尿、子癪等)」は極めて微弱な低下。

第六一表 女四〇—四九歳主要死因別死亡

死 因	實						合
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年	昭和一一年	
總	元・四〇	三・六〇	二・八〇	一・七〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇
主 要 死 因							
一及一二結核	三・六一	三・五五	三・五五	三・五五	七・四一	七・六六	七・三一
一一呼吸器の結核(氣管及氣管支の 淋巴腺を含む)	四・五五	四・六一	四・六一	四・五五	一四・四一	一四・四一	一三・九九
一二其の他の結核	三・六一	三・五五	三・五五	三・五五	一〇・六一	一〇・六一	一〇・六一
一八癌、其の他の悪性腫瘍	一・六五						
三二脳出血、脳栓塞及脳血栓	一・五九						
五九腎炎	一・一〇						
四八肺炎	一・一五						
四〇慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の 障礙	一・一五						
八五不明の診斷及不詳の原因	一・一五						
五八其の他の消化器の疾患	一・一五						
五三下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	一・一五						
七九自杀	一・五九						
五七其の他の肝臓及膽道の疾患 (膽石を含む)	一・五九						
其の他	一・五九						

(1) 此の年齢階級から又其の死亡率は男子より低率を示し始める。前期に於ける傾向は男子と殆んど同一であり、明かなる低下が認められるが、

男子の上昇程の著しさはない。

(2) 後期に於て之を各歳別に見れば(第二表参照)、四四歳を除けば何れも

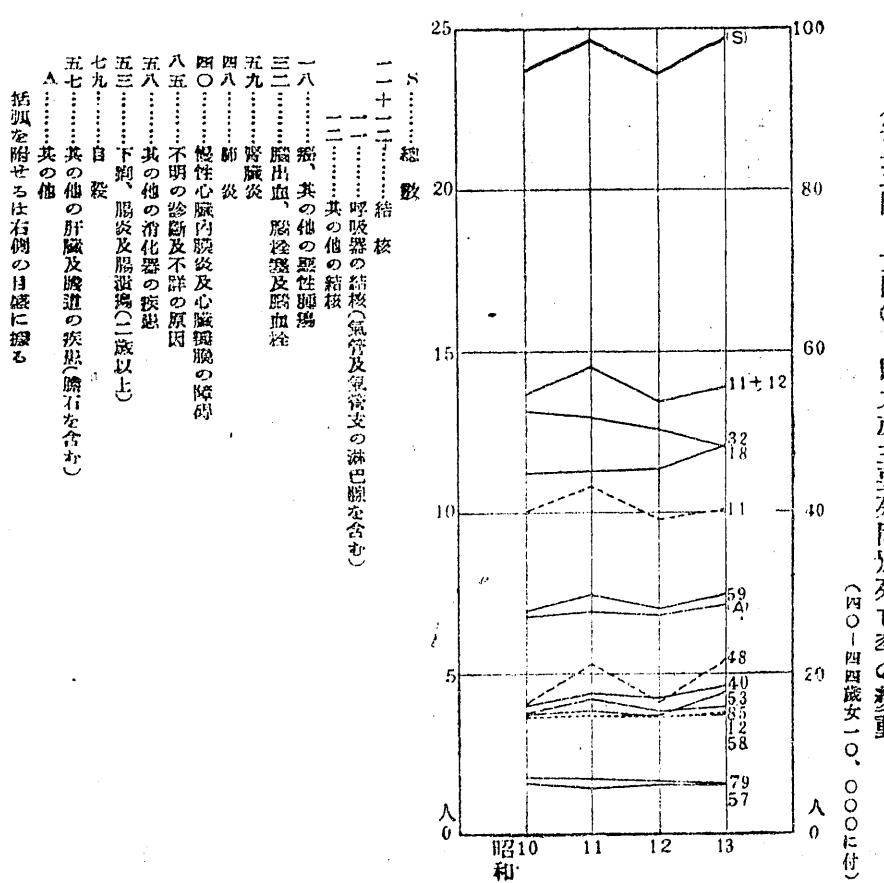
一四 四〇—四九歳死亡率

前項同様の傾向を示してゐる。尙四一歳頃より女子の死亡率は男子のそれより低くなり、其の差は年齢が高次に進むに伴れ一層顯著になつてゐる。

(3) 主要死因の第一位は男子同様依然として「結核」が占め一四%となつてゐるが前年齢階級に比しかなりの低下を示してゐる。第二位は男子に於て第三位の「癌、其の他の悪性腫瘍」で一四%、「脳出血、脳栓塞及「脳血栓」は第三位になり一二%を示してゐる。

第六二表 女四〇—四九歲主要死因別死亡率

	死	死因	死因數	昭和10年 昭和11年 昭和12年 昭和13年
一一及一二 結	核	核	核	死・死 死・死 死・死 死・死
一一 呼吸器の結核(肺結核及氣管支炎の)	10・死	10・死	10・死	死・死 死・死 死・死 死・死
一一 其の他の結核	10・死	10・死	10・死	死・死 死・死 死・死 死・死
一八 癲、其の他の悪性腫瘍	10・死	10・死	10・死	死・死 死・死 死・死 死・死
三二 腦出血、脳栓塞及脳血栓	11・死	11・死	11・死	死・死 死・死 死・死 死・死
五九 腎	炎	炎	炎	死・死 死・死 死・死 死・死
四八 肺	炎	炎	炎	死・死 死・死 死・死 死・死
四〇 慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障碍	12・死	12・死	12・死	死・死 死・死 死・死 死・死
八五 不明の診断及不詳の原因	13・死	13・死	13・死	死・死 死・死 死・死 死・死
五八 其の他の消化器の疾患	14・死	14・死	14・死	死・死 死・死 死・死 死・死
五三 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	15・死	15・死	15・死	死・死 死・死 死・死 死・死
七九 自殺	16・死	16・死	16・死	死・死 死・死 死・死 死・死
五七 其の他の肝臓及膽道の疾患(膽石を含む)の	17・死	17・死	17・死	死・死 死・死 死・死 死・死
其他	18・死	18・死	18・死	死・死 死・死 死・死 死・死



「腎臓炎」は第四位に下り7%，以下「肺炎」、「慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障礙」、「不明の診斷及不詳の原因」、「其の他の消化器の疾患」、「下痢、腸炎及腸潰瘍（二歳以上）」が各々4%を示してゐる（第六一表參照）。男子に比較し特に差異の認められるのは、男子に於て七%を占めてゐた「不慮の傷害」が女子に於ては殆んど認められないことである。

(イ) 「結核」は男子に比して著しく低く、傾向としては軽度の上昇。

(ロ) 「癌、其の他の悪性腫瘍」は男子より遙に高く、前年階級とは逆に傾向は著しき低下を示し、男子の低下に比し一層顯著である。

(ハ) 「脳出血、脳栓塞及脳血栓」は男子に比し著しく低く、傾向は男子同様明かな上昇、特に昭和一三年に於て一層顯著。

(ニ) 「腎臓炎」は男子に比し常に高く、傾向は男子同様軽度の上昇。

(ホ) 「肺炎」は男子に比し常に低く、傾向は男子同様一上一下はあるが明かな上昇。

(ヘ) 「慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障礙」は男子より高く、傾向は軽度の上昇。

(ト) 「不明の診斷及不詳の原因」は男子より常に低く、傾向は男子同様「不變」。

(チ) 「其の他の消化器の疾患」は昭和一〇年より同一二年迄は男子が幾分高率であるが、昭和一三年には僅かであるが男子を凌いでゐる。傾向は男子同様微弱なる低下。

(リ) 「下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」は男子の主要死因中に含まれないが、女子に於ては第九位を占め、昭和一〇年より同一二年迄は「不變」であるが、昭和一三年には明かな上昇を示してゐる。

(ヌ) 「自殺」は男子より低く、傾向は男子同様に低下。

(ル) 此の年齢階級に於て初めて主要死因中に見られる「其の他の肝臓及膽道の疾患(膽石を含む)」は「不變」。

一五 五〇—五九歳死亡率

(1) 此の階級に於ても女子の死亡率は男子に比して著しく低く、其の差は四〇—四九歳の場合より一層甚だしくなつてゐる。傾向は男子と全く同一で、前期に於て「不變」、後期に於て上昇、特に昭和一三年に於て著しい。

(2) 後期に就いて之を各歳別に見れば(第二表参照)、五〇歳のみを除いて何れも前項同様の傾向を示し、五九歳を除けば何れも年齢の上昇と共に死亡率が高くなつてゐることが男子の場合と同様に認められる。又各歳別死亡率に於ける男女の差は年齢の上昇と共に大となつてゐる。

(3) 主要死因中、五十九歳階級以上に於て第一位を占めてゐた「結核」が第四位となり七%を示してゐる。第一位は男子と同様に「脳出血、脳栓塞及脳血栓」で、二二%を示してゐる。第二位も男子同様に「癌、其の他の悪性腫瘍」が占め一五%、「腎臓炎」が第三位に上昇して八%、以下「下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」が六%、「慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障礙」が五%、「肺炎」及「不明の診斷及不詳の原因」が各四%等である(第六三表参照)。尙「下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)」は男子に於ては第一〇位にあつたものが女子に於ては第五位に上昇してゐるのは注目に値しやう。

(4) 主要死因別死亡率を見るに(第六四表、第三六圖、第三三表及第一七圖参照)、

(イ) 「脳出血、脳栓塞及脳血栓」は男子に比して著しく低く、傾向は男子同様に明かなる上昇。

第六三表 女五〇—五九歲主要死因別死亡

第六四表 女五〇—五九歳主要死因別死亡率

(五〇—五九歳女10,000に付)

死

因

數

要

死

因

數

主

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

二

一

死

因

數

三

第六五表 女六〇歲以上主要死因別死亡

第六六表 女六〇歳以上主要死因別死亡率

第三七圖 女六〇歳以上主要死因別死亡率の變動
(六〇歳以上女10,000に付)

(イ) 「老衰」は男子より著しく高いが、傾向は男子と同様一上一下を辿りつゝも明かなる上昇。六〇歳以上總數死亡率の上昇は男子同様老衰の上昇に據るものと言ひ得やう。

三二一 腹出血、腹壁紫及脛血栓
 五九 脾炎後
 一八 痢、其の他の悪性腫瘍
 五三 下痢、脛炎及脛潰瘍(二歳以上)
 A 其の他
 括弧を附せるは右側の臓器に據る

(ロ) 「脳出血、脳栓塞及脳血栓」は男子より遙かに低く、傾向は男子の低下に反し、女子に於ては微弱なる上昇。

(ハ) 「腎臓炎」は男子より僅かに低く、男子の輕度の上昇に對し、女子は「不變」。

(シ) 「癌、其の他の惡性腫瘍」は男子より低く、傾向は男子同様殆んど「不變」。

(ホ) 「下痢、腸炎及腸潰瘍（二歳以上）」は男子より僅かに高く、傾向は男子同様輕度の上昇。

ツアーン著「家族及び家族政策」

Friedrich Zahn, "Familie und Familienpolitik",
1918, Berlin.

島 村 俊 彦

序文によると、本著は一九一八年七月二日ルーデンドルフ寄附金ミュンヘン委員會の懇望に基づき、著者ツアーンが行つた公開講演に若干の事項と文獻を註として補足し印刷に付したとある。全文僅々四十頁の小冊子に過ぎない。本著は公開講演の性質上、當然専門的な特殊研究といふよりは、人口政策の権機たる家族及び家族政策を廣い觀點から取扱つた最も包括的なものといふことが出来る。しかし語られてゐるところは、深い觀察と理解を最も凝縮した形に於て表現せられ、我々に對し率直に問題の所在を示し、以て我々の研究に示唆を與へるといふ意味に於て、教へらるゝところ

が尠くない。本著に於て提唱或は推奨されてゐる家族政策の中には、我國に於て今日已に實施されてゐるものもあるが、今後現實の問題として考慮すべきものも少くないかと思はれる。勿論我國と獨逸とでは、國家及び家族の成立並に歴史を異にし、従つて政策が其上に立つところの根本思想をも全くは同じくしないであらう。しかし彼等から擷取すべき滋味の妙くないことも亦確かである。

我國最近に於ける國家情勢の發展に際し、我々は此舊著を再び新たな目を以て見直すことに格別の意義を感じるのである。比較的舊著であるに拘らず敢へて大意の譯出を試みた所以である。

一、國家及び民族に對する家族の意義

一夫一婦制を基礎とする家族の意義は極めて大きく、これを如何に高く評價するとも評價し過ぎるといふことはない。家族は個人に對してと同じく、民族及び國家に對しても其の搖籃である。それは肉體的、精神的、道徳的及び民族的な力の青春の泉である。キリスト教文明國家に於ては、家族は今日二重の、密接に縛合つた關係即ち一方では夫と妻との關係、他方では父、母及び子供との關係として見ることが出来る。夫婦共同體は生活と愛とを共にするところの子供に生命を與へなくてはならぬ。かくて家族は肉體的生活及び種族繁殖の直接的源泉となるのみならず亦同時に國家の原細胞、胚細胞であり、民族體の不斷の更新及び進歩的改良への眞の手段となる。

死亡し行く國民を補充するために國家が必要とする人間は家族の中に於て繰返しへ作られる。家族は又國家の必要とする人間資質を創造する。

(ロ) 「脳出血、脳栓塞及脳血栓」は男子より遙かに低く、傾向は男子の低下に反し、女子に於ては微弱なる上昇。

(ハ) 「腎臓炎」は男子より僅かに低く、男子の輕度の上昇に對し、女子は「不變」。

(シ) 「癌、其の他の惡性腫瘍」は男子より低く、傾向は男子同様殆んど「不變」。

(ホ) 「下痢、腸炎及腸潰瘍(1歳以上)」は男子より僅かに高く、傾向は男子同様輕度の上昇。

ツアーン著「家族及び家族政策」

Friedrich Zahn, "Familie und Familienpolitik",
1918, Berlin.

島 村 俊 彦

序文によると、本著は一九一八年七月二日ルーデンドルフ寄附金ミュンヘン委員會の懇望に基づき、著者ツアーンが行つた公開講演に若干の事項と文獻を註として補足し印刷に付したとある。全文僅々四十頁の小冊子に過ぎない。本著は公開講演の性質上、當然専門的な特殊研究といふよりは、人口政策の権機たる家族及び家族政策を廣い觀點から取扱つた最も包括的なものといふことが出来る。しかし語られてゐるところは、深い觀察と理解を最も凝縮した形に於て表現せられ、我々に對し率直に問題の所在を示し、以て我々の研究に示唆を與へるといふ意味に於て、教へらるゝところ

が尠くない。本著に於て提唱或は推奨されてゐる家族政策の中には、我國に於て今日已に實施されてゐるものもあるが、今後現實の問題として考慮すべきものも少くないかと思はれる。勿論我國と獨逸とでは、國家及び家族の成立並に歴史を異にし、従つて政策が其上に立つところの根本思想をも全くは同じくしないであらう。しかし彼等から擷取すべき滋味の妙くないことも亦確かである。

我國最近に於ける國家情勢の發展に際し、我々は此舊著を再び新たな目を以て見直すことに格別の意義を感じるのである。比較的舊著であるに拘らず敢へて大意の譯出を試みた所以である。

一、國家及び民族に對する家族の意義

一夫一婦制を基礎とする家族の意義は極めて大きく、これを如何に高く評價するとも評價し過ぎるといふことはない。家族は個人に對してと同じく、民族及び國家に對しても其の搖籃である。それは肉體的、精神的、道徳的及び民族的な力の青春の泉である。キリスト教文明國家に於ては、家族は今日二重の、密接に縛合つた關係即ち一方では夫と妻との關係、他方では父、母及び子供との關係として見ることが出来る。夫婦共同體は生活と愛とを共にするところの子供に生命を與へなくてはならぬ。かくて家族は肉體的生活及び種族繁殖の直接的源泉となるのみならず亦同時に國家の原細胞、胚細胞であり、民族體の不斷の更新及び進歩的改良への眞の手段となる。

死亡し行く國民を補充するために國家が必要とする人間は家族の中に於て繰返しへ作られる。家族は又國家の必要とする人間資質を創造する。

此處に成人の活動及び子供の將來の有爲性に對する力の中心があり、此處に義務感情、勞働意思、勞働熟練等が刺戟され、夫々の發展が遂げられるのである。此處に各人は夫婦の人間的、民族的職務を履行することによつて即ち子供を通じて自己及び民族の現狀よりもよりよき狀態を實現し得るのである。

家族に於ける肉體的及び精神的な特殊性の相傳を通じて、一定の家族精神が培はれ更に郷土精神、民族精神が養はれ、それによつて家族は國民性の源泉となる。家族精神は共同體生活に恒久性と確實性を與へ、また國家的秩序、國家の有機的發展はこれによつて強められるのである。

家族はまた一私事たる一面をも有する。個人が取得するところのものは、家族が以前に取得したところのものに基づき取得するのが普通である。人は父の勞働によつてより富裕となり、父の過失及び弱點によつてより怜憐となる。家族は私有財産制の基礎である。共同の勤勉の結果としての家族財産は、其最も重要な表現たる相續權、夫婦財產制によつて國家と相互に結付くのである。

家族は權威と愛の上に建設される。權威は家族の創始者といふことから發生する自然的資格である。しかし家族員は互に愛によつて結ばれる。相

互扶助の意義及び家族生活の靜かな歡びは計り知れざる程大なる社會的價值を持つものである。人は家族に於て如何に規律と自由が協同し、如何に個人がより高き道徳的集合人格即ち家族のために一身を捧げなければならぬかを學ぶのである。

此處に共同感、祖國愛の苗床が横たはつてゐるのである。運命、問題、結果の共通性は家族員に強き相關の感情を起さしめる。それが繰返されて

市民感、郷土愛、民族的自覺、國民的矜誇、共同國家意思の基礎となる。かくて家族と國家の間に廣範な交互關係が生ずる。家族の重點は愛、權威、敬虔の上に、そして國家の重點は權利の上に置かれるのである。繰返して云へば家族は將來の民族の苗床であり、有ゆる共同體生活、共同感、共同意思、國民生活、祖國愛の動力の根源である。家族は正に民族個性の心臓といふべきである。

國家は擴大された家族であり、祖國は擴大された家父の家である。家族と國家は繁榮と荒廢に於て運命を共にするものである。家族の鞚帶が強靱なればなる程國家組織は愈々改善せられ、それから國家の大なる組織が生づるところの細胞間の關係もまた愈々強固となる。之に反し多くの家族が肉體的或は道徳的に罹患したとき或は家族が其內面的な力と強さを失つたときには、國家の細胞もまた疾病に冒され、髓は腐敗衰亡し、救濟せんとするも遂に不可能となる。國家が民族的、文化的、政治的及び經濟的に衰頽する場合には常に家族、民族の細胞の衰頽が始まつてゐる。それ故國家は家族の維持、健全純正なる家族生活の保護に最大の關心を有するのである。家族の中に、國民は自己自身を見るのである。(J. J. Wagner)

二、獨逸家族の狀態

我家族の多數は尚健全である。それ故我獨逸民族は其の核心に於て尚健全であり力強い。大戰前に於ける獨逸の力強き發展、今次世界戰爭に於ける賴もしき効力は實に民族の賜である。しかしながら、已に我家族を脅かすところの或る腐敗現象の徵候が現はれてゐるのである。過去十ヶ年間、家族生活は其の純情と深さとを失ひ、家族精神、家族自覺は毀損せら

れ、家族の歡喜、家族の成長は弱まつた。極端な主知主義、拙劣な物質主義、放肆な個人主義は愈々瀰漫し、理論的制度の追求は家族の基礎たる一夫一婦制を震撼した。自由戀愛の標語が我々の間に歸依者、追隨者を獲得し、真正なる夫婦が自由戀愛によつて放逐されることも稀ではない。幸にも我民族の多數は眞の夫婦關係を侵犯さるゝに至らず、少くとも冒犯されるやう努力してゐる。我々は斯かる純正なる夫婦關係を確保し、有ゆる手段によつて保護しなければならぬ。

過去十ヶ年間に於ける國民經濟の發展は、以前にあつては家族鞶帶が強固に結付けてゐたところの共同體關係に有害な影響を及ぼした。

家族經濟は曾ては生産、消費、家庭共同體であり、また教育、修養、財產共同體であつた。かゝる共同體は一部は全く崩壊し他の部分は著しく弛寛した。家族が封鎖された自給自足的生産共同體であつた時代は已に過去つた。

かかる家族經濟は田舎に於て最も良く保存されてゐる。其處では夫婦、子息、息女は互に勞働し、共通の家族的利益といふことのみを目標としてゐるのである。手工業に於ても、手工業者の子息が父の經營の中に於て働く限りに於て、以前の家長的家族經濟の名残が明かに見られる。しかし、かかる手工業的家族經濟は漸次減少しつゝある。

工業、商業、交通及び公務に從事する被傭者及び労働者階級に於いては家族經濟は殆ど全く消滅した。ます、發展しつゝある國民經濟の工業化によつて、かかる國民層が増加すればする程、以前の家族生產共同體の最後の殘滓は愈々消失してゆくのである。ただ工業労働者或は被傭者が、なほ一片の土地を所有するか又は小作する場合にのみ家族生產共同體が部分

的に殘存してゐるに過ぎない。しかし其れは最早自給自足的生産共同體ではない。工場生産及び多くの生活資料の廉價販賣によつて、妻や娘の家庭經濟的生産分野は著しく制限される。パン焼、紡織、裁縫、編物、恐らくは亦洗濯、着物類の孔膝りといふやうな仕事は世帯から離れ、家庭外への支拂が必要となる。

有能な主婦の力を要求する家庭經濟的任務は之等以外にも尙澤山ある。

勞働年齢にある近代人の職業生活、機械及び技術が形式的になるに従ひ、少くとも私生活を個人化する必要と熱望が生ずる。家族生活を美化し、高尚にすること、喧騒に充ちたる時代に於て家族に憩ひの場所を與へ、稼に出る家族員に盡間の鬭争と勞役の後に平和と満足を愉しむための場所を與へることは主婦の義務であらう。しかし妻に家庭外の金錢取得に從事せしむる必要が生じ、それが妻の健康或は家庭經濟的活動を犠牲にして行はれることも尠くない。夫婦、成人した子息、息女が總べて家を空けて稼に出ることも屢々ある。各人は異なる職場で、恐らくはまた異なる勞働時刻に働くであらう。そこで共同勞働、家族生產共同體は全く問題にならなくなつる。家族の勞働共同體と同じく、消費共同體、家族パン共同體も亦發展しつゝある工業化及び近代的經濟關係の影響を受けて弛寛した。職場及び労働時刻相違の結果として、食事時間も共同でなく、屢々家庭外で攝られるのが普通である。かかる消費生活分裂の危険は妻が家庭を空けて活動する場合には特に著しい。かかる妻は家族生活及び家族經濟に非常に不利益な影響を與へることがある。家の外にある家族員の出費によつて生活費が嵩むのみでなく、屢々行く必要もない料理屋へ行き、之に親しみ、自己の世帯から遠ざかり、遂には家庭よりも料理屋を愉快に感するに至るのである。

生産及び消費共同體としての家族の弛寛には、家庭共同體としての家族の弛寛が隨伴するものである。かゝる變化は發展しつゝある工業化及び我國の都市化によつて惹起されたものである。それは都市住宅問題、移住の自由、戻入した子息、息女の獨立への努力と密接な關聯を持つてゐるのである。

父が自己經營をなしてゐる場合（農業、手工業等）には大抵子供にも勞働の機會が與へられる。そこで生産共同體其れ自身から家庭共同體が生ずる。かゝる場合以外は、——それは發展しつゝある工業化、都市化と共に愈々稀となる——父と違ふ職業をもつ子息、家族經濟に從事しない娘は兩親の世帯から離れ、彼等の勞働力をもつて何處か外に居住せんとするのである。彼等は屢々財政的に或は生活に於て成可く獨立し、兩親に依倚しないやう努める。兩親が住宅の狹隘及び他の生活關係から子供と離別することを利益とする場合も屢々ある。職業教育が若い人々をして兩親の家から一時的或は永續的に離れしむる原因となることもある。これら有ゆる事柄が競合して、家庭共同體といふ意味に於ける家族は断えず甚だしき侵害を受けるのである。家族に無くてはならぬ要素例へば間借り人、宿泊者等は家族精神、家族共同體精神に不利な影響を與へるものである。まだかゝる現象は工業化、都市化、移住の自由及び前述の如き家族に無くてはならぬ要素の破壊傾向によつて愈々甚だしくなるのである。

それは數量的には家族共同體を増加せしむるけれども、恐らく眞の家族共同體は攪亂され、家族生活は妨礙されるであらう。

家族は、子女の小學校に於ける一般的義務教育及び中、高等教育の授業が開始された後は、教育及び修養共同體として、學校教育と協力しなけれ

ばならぬ。しかし多くの家族は學校と並んで家族を完成するために必要不可缺な、教育、修養共同體としての任務を放棄してゐる。父の職業及び家庭外に於ける母の活動がこの義務の履行を不可能ならしむることも稀でない。

勞働共同體、生産共同體の成立せざるところには自然、家族財產共同體についての關心は消失する。事實以前には存在したところの家族財產共同體は次第に粉碎されてしまつた。

家族員は夫々各人の個人的利益を、出来る丈早く、また成可く全家族の幸福といふ事のために煩はされずに、追求せんとする。

家族情念の養成は、特に土地所有と家族との關係によつて促進された。家族財產が出來うる限り永く存續するといふことは農民に於ては自明のことと觀られてゐた。勿論かゝる情念は田舎に於ても消滅しつゝある。現代の子供は概して、かゝる點には顧慮を擱はないのである。彼等は父に向つて成可く早く、「財産を分けて下れ」と要求する。

一般に家族に屬する個人の勞働の結果は、愈々家族に共有でなくなり、稼ぐ出る家族員は、自己の勞働收入について夫々これを自由に、自主的に處分せんと努めるのである。之は要するに新時代の傾向であつて、多かれ少なかれ家族思想の粉碎、家族精神の侵害の原因となる。かゝる傾向を拒否せんとするならば、我々は、斯かる家族弛寛を本質的に條件づけたものは我國民の全經濟的、文化的發展、發達しつゝある工業化、都市化であることを見逃してはならない。

かゝる事情の下に於て、人々は子供及び多子の最も重要なべき意義を看過するのである。

以前、家長制度的家族に於て大なる富として、また両親の最善の労働力及び手助けと考へられたところの子供は今日の工業労働者、都會人に取つては手助けどころか却つて重荷に過ぎないのである。子供の生れる毎に家族の重荷は増し、遂には家族財政の經濟的均衡は危殆に瀕するに至る。増加しつゝある家族の重荷と共に、家族の快樂、家族及び子供への歡喜は喪失する。今日の經濟事情の壓迫によつて既婚者の頭に忍込み或は多子家族の貧窮狀態の觀察によつて惹起せしめるゝところの氣分、考慮、思考過程は意識的及び過度の子女制限を行はしむる原因となる。こゝに、産兒制限なる名稱によつて何人も熟知するところの近代的現象の根源が横たはるのである。兩親をして家族員數を制限せしむるところのものは、勿論兩親の經濟力の客觀的不足ではなくて、外の動機であることが屢々ある。就中社會的上昇への欲求は、兩親が自身のため或は子供のために社會的上昇を目指む際には、大なる子女制限的效果を發揮するものである。社會的上昇に際しては人は餘り大なる重荷を負はされない必要があり、従つて子供數を出來うる限り少くせんとする希望をもつ事は尤のことではある。しかし其場合兩親は屢々最も重要な點を思違ひするのである。子供が充分に生れないために、家族が次代或は其次代に於て斷絶するならば、家族の人々の社會的上昇は何の役に立つであらうか。家族の將來を、かかる質的見地のみより觀察する兩親は家族價値及び自己生存價値を誤解してゐるものである。

家族の永續を確保するためには、多くの夫婦が信ずるやうに夫婦當り子供二人では決して充分でない。そのためには三人でもまだ足りない。何となれば經驗上、生れた子供の一部は夭折し他は結婚しないか或は結婚して

も不妊だからである。一夫婦當り平均四人から五人の生産が辛うじて家族及び民族の永續を保證する。最近の平和時代に蔓延したやうな、過度な夫婦出產力制限は家族自殺であり最後には種族自殺、國民自殺となる。我獨逸國民は、かゝる宿命を打破するか、それともまた國民自殺を撰ぶかの岐路に立つてゐるのである。

最近の平和時代に於いて我出生曲線が示した急速なる下降は夫婦に於ける著しい子供數の減少及び國民多數が小家族制、無子家族制に遷移したことと意味するに外ならない。他の諸國に於ても同様の傾向が見られ、屢々より強く現はれてゐるところもある。

一方死亡率も著しく低下し、従つて出生率の低下が殆ど相殺された——少くとも今日まではさうであつた——といふことは我々に取つては果敢ない慰藉であり、かゝる状態の持續に満足することは出來ない。

約言すれば、嚴肅なる國民的危機、我家族の危機は已に大戰前に於て我に迫つて居つたのである。

世界戰爭の結果は何であつたか。それは家族、多子家族及び家族精神の意義を明白ならしめたことである。勿論戰争は我家族を脅かしつゝある危險を尖銳化した。我々は幾百萬の男子、そして眞に最善の、最も健康な、最も卓越した、また最も勇敢な男子を戰場で喪つた。それは力の充溢した年頃の、滿々たる創造力と生産力を有する男子であり、父であり、または父となるべき男子であつた。

多數の家族は其の長と扶養者を失つた。子供達は父の訓練を受けずに成長し、母と妻には重い任務が課せられた。餘りにも早過ぎた父の死によつて濃い蔭が家族を蔽ふた。多くの既婚婦人が戰争によつて夫を失つたと同

じく、少からざる未婚婦人は妻及び母となる期待を奪はれた。

以前の女子過剩は主として年老ひたる婦人及び寡婦の問題であつて、家族の建設に取つて實踐的意義は渺かつた。しかるに、それは戦争の結果、若き獨身婦人の切迫した問題となつた。

しかし、それ程多くの獨身者が戦死し、それ程多くの婦人が獨身で暮さなければならぬといふことは有り得ない。男子が戦地から歸還し、良き報酬を得て豊かな暮しをなす見込があるならば確かに大なる結婚の歓びは期待されてよいだらう。何となれば、一二年三年或は四年の年月を散兵濠の内で暮した人々は、愛すべき故郷、自己の家庭への熱望を失はず、否それは彼等の内に慕るばかりだからである。しかし労働及び婚姻市場の状態が好都合である場合にさへ幾十萬の若き婦人は結婚しないだらう。彼女等は夫、孤獨な生活の道を歩まねばならない。何となれば、運命によつて彼女等の夫と定められたる男子は戦死を遂げてしまつたからである。戦争は其の冷酷な手を以て數多の家族の成立を妨礙し又既存の多くの家族の幸福を破壊した。夫及び父が歸還した場合にも戦争は家族生活の上に妨碍的或は破壊的影響を及ぼさずには置かない。

全夫婦數の三分の一以上にあつては、夫婦は夫の召集のため、戦時中互に別居しなければならなかつたが、これは戦時の出生減退の原因となつた。しかも家族から遠く離れて生活しなければならなかつた者は、最も繁殖力旺盛な年齢級の男子達であつた。かゝる戦時出生減退が戦後に於て、それ等の夫婦によつて補償されるや否やは頗る疑問である。空しく経過した所の四年間の妊娠期中の出生減を、その後の期間に於て取返すことは頗る困難であつて、恐らくそれは出生減のまゝになるであらう。

又教育的、經濟的觀點から言つても、戦争によつて家族は甚しき打撃を受けてゐる。戦争は確かに青年を放縟にしたが、それは主として父の不在に歸るべきことは疑無い。子供の教育が母のみに委される場合には、母性の柔弱、柔和が子供の上に優越的に支配するの危険が生じ、母性の柔弱に對する均衡として必要な父性の力の教育を缺くことになる。

其上母は子女教育及び家計の處理以外に、出征した男子の仕事を引受け或は又生計費の支辨のため家庭外の稼に從事し、そのために子女教育及び家庭經濟が害されることが屢々ある。また學校は其の效果を充分學童の上に及ぼす事が不可能となる。授業力及び教室の不足は屢々授業時間を短縮せしめ、平和の時代に比してヨリ低度の授業を餘儀なくせしめる。

他方労働力不足に直面して、少年が得るところの良い收入は屢々我儘と輕佻を昂ぜしめ、粗暴、法螺、無紀律に油を注ぐのである。

妻の營利活動の暗黒面は戦時の過度の婦人労働及び同時に生じた婦人労働者保護の減退によつて一層甚だしくなつた。不幸にして、强度の鑛山採掘は婦人労働力に俟たねばならず、それが獨逸母性の生殖力に祟ることも恐らく屢々あるであらう。かゝることは無視するとしても、戦時に於ける多子家族の生計は未婚者、無子者には殆ど想像もなし得ない程困難となり、それはまた子供數に従つて増大するのである。今日それは單に算術的にではなく、いはゞ幾何的に増大するのである。

已に大戰前は家族殊に多子家族に取つて恵まれない時代であつた。そして戦争はこの弊害を改善どころか寧ろ尖鋭化した。家族弛寛の原因特に出産力制限の原因は減少せずに益々強く作用してゐる。我々は家族及び子供恐怖の時代に於て、多數の、健康な、有爲な多子家族程必要とするものは

無い。戦争による大なる人的損失を幾分なりとも補填しうるのは、出生及び多子を喜ぶ家族あるのみである。

人的損失を最も迅速に、最も善く補充した國民のみが實際に勝利を獲得し又家族に永續性を保證しうるのである。我民族力の甚大なる損失は、ひとりでは補償されず、又家族に於ける出生を喜ぶ精神は、ひとりでは復歸しないだらう。それはまた諫言や説諭のみによつても復歸しないだらう。そのためには、國民力の保持、再建、擴大、改善、獨逸家族及び獨逸國民のための積極的方策が必要である。

三、此等の點に關し已に何が爲され、更に何が爲さるべきか

過去十ヶ年間に於ける家族政策は、正しい家族の生活を創造するといふ任務、國家政策的任務を果すためには決して目的意識的であつたとは謂ひ得ない。國家は家族身分法、家族法及び相續法の夫々の規定を公布するといふことによつて、主として家族の私法的側面に關與したのである。更に國家は義務教育制度の制定によつて子供の教育の面倒を見た。國家は大資産及び農業財産に關しては、世襲財産法及び農業相續法といふ方法によつて家族財産の確立のため貢獻した。

政治的關係に於ては、國家は家族の父の特權を認めてゐない。租稅法は無子者、獨身者と同一の方法で家族の父が課稅せらるゝ限りに於て、長い間家族の友ではなくて敵であつたといはなければならぬ。實に、家族の父は、夫と妻の收入が合算され、之に對して夫婦、離婚者或は蓄養生活者の夫婦別居生活に適用されるところの夫婦への分割課稅よりもより高率の累

進法が適用されることによつて寧ろより重課せられる事になるのである。近頃各種の所得稅法、財產稅法に於て、家族若しくは多子家族に或る社會的顧慮が拂はれるやうになつた。近時家族及び多子家族の社會的評價が大いに高まつた結果、國、州及び市町村は住宅問題の領域に於て、多子家族に居住を容易、低廉ならしむる努力を拂つてゐる。

家族及び家族の子供に對する社會的保護は同僚間及び部下に對する企業家の問題、個人信仰上の問題であつたが、勿論それによつて、公共的手段或は保險的手段よりする補助が家族に與へらるゝことも屢々あつた。我特別社會立法は過去十ヶ年間に於て、全國的な労働者保護法及び社會保險といふ形をとつて現れたのであるが、それは次いで労働政策又後には、それが國民のより廣い層を包含したとき、人口政策としてよりも寧ろ國民福利政策として營まれた。

これらの活動の第一次的目標は常に個人の保護があつた。之に對し家族の保護及び獎勵は單に第二次的であり、かゝる個人的保護の副產物に過ぎなかつた。それにも拘らず社會政策の、この第二次的な、家族政策的事業は注目に値するものである。我労働者保護法は妻及び少年の労働力によつて經營せらるゝ礪山亂掘の有力なる抑制の機能を發揮した。

余は少年勞働及び妻の勞働を一部禁止し、一部制限するところの關係法規及び特に妊娠と產婦に適用される規定を想起する。これによつて今日の母及び將來の母は身體的過勞から保護されるであらうし、夫婦、母の健康並に成育中の子供の健康は已に母の胎内に於て出來うる限り保護せられ、そしてまた家族幸福の外部的妨礙が遠ざけられるのである。また大工場及び仕事場に於ける休息室制度、工場養護者制度は茲に記載の價値がある。

更に妻の収入のための労働と家族の母といふ二重の任務を軽減するため、土曜日午後及び金曜日の前後に於ける労働の早期終了、日曜日労働の制限或は禁止、其他の労働衛生的經營改善が適用された。同時に家族生活の利益のために、多數の經營に對して最大労働日数並に成年労働者にも適用される日曜日休業が命令された。勿論労働者及び婦人労働者保護は戦争のための巨大な労働力の必要によつて、促進されずして却つて戦時中多くの點に關して後退せしめられ、婦人労働者の健康と活動能力に充分な顧慮が拂はれ得ない状態である。

一九一四年八月四日の國法律は夫々從業制限に例外を認むる権限を與へた。この授權によつて、戦争の長期化及びそれに伴つて發生した必要のために、例外規定は盛んに適用された。このために妻の健康の甚だしき破壊及び全般的民族福利に對する危険が氣遣はれたが、少くとも一九一八年一月九日の、聯邦政府に對する帝國總理大臣の回章によつて労働者の保護の若干の原則が再び立てられた。今日迄の戦争事情に對處する此規定は大いに歓迎さるべきである。そこで平時に於て樹立せられた労働者保護が成可く速やかに復舊し、更に擴張されることが望ましい。

労働者保護法と同じく我社會保險もまた「總ての被保險者の均等なる取扱」なる原理に従ひ、個人に對し形式的、普遍的に規定されたる給付を與へる建前であるが、それにも拘らず茲にも若干の規定が付加へられ、それによつて家族、多子家族に於ける被保險者の地位は假令控へ目の程度に於てにせよ顧慮されるのである。

疾病保険は產婦扶助及び埋葬費さへ給與し殊に病院或は家庭外に於て處置せられ、家族の扶養をなし得ざる被保險者の家族に對しては家族手當を給與してゐる。しかし此の家族手當は其目的を充分達するためには家族の大いさに就いて餘りにも無頓着である。保険加入の義務なき家族の自由意思による保険加入の方法によつて已に認可され事實行はれてゐる家族疾病保険は愈々重要となる。之によつて與へられる被保險者家族員の醫術的處置は今日迄屢々醫學的に忽にされてきた子供のために特に好都合となり、それ故乳幼兒死亡の減少のため大いに歓迎さるべきである。

傷害保険は、治療處置の施與に際し職業團體の側で與へる家族手當について、家族にも適用される事となる。それは疾病保険の家族手當とは異なり、少くとも子供の有る家族と無い家族とを區別してはゐるが、悲しいかな、二人の子供の有る家族の手當は七人の子供のある家族のそれと正確に同一額なのである。

廢兵保険、それは同時に寡婦及び孤児保険であるが、三つの保険の内最も家族保護を顧慮してゐるものである。廢兵年金に對しては寡婦及び孤児定期金の外に十五歳以下の子供について子女補助金が支給される。幸にも多くの保険會社は法律的請求權が成立しない場合も子供數に従つて家族扶助を與へてゐるのである。

被傭者保険に於ける關係も之と同様である。

他の損害豫防的な總ての労働保険は被保險者及び其家族の健康並に生活に對し有利に作用する。廢兵保険が特に多子家族の利益のために住宅問題の領域に於て爲したところのことは、從來子女保護の領域に於て爲したことと同じく特別の稱讃を博した。家族の必要を斟酌した斯かる企圖は戦争勃發以來盛んに行はれてゐる。戰争は特に軍人家族のために發布された家族扶助法、軍人遺族扶助法を通じて有力なる家族保護を齎した。周知の

如く軍事的定期金扶助には家族の個人的必要に出来るだけの顧慮を拂はんとする市民的、社會的保護が附加される。被保險者の妊娠中及び授乳中の妻と同じく、一般に貧困階級出の斯かる妻の利益のために戰時に成立了産婦扶助はより重要である。

更に家族に對し遙かに大なる意義を有するものは資本辨償法である。これは戰傷者に或る繼續的收入の代りに一時的資本計算を請取ることを得せしめ、戰傷者が自己の住宅を有つことを可能ならしめるものである。住宅殊に自己の土地の上の自己の住宅は多子家族にとって非常に重要な住宅問題の最善の解決方法である。

家族特に家族の子供數のより良き顧慮といふことは大戰の最後の年に國、州、團體が各地で採用した物價騰貴増給の規定によつて一步前進した。物價騰貴増給は官吏及び被儲者が獨身、既婚、無子、多子の孰れであるかに従つて夫々異つた金額が支給されるのである。

一九一七年十一月二十二日の聯邦議會命令に基づく、疾病資金に對する物價騰貴割増金も之と同一の取扱を受けてゐる。戰時中個々の聯邦國家で決定された所得稅法、財產稅法は家族及び其子供に對し同様の顧慮を拂つてゐる。これによつて家族の敵たる、夫婦に對する均一的課稅は幾重にも緩和された。以前の法律に於て既に申譯的に考慮された所謂小兒條項は納稅義務者（法律上の義務に基づき子孫を扶養しなければならない）が收入の多少及び子供數に従つて、希望によつて一定の課稅率低減を受けうるやうに改善されなくてはならぬ。

まだ多くの團體は租稅の輕減によつて多子家族の生計を容易ならしむべく努力してゐる。

最近國、州、團體の住宅政策は多子家族の救濟に乗出し、そのため公共的財產から多額の金額が支出された。

四、更に何が爲さるべきか。組織的家族政策。

我々は最内閣書記官長 Wallraf が國會に於て云つた如く、今日迄の斷片的事業の時代から組織的事業の時代に入らなくてはならぬ。

（略）

我々は意識的、計畫的、大規模な家族政策を實施しなくてはならぬ。家族、多子家族は意識的に我々の努力の中心に置かれなくてはならぬ。それは又或將來の人口政策の樞機であり目的でなくてはならぬ。家族、家族精神を助長し、家族生活を安易ならしめるところの總てのものは今後特に奨励されなくてはならぬ。家族生活に有害なものは同時に抑壓されなくてはならぬ。家族特に多子家族の強化は、それ故今日の要求であり、それは總ての人口政策的努力、然り總ての社會的、經濟的、財政的、文化的な強制政策的努力の中心に押出されなくてはならぬ。衆議院議員 Hitze が彼の著「出生減退と社會改革」で正しくも強調してゐる如く「經濟的、租稅政策的、社會的、倫理的分野に於ける有ゆる標準は先づ第一に家族生活に有用であるか否か、又どの程度に有用であるかによつて評價されなければならぬ。それは立法にも妥當するが、より以上行政に妥當する。總ての官吏は此思想を以て貫かれてゐなくてはならない」のである。

「家族の強化」のためには先づ早婚獎勵が問題となる。我國の所得關係に就いて云へば、早婚は中流、上流階級に於て愈々少くなつてゐる。これは當人の健康のためにも、早婚から生るべき子供數のためにも何等利益なく、又かゝる家族の家族精神に對しても何等利益がない。何となれば、已

レ Riehl が非常に適切な疑問を發してゐる如く、子供が生れた時父は既に老年であつたり、又は子供が物心つく以前に父親が死んだときには父親は如何にして家族の道徳を子供に確かに植付けることが出來やう。近時の人口政策的觀點から男子の早婚はいよいよ促進せしむる價値がある。何とならば已に述べたる如く、女子過剩は戦争によつて以前にも増して甚だしくなり、しかもそれは以前とは違ひ結婚適齢期の女子の結婚問題となつたからである。かゝる早婚のために爲さるべきこと（教育年限の短縮、初任給の増額等々）については此れ以上述べない。それに就いては余の「人口再建」なる論文を參照せられたい。A. G. Bastian による「早婚に就いて」といふ論文（ミュンヘン一九一七年）及び A. Ploetz の論文「大戰後に於ける民族更新に對する早婚の意義」（民族力の保持増強、ミュンヘン一九一八年、七十七頁以降）がそれについてのより詳細なる説明を與へてゐる。

「家族の強化」の中心問題は恐らく或る階級或は全國民の一般的改善にあるのではない。かゝることに依つては多子家族も子供數も増加しない。中心問題は寧ろ多子家族が自己と同じ社會層に屬する子供の少ない者或は獨身者に比べて有するところの地位の不利が如何にせば除去され、出來うるならば逆の状態になりうるかにある。

敬虔なる希望及び正當な忠告のみを以ては何事も爲され得ぬ。それは經濟的な援助を伴はないならば大抵目的を達し得ない、しかして經濟的強化は子供數の増加に從つて其家族の物質的關係が悪化しないといふことを目標としなければならぬ。この目的のため、經濟的強化は二つの方面に必要である。即ち一方では子女養育費を減少せしめ他方では多子家族の收入を増加せしむる必要がある。多子家族の出費は子供の少ない家族に比してよ

り大なる住宅、世帯道具、食料品、被服其他の必需品、多量の燃料、教育費等によつて著しく増加する。かゝる家族費用は有ゆる手段を以て減少せしめなければならぬ。そのためには世帯を持つための經濟的負擔が輕減されなければならない。此點に關しては最近各地で行はれてゐる世帯道具扶助、新しく建設される家族のための世帯道具廉價供給組合の救濟は大いに役立つだらう。しかし特に都市に於ける住宅問題及び出來うるならば、自己の耕作によつて一部の食料を自給するやうな田園移住のために大規模な保護が必要である。家族及び其發達に對しては、田舎に於ける生活條件は都市に於けるより遙かに有利であるから、家族の強化のため國內移民は大いに助成さるべきである。

更に子供の養育及教育のための支出は次の方法により低減されなくてはならない。

一、休暇中、最善の栄養補給をなし、小兒及び學童を家族外で收容するための大なる保護

二、大家族の天票ある子女に高等教育機關入學を容易ならしむること（授業料、教材の無料、奨學費給與、寄宿舎への收容）

三、食料品、靴、衣類、燃料管理制度による保護

四、既に實施されつゝある租稅制度による保護（擔稅力に矛盾する均一的免稅點ではなく、多子家族の父に對するより高き免稅點。所得及び財產税法に於ける小兒條項、相續法の改正）

五、妻及び成長中の娘のより良き家庭經濟的教育

六、必要ある場合には職業及び母性の同盟結成を容易ならしむる、社會制度的による職業婦人のより大なる保護。殊に妻の職業労働が後まで

も又廣範圍に必要であるならば尙更保護の必要がある。戦争による被災の夫婦では多くの場合家族の經濟的擔當者は男子ではなく、全部或は一部は女子労働であらう。

七、我社會保險法による保護實施に當つては被保險労働者の家族及び子供數を更に顧慮すること。

しかし就中多子家族の收入の改善が肝要である。この點に關しては、就職に際して既婚者を優先的に採用すること及び農産物消費組合へ無制限に參加せしむることによつて確かに多くの效果を擧げうるだらう。

この外俸給政策が此の問題に關して採用されなくてはならぬ。

已に國、州、團體は家族増給を以て其れに對するスタートを切つてゐる。戰時中此の組織は既に述べたる如く、既婚者及び子女補助金を伴ふ戰時物價騰貴手當によつて更に一步を進めたのである。比較的大なる私的經營では既に此の組織に追従して居るものも少くない。しかし一般的には此の組織は完成されてゐない。若し多子家族の父に、——彼は全く甚だしい家族負擔を背負はされてゐるのであるから——子供の無い者、子供の少ない者或は獨身者よりも多額の收入或は貯銀を與へずして法律的に或は亦單に道徳的に義務づけんとするならば、それは家族の父に損害を與へる事になるだらう。かゝる措置は他の者のための、多子家族の父のボイコットを意味するだらう。

夫れども拘らず現今の貯銀制度は承認さるべきである。その制度は未だ節約することを知らぬ若き労働者に不相應な高收入を得せしむる一方、既婚者には僅かづゝしか上らない收入を與へるに過ぎない。そこで屢々建議獎勵手段の最も重要なものの一つ、然り最も重要なものは所謂家族保險、されてゐる如く、労働者及び被傭者の貯銀強制貯蓄制度を設け、混合委員

會によつて決定された金額を若く労働者の貯銀から扣留し、之を金庫に引渡し、結婚後再び使用せしむるところ形で運用せらるゝ事は確かに有意義である。

最近ペイエルン政府が遞信大臣 V. Seidlein の提議に基づき、州全官吏のために計畫した強制的子女増給保険は大いに好ましく又全く模範とするに足るものである。この子女増給保険は自助と國家的救濟を基礎とし出來上つてゐるものであつて、其の根本思想は州官吏の各階級を通じて、養育負擔と收入との間には適當な均衡が保たれなくてはならぬところに歸着するのである。此の目的のため、子女増給保険に於ては全部の官吏及び労働者は各自の割前を支拂はねばならぬ。獨身者及び無子の既婚者は夫々より多い出資、家族は子供數に応じて夫々小額の出資をしなくてはならない。主要な費用は州が負担しなければならない。かくして成立した保険金庫から子供數に従つて、多子家族に養育補助金が與へられるのである。國家が斯かる方法によつて官吏家族の面倒をみるとことは確かに良い事である。種々の點に關して、他の社會階級の模範となるべき立場にある官吏に於て此の家族政策が行はれると云ふことは全く正當である。この限られた國民層のために計畫された子女増給保険は眞に廣範な、一般的なものとなるべきではなからうか。

多子家族の經濟的改善の問題、出生懲喜の昂揚の問題に關する人々、例如 Gruber, Grotjahn, Hitze, Mayet, Düttmann, Paul, Schlossmann, Zeiler, Düsseldorf の家族福利同盟の如きは、數及び質に關する人口公共的、法律的強制であることを認識に到達してゐるのである。この家族

保険は行政官吏、雇主、労働者を加入せしめてゐるデュッセルドルフ同盟に倣つて、少く共今日被傭者保険、戦兵保険に加入してゐる階級の全部、出来うるならばより以上の廣い階級——自由職業者、上中下官吏更に小營業者——を包含しなくてはならぬ。此の家族保険は一種の結婚、分娩、子女扶助でなくてはならぬ。即ち、それは被保険者に對して次の扶助を與へなくてはならない。

一、結婚と同時に與へる扶助。

二、產婦扶助。

三、子女扶助。之は少く共満十四歳までの子女に對し、第三兒目から子供數に應じて與へられなくてはならぬ。

保険から生ずる費用に對しては、有ゆる問題に關心を有する國家が先づ醸出すべきである。かゝる方法による、多子家族を目標とする經濟的均衡といふものは他の社會保險事業と類似の社會的性質をもち、従つて慈善或は施物としてではなく権利と見做されなくてはならぬ。

多子家族のためには單に形式的、一般的な扶助を與へる家族保険以外に、社會的な個人扶助が無くてはならぬ。この個人的保護は成可くバイエルン戰時局の原則に従つて支給され、家族が保護を受けるといふ氣持になるまで待たず、多子家族に適用されなくてはならぬ。

赤十字の多方面に涉る婦人同盟、各教派の福利同盟は既に此の領域で協力し有益なる事業を成し遂げてゐる。しかし斯かる努力の重要性に鑑がみ、人口政策的内容をもつた目的意識的な統一的活動が營まれなくてはならぬ。從來人口政策的問題を取扱ひ將來更に廣範な人口政策的措置を探らなくてはならない中央機關は、一面一般的原則の樹立のため、他面措置の

實施のために、外部團體の統一的協力を確保しなければならぬ。かかる外團體として市町村委員會が指令に立ち、上に向つて發議し、上から與へられた原則の執行を其地方の個々の家族の特殊な個人的必要に順應せしめなければならぬ。

さて茲に述べた經濟的均衡を計ることのみによつては家族政策的問題が解決せられ得ないことは明白である。家族責任の精神は咒文によつて幽靈を呼出すやうに、僅かばかりの社會政策によつて呼出すことは出來ない。それは唯緩漫にのみ發達せしめるのである。

しかし其の爲には多子家族の意義に關する教育的、啓蒙的努力によつて強力な民族の教化が爲し遂げられなくてはならぬ。これによつて各自、家族の永續といふことに對する關心が強められ、家族自殺ともいふべき家族繁殖不足の問題に目覺め、家族意識、家族の矜誇の發揚、家族及び大家族に對する責任感の促進が圖られなくてはならぬ。

Taine の言葉即ち「各世代は前代から後代のために委任された財産の一時的管理者である」といふ事は忘れてはならぬ。Naumann 婦人が正しくも強調してゐる如く「我々は單に戦争に於て偉大なること、顯著なることを爲さんと欲するのみでなく、獨逸といふ織物に於て、祖先よりも更に多くを織らうではないか」といふ言葉を想ひ起さなくてはならぬ。

先づ家族を愉しむ新しき世代の養育によつてこそ現在の戰争は完結するのである。強く、優れた、新しき男女が我々の後に從ふ場合にのみ今日の巨大なる英雄の鬭争は役立つのである。我々は未來の國民のために死んだ戰死者に對し、我國民が其の生活意思を主張し、子供を有つといふ意思を通じて其れを實現する義務を負ふものである。

また藝術は從來にもまして家族生活の醇化に寄與しなければならぬ。

詩、繪畫及び敍述的藝術は、古くは Detregger, Ludwig Richter 近くは Zumbusch の如く、獨逸の家庭及び家族についての單純ではあるが、しかし偉大であるテーマを教化と模範のために一般國民に示さなくてはならぬ。我々は有ゆる方法を用ひて家族及び家族思想の調子を高め、崇敬しやうではないか。この努力に對しては家族集會が役立つのである。我々は家族なき交際好き及び最近十ヶ年間に大いに蔓延したところの家族生活の放棄を排斥することによつて自己の家族生活を高揚し、定期的に繰返される素朴な家族集會によつて家族生活を復活しなければならぬ。この家族集會は最近十ヶ年間單なる悲しさうな外觀（家族員の死亡の場合）に全く満足してゐたのである。しかし、家族集會といふものによつて家族の結合、家族思想は根本から強化されるだらう。又家族記錄の再審（それは斯かる家族集會によつて容易に促進せられうる）によつて、家族精神は著しく深められる。

已に W. Riehl は一八五五年に出版した書物、「家族」に於て、また最近に於ては Julius, Bachen, H. Pauli, von Gruber, Grotjahn は家族を建設し、其子孫を通じて國民經濟に創造的な力を與へ、又國家に對し未來の兵士、祖國防禦者を捧げ國家の永續に寄與したものゝため選舉權附與に際し子供數に比例した多數投票權を付加へる事を希望してゐる。今日若し政治的特權が存在するものとすれば、其れは當然、その行爲によつて一般を充分利益し、民族仲間の感謝を受くる權利を有する者に歸屬しなくてはならぬ。その者こそ多子家族の父達である。そして多子家族の妻は彼等の夫を通じて適當な政治的價値を有つであらう。これは妻の政治的開放の満

足にして適切なる解決方法である。

しかし周知の如く、選舉法の改正は遅々たるものであり、從つて國法による特權付與は餘り望みがないだらう。反対に、上に述べた以外の見地から提議せられた妻の個人的選舉權は家族政策の立場から有害なものとして否定されなくてはならぬ。女性の世界の力の根源は家庭と家族の中に在り、そして此の根源を現在特に弛寛せしめ、危殆に瀕せしめてはならぬことは一九一八年六月十日の國會に於て内閣書記官長が正しくも強調した通りである。「家族生活を妨碍するものは何事によらず爲されてはならぬ。

家族生活、家族精神を完成し、強化し、安定せしむるものは何事によらず爲されなくてはならぬ。妻の投票權によつて家族責任は脅かされるだらう。家族生活の平和が脅やかされるのみでなく公共的生活の嵐と壓迫から遠ざかり、靜かな、優しい氣分と個人生活を愉しむ女性の特權は弱められる。しかも斯かる環境に於てこそ妻の力と魅力が有ゆる家族員の上に支配するのである。」

多子家族に對する國法的特許付與が不可能であるならば、社會的尊敬に益々多くの注意が拂はれなくてはならぬ。

また科學は家族に關して怠つてゐる義務を取返さなくてはならぬ。家族學は今日まで民俗學といふ學科の下に於ける召使であつた。

今こそより良き家族學の建設に着手するには恰好の時である。家族に關する理論は社會學と同じく、充分に建設されなくてはならぬ。

此點に關し官廳統計が爲すことを得、また爲すべきことは余の歎美に基づいて出版された Fr. Burgdörfer の近著「人口問題、家族統計、家族政策論」（ミュンヘン一九一七年）に注意すべき方法で述べられてゐる。

既に述べたる事の結論として、家族責任の精神を完成するためには非常に多方面に涉たる協力が必要である。

更に斯かる大規模な家族政策を實施するためには多額の金錢が必要である。前述の個所で問題となつた各種の措置が實施せらるゝ場合即ち子女増給保険、家族保険が實施せらるゝためには公共的財政特に國、州、市町村財政の強い財政的關與が必要不可缺である。

この金錢の調達は戦争遂行のために必要な他の大なる財政的要件に直面して非常に困難であることは疑ない。しかしながら此要求額は今日迄社會政策のために使用された金錢と同じく、國民生産力の生理的、精神的、

道徳的健康保持のための國民的保険料に外ならず、また獨逸國民の將來にとつて必要不可缺の費用である。我國民が自己を主張し貫徹せんと欲する

ならば、我々は目的意識的家族政策を財政的關係の故に躊躇することは不可能ではある。家族政策的課題は一つの躊躇をも許さぬ。近視的儉約のために、今日逸したところのものは、後日になつては最早や取返すことは不可能である。心理的、生理的に大なる損傷を蒙つた國民は、假令如何なる手段を以てするも、過去に於て抑壓したところの民族力に何物をも追加するを得ないであらう。

過去に於て抑壓したところのものは既に死滅の宣告を下されたのである。我々は現時の世界鬭争に於て、自己を主張するために全力を盡す根據は充分ある。

そこで初めて名譽に充ちたる平和が得られる。それは我經濟的發展に再び自由の道を開き、人口増加への道を開くであらう。かかる平和は正しく利用され評價されるならば、新しき力、新しき民族力、新しくして強力なる民族成長の源泉となる。正に平和其れ自身は生活力ある民族、強き家族

民族が其れを保護し庇護するときにのみ永く確實に我々のものとなる。

「確固たる意思は運命をさへ創造する」とは Ludendorff の言葉である。願はくば獨逸國民の豊かな家族への意思、正しき獨逸民族責任に對する力を再び強固なものとしたいものである。成長しつゝあるもの、成長しつゝある民族のみが未來を有つであらう。



紹介

スエーデンの人口問題及人口政策

A Programme for Family Security in Sweden,
by Alva Myrdal, International Labour Review
1939. June.

序 論

出生率の低下、人口減少の脅威、と云ふことは、現下歐米各國を襲ふて居る文明病であつて、スエーデンも亦その脅威を自覺し、最近之が対策を講じた。それは我國によく紹介されて居る獨伊や佛國とは種々異なるものである。固より我國に採用すべからずと思はれる點もあるが、兎に角人口政策上興味深きを以て、右に掲げた論文によつて、同國の人口現象の近況及最近採用されたる主たる人口増加政策を紹介する。著者ミルダル女史は「人口委員會」の委員たり、その夫はストックホルム大學教授で夫妻共著の「人口問題の危機」がある。

スエーデンに於ける人口減少の脅威

スエーデンをして最近急に人口増加政策を採用せしめたものは、急激なる出産率の減少である。スエーデンは一七四九年以來正確なる人口動態を有する國で、人口統計の古い事、詳細な事に於て世界第一であるが、一八八〇年迄は大體千人中三〇人以上の出生率を維持して來た。然るに一八八〇年より千人に付二九人に下つて爾來年々出産率低下して回復せず、一九二〇年より更に千人に付き一〇人臺に低下して漸減の傾向を進め、最近一九三三年來は千人に付き一三人と云ふ低き出産率を示すに至つた。尤も一方死亡率の低下に伴ひ、最近に於ても尙人口は自然増加を見て居るけれども、近き將來に於て人口減少すべきは歴然たるものがある。即ち、再生産率は一九三三年には〇・七二九、一九三四年には〇・七一六、一九三五年では〇・七一三と漸減し、一九三六年は〇・七三九、一九三七年には〇・七四五と漸増したが、要するに〇・七五を出でず一時代の中に人口が四分の三に減

スエーデンに於ける人口思潮

瑞典に於ては他の國と同様從來より人口政策に關し、相反する二つの思

少する事となつて居る。人口の將來に關し各種の推定が發表されたが如何なる推定方法に依つても、出生率の増加なき限り近く人口が減少し、而も老人の數が増えて若きものの數が減じ、國の活力が失はれることは疑ない。

加之、エーデンに於ては未だ産兒制限の知識が一般には普及せず、將

來このまゝに放任せば、產兒制限の知識の普及と共に出産率は更に低下する傾向がある。その根據と見るべきものは、第一に同國では出産の七分の一は私生兒である。その中には固より届出未済に過ぎざる部分もあるが、

その大部分は兩親は、出來れば制限したかつたものと想像される。嫡出子

に就ても、其の七分の一は結婚後八ヶ月以内に生れて居る。是亦大部分は

望まれざりし出産なるべしと想像され、何れも產兒制限の知識及手段が普

及すればそれ丈出産減となるべき運命にある。第二に首都ストックホルム

に於て労働階級を除くときは、產兒制限は最もよく普及して居ると見らる

るのであるが、其處では純再生產率は〇・三八にすぎない。この狀態が全

國に廣がれば將來誠に恐るべしと云ふの外はない。第三に妻の年齢が四十

五歳以上に達し生殖年齢を終つたものに就て見るに左表の如く、子供の數

の四人以下のものは全家族の七割三分で、五人以上が二割七分であるが、

子供の數より見れば、五人以上の子ある家族で五割九分を占めて居る。殊

に七人以上の子あるものが子供數では三割六分を占めて居る。是等が產兒

制限をやつて、子供の數を三人又は四人程度に留めた場合に、更に甚しき出生減を來すこと必然である。

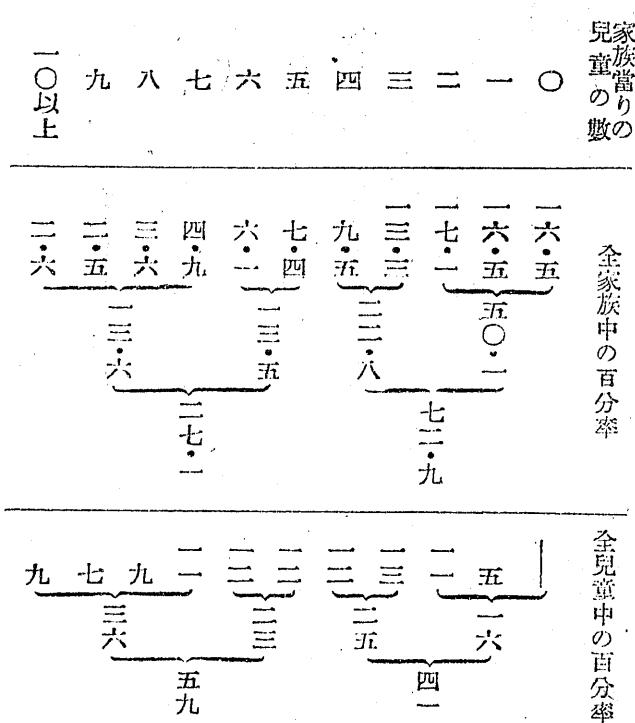
第四に被扶養家族別に生計費を見ると、家族の多きに従つて一人當り

の生活費殊に營養費が少なく、子供四人以上の家庭では殆んど必要營養量

をとり得ない程度に少ない。住宅に就ても同様多子家族に於ては一室に付

き一人以上住んで居る家族が壓倒的に多い。是等の事實は多子家族に產兒制限の普及の危険あることを示すものである。

家族の大きさに依る家族及児童の分布



人口政策の採用とその原則

是等の事實よりしてエーデンに於ては、現状のまゝに放置しておく時は將來の人口の激減を來す處ありとし、一九三五年議會は人口問題を調査研究し對策を立案する爲に「人口委員會」を設けたが、該委員會は人口増殖政策、就中出產增加政策を講ずる必要ありとし、各種の提案をなし、一九三七年及一九三八年の議會はその多くを採用した。一九三七年の議會は「母と子との議會」と曰はれた程母子扶助に關する多くの法案を採用した

のであつた。以下の政策の概要を紹介するのであるが、スエーデンの人口政策を通じてその特色として著者は左の三つの原則を擧げて居る。

第一、個人の自由、殊に産児制限の自由は之を制限しないこと。親の希望

する子供のみを生ましめ、社會經濟狀態の改善に依つて人口の増加を計らんとするのである。

第二、人口の質と量とを同時に考へ、兩者の矛盾する時は躊躇することなく前者を探ること。而してこの方針の一の現れとして、出産の補助奨励のために金錢的給與よりは、直接産児及産婦に對する實物給與を探る。その效果は後述する。

第三に宣傳教育と經濟的手段とを併用すること。何れの一方のみでも效果は無いものと信じて居る。

教育及風俗政策

近代に於ける出産減少の直接の原因は産児制限方法の普及にあるが故に、何れの國に於ても産児制限の普及を防止すべきか否かと云ふ事は人口政策上の第一の問題である。獨、佛、伊等に於てはこの問題に關して原則として抑制方針を採つて居るに反し、スエーデンに於ては上述の如く自由主義に基き何等の制限を加へない。加之、産児制限の知識を有配遇者に限る事さえもしない。次に墮胎に就ては、人道的理由（強姦、親族姦、幼兒姦の如き場合）や優生學的理由（遺傳的惡疾患者）に基くものは之を認め、社會的、經濟的理由（貧困の故に子女を制限せんとするもの及私生兒の場合）に依るものは之を許さない事となつた。貧困者に對しては貧困を救ふことゝし、私生兒に就ては社會の待遇を更へることゝし、單なる經濟上の

理由や、不面目の故に人命を絶つ事は之を認めた事としたのである。

現物給與の意義

出産減少の理由は必ずしも經濟的理由に據らないが、出産奨励は主力を經濟的方法に注がざるを得ないのが各國の通性である。唯スエーデンの方法は、金錢給與を避けて、實物給與の方法に依る所に一特質がある。著者は金錢給與よりも、實物給與の優る理由として左の數個の點を擧げて居る。

第一に、金錢給與は出產育児の補助奨励を目的としても一般の生計費に當てられて目的通りに使用されない危険があるに反し、實物給與は適確に出產又は育児の爲に使用せられると云ふ保障がある。又例へば多子家族の住宅の改善を目的とする場合に家賃の補助をしても、果して廣い家を借りるか、或は補助の目的通りに使用せずして他のことに使用することなきやは適確ではない。廣い、住宅を廉價に貸すに如かない。

第二に、實物給與は大規模に公共團體が消費材を配給することであつて、個人が別々に購入使用する場合に比し經濟的である。

第三に、實物給與は合理的なる消費方法に對し教育的效果がある。例へば合理的なる住宅の公營は住宅に關する標準を引上げる效果がある。

第四に、財政的見地より云つて、出產育児に金錢的給與のみによる時は國は到底その負擔に堪えないと云ふのである。

固より實物主義には例外があつて、金錢に依る場合及、租稅に依る負擔の公平を計る制度はこの例外をなすものである。租稅に就ては各國同様、獨身者の免稅點を引下げ、家族持の所得控除を多くし、更に多子者に就ては子供一人につき獨身者の八〇%の所得控除を設けた。

人口増殖施設概観

スエーデンの出産及育児奨励施設は頗る多岐に亘る。著者は人口委員會の委員たりし關係よりか、委員會の提案を説明するに極めて詳細で、實際採用された法律に就ては比較的簡単である。以下餘りに煩となる恐れ、實際に採用されたもののみを述べる。

一、出産費用 國家は產院に對し一人一日につき三クローネの補助金を出す。訪門助產婦も公費を以つて雇はれる。斯くて產婦は自宅たると、產院たるとを問はず、又收入如何に拘らず、凡て無料で出產處置を受ける事が出来る。

二、母子健康相談所 全國に普及する目的を以つて續々建設されつゝある。それは貧富を問はず一切の國民に無料で利用される。

三、出產賞與金 出產の處置を無料とするも尙出產に基く各種の費用を償ふ目的を以つて出產賞與金の制度が設けられた。その額は七十五クローネでそれは年收三千クローネ以下の凡ての國民に適用される。國民の九十%はこの恩恵を與けると云ふ。

四、出產救助 前記の割一的な出產賞與金のみでは眞に貧困者の救濟にはならぬ。人口政策の一として、貧困の故に墮胎することが許されない以上、出產の爲に貧困に陥ることも許されない。この主旨に従ひ三百クローネを限度として、補助金として、金錢又は品物を以て官僚的手續なしに交付せられる。初年度に於ては、この救助を受けたもの全出產者の二十五%に及んだ。

五、兒童年金 孤兒に對しては地方に依り年額三百クローネ乃至四百二十

クローネの年金が下附される。寡婦の児又は父が廢疾者なる場合には子供の數に依り地方に依る差あり、一人に付き百二十クローネ乃至三百六十クローネで何れも年齢は十六歳迄である。年金局之を取扱ふ。

六、扶養料の國家立替 離婚又は私生兒認知の爲扶養料を支拂ふ場合に於て、その不拂の危險を除くため、國に於て立替支拂をなす。債務者の不拂の場合は國の立替は國の負擔に歸するのである。此の金は前掲年金と異り地方兒童福利委員會に於て取扱ふ。

七、多子家庭の住宅補助 多子家庭の住宅に對する負擔又は住宅の低下を防ぐため、子女六人又は七人ある家には公營住宅家賃の六十%，子女八人以上の家庭には家賃の七十%の割引を行ふこととなつた。之が爲に國は三百六十五萬クローネの補助金を支出することとしたけれども、住宅の建築は不況対策と考へられ、スエーデンは一九三五年以來好況に恵まれ、失業者少きを以つて、實際多子家庭向の住宅は未だ建築せられて居ない。

八、結婚貸付金 結婚して新に世帯を持つものゝ爲に一人につき最高千クローネ、期間五ヶ年の一時金が貸付られる。獨逸の同様の制度と異なる所は、獨逸に於ては子を産めば免除する制度になつて居るが、スエーデンの法律はかかる規定はない。單なる婚資の貸付である。

九、營養品及醫療品の無償配給 スエーデンに於ても他國と同様兒童には醫藥及營養の不充分なるもの多き事が發見された。因つて政府は、

(一) 母子健康相談所を通じて豫防的醫藥品肝油の如きものを無料で配給することとし、

(二) 或地方主として失業多き地方では、小學校兒童に食事の供給を行ふ。其の供給は、(a)營養料理に限ること、(b)無料主義の小學校に

は凡て之を適用することゝし、(c)國は小くとも費用の半分を負擔する。

(三) 食物に二重價格を設け二人以上の子のある家庭には廉い方の價格で販賣する制度は提案されたが尙考究中で未だ實現されない。

十、醫療の社會化 (一) に述べた母子健康相談所及 (九) に述べた榮養品の無料配給の外、歯科醫の社會化が實現された。三歳乃至十五歳の小兒は歯の手當を受けなければならない。十五歳以上の子も財源の許す限り手當を受けることが出来る。之に對し、親は第一子は五クローネ、第二子は三クローネ、第三子は二クローネの負擔をなし、第四子以上は無料である。成年男子に對しても從來の半額を以つて手當を加へる。

結語

以上は一九三七年及一九三八年の議會に於て既に實行せられたものの大要である。右の外に人口委員會に於て提案せられ、政府又は議會に於て考究中のものは數多い。それに就て著者の意見を述べて居るが、著者は近くスエーデンの人口の問題に就て單行の著書を出す筈であるから著者の意見は該書物に依つて伺ふ事とし度い。然し茲に一言著者の見解——從つて其は或程度迄人口委員會の意見であるが——と政府及議會の態度との差を見るならば、著者は、人口政策の根本原理は消費の平等化でなければならぬと云ふ。而してかの原則を實現するためには所得の平等化を以つては足りりとせず、生活必需品及勞務が協同主義の基礎により公共團體に依つて平等に、社會的に、民主的に消費されなければならないとする。従つて其處には貧民救濟の思想は毫も入るべからず、中產階級も勞働階級も區別さ

るべきでなく、兒童哺育の援助に對しては毫も救貧の惡名を受くべきではないとする。然るに議會に於ては、何等かの制限を加へ人口增殖政策に貧民救濟と相似たる形體を與へたことを著者は自認して居る。

人口政策は今實施の第一歩を進めたのみでその成績は固より知るを得ない。然し著者は產兒制限の思想及手段の普及を制限するの方法を探らざりしが故に、今後尙一面に於て出産の減少する傾向あるべきを認め、上記政策に依る出産の増加と何れが大なるか俄に豫斷を許さないと曰ふ。唯望ましからざる又は、望まれざる兒童の出生は減少し、兒童の質の向上する事は著者の信じて疑はざる所である。然し出生減少は今後次第にその悪影響を具現し来るべきを以つて、人口增殖政策は更に徹底せらるべき運命にある事は著者の豫斷する所である。(北岡壽逸)

醫學博士渡邊定、理學士川井三郎

共著「日本人の壽命に關する研究」

四六倍版二九五頁 非賣品

死亡率に關する研究に於て我國の權威者である渡邊博士は、その驚くべき有能なる協力者川井理學士と共に今度新著「日本人の壽命に關する研究」を出された。就て見るに取扱の周到なる、資料の豊富なる誠に從來のこの種の著書の追従を許さない。唯我々の理解に苦しむ事は斯くの如き名著を何故に非賣品としたかと云ふ事である。惟ふに渡邊博士は本書の貴重なる資料を更に碎いて一般的なる著書論文とするゝ事と察せらるゝ。本書を非賣

は凡て之を適用することゝし、(c)國は小くとも費用の半分を負擔する。

(三) 食物に二重價格を設け二人以上の子のある家庭には廉い方の價格で販賣する制度は提案されたが尙考究中で未だ實現されない。

十、醫療の社會化 (一) に述べた母子健康相談所及 (九) に述べた榮養品の無料配給の外、歯科醫の社會化が實現された。三歳乃至十五歳の小兒は歯の手當を受けなければならない。十五歳以上の子も財源の許す限り手當を受けることが出来る。之に對し、親は第一子は五クローネ、第二子は三クローネ、第三子は二クローネの負擔をなし、第四子以上は無料である。成年男子に對しても從來の半額を以つて手當を加へる。

結語

以上は一九三七年及一九三八年の議會に於て既に實行せられたものの大要である。右の外に人口委員會に於て提案せられ、政府又は議會に於て考究中のものは數多い。それに就て著者の意見を述べて居るが、著者は近くスエーデンの人口の問題に就て單行の著書を出す筈であるから著者の意見は該書物に依つて伺ふ事とし度い。然し茲に一言著者の見解——從つて其は或程度迄人口委員會の意見であるが——と政府及議會の態度との差を見るならば、著者は、人口政策の根本原理は消費の平等化でなければならぬと云ふ。而してかの原則を實現するためには所得の平等化を以つては足りりとせず、生活必需品及勞務が協同主義の基礎により公共團體に依つて平等に、社會的に、民主的に消費されなければならないとする。従つて其處には貧民救濟の思想は毫も入るべからず、中產階級も勞働階級も區別さ

るべきでなく、兒童哺育の援助に對しては毫も救貧の惡名を受くべきではないとする。然るに議會に於ては、何等かの制限を加へ人口增殖政策に貧民救濟と相似たる形體を與へたことを著者は自認して居る。

人口政策は今實施の第一歩を進めたのみでその成績は固より知るを得ない。然し著者は產兒制限の思想及手段の普及を制限するの方法を探らざりしが故に、今後尙一面に於て出産の減少する傾向あるべきを認め、上記政策に依る出産の増加と何れが大なるか俄に豫斷を許さないと曰ふ。唯望ましからざる又は、望まれざる兒童の出生は減少し、兒童の質の向上する事は著者の信じて疑はざる所である。然し出生減少は今後次第にその悪影響を具現し来るべきを以つて、人口增殖政策は更に徹底せらるべき運命にある事は著者の豫斷する所である。(北岡壽逸)

醫學博士渡邊定、理學士川井三郎

共著「日本人の壽命に關する研究」

四六倍版二九五頁 非賣品

死亡率に關する研究に於て我國の權威者である渡邊博士は、その驚くべき有能なる協力者川井理學士と共に今度新著「日本人の壽命に關する研究」を出された。就て見るに取扱の周到なる、資料の豊富なる誠に從來のこの種の著書の追従を許さない。唯我々の理解に苦しむ事は斯くの如き名著を何故に非賣品としたかと云ふ事である。惟ふに渡邊博士は本書の貴重なる資料を更に碎いて一般的なる著書論文とするゝ事と察せらるゝ。本書を非賣

品とした事に依つて博士はかかる責務を負ふたものと云ふべきである。本書は四六倍版約三百頁、載する所の表及圖數百悉く之徵智と勞苦の結晶ならざるはなく、故に簡単に紹介すべく餘りにその内容が充實して居る。解説

も亦著書に期待する外なきも、こゝにその結構と片鱗を示すこととする。
本書は第一編總説に於て全體の解説を加へたる後、第二編に於て、日本人の壽命及死亡率をあらゆる角度より研究し就中諸外國と比較して、日本

日本及主要各國年齡別死亡率（千人對死亡率）

(イ) 男子

五十一四	八〇五二、四二二	三六、九三四	一四、六六七	一二、七三五	一四、二九七	一九、八七四	一七、八四五
一五一二九	八、九八九、二五八	七三、五一三	二七、三七六	二四、三三三	二九、五六一	八〇、四四七	三四、九三七
三〇一四四	六、一六〇、〇五五	四九、八六八	三〇、三三九	三五、五七九	一〇〇、四五七	三四、七二四	五九、三五二
四五一五九	四、二一五、二三一	八四、一一五	四七、七八六	五六、一九九	二六五、一六〇	四五四、六一九	五二、〇七三
六〇以上	合 計	、	、	、	六三、二五一	三一六、五九一	三一七、四二三
合	、	、	、	、	、	二二三、六五七	二二二、八七七
、	、	、	、	、	、	一二六、六九八	一五一、二三三
、	、	、	、	、	、	二二六、六九八	二二二、八七七
、	、	、	、	、	、	五九五、八四一	四五〇、三〇〇
、	、	、	、	、	、	四四〇、三〇〇	、
女 子	男 女 合 計	、	、	、	、	、	、
四、五九一、八〇〇	○一四	一七八、三四四	七八、〇五五	八四、一七八	六六、九九八	九七、六二一	一六〇、五〇九
七、九〇九、八六一	五一一四	二九、八〇〇	一三、一五八	一〇、八三三	一〇、八三〇	一七、一〇五	一六、七四〇
一五一二九	一五一一四	七五、九五九	二四、〇九二	二〇、五二五	二五、三四三	七九、五一五	三四、八一九
三〇一四四	三〇一一二九	四八、五〇九	三三、八〇三	二一、九六三	二七、三〇五	八四、七一二	二八、八五二
四五一五九	四五一一五九	六八、三九一	四一、三七六	三九、七三六	四八、五五一	二三五、六一八	四〇、九九九
小 计	六〇以上	四〇〇、九〇三	一七九、四八四	一七七、三三五	一七八、九二七	二八一、九一九	二八一、九一九
合	、	一六七、三六五	一四六、三〇三	一五四、〇二九	一五〇、一〇六	一七七、七七二	一五三、九三九
、	、	五六八、二六八	三三五、七八七	三三一、二四四	三三九、〇三三	五八二、三四三	四三五、八四八
、	、	、	、	、	、	、	、
男 女 合 計	、	、	、	、	、	、	、
九、二七九、二四二	○一四	一七九、二四九	一八九、九九八	一五〇、九〇一	二二六、二〇二	三三八、三五三	一七、八四五
一五、九六二、二七三	五一、一四	三七九、六九三	二七、八二五	二五、二二七	三六、九五二	三四、五九五	一九、八七四
一七、七九〇、四三七	一五一、二九	五六、八〇四	二三、五六八	三六、九五二	三四、五九五	三四、五九五	一九、八七四
一一、八二九、九四五	一五一、二九	一四九、四七一	四五、八九一	四五、八〇四	四五、八〇四	四五、八〇四	一九、八七四
三〇一四四	三〇一一四四	九八、三七七	五四、八〇四	一五九、九六三	一五九、九六三	一五九、九六三	一九、八七四
四五一五九	六三、三二三、二二六	五一、五〇六	五二、一五六	六二、八八四	六二、八八四	六二、八八四	一九、八七四
六〇以上	小 計	八三六、八五一	四〇八、二二九	一八四、六二九	一八四、六二九	一八四、六二九	一九、八七四
合	、	九七、五七五	八七、〇三三	一二一、八〇二	一二一、八〇二	一二一、八〇二	一九、八七四
、	、	三九三、七七一	四八、二九二	二七六、六七六	二七六、六七六	二七六、六七六	一九、八七四
、	、	六七〇、四四七	四〇五、五一八	六八二、三三三	六八二、三三三	六八二、三三三	一九、八七四
、	、	六八九、〇七四	六八九、〇七四	一、一七一、八七二	一、一七一、八七二	一、一七一、八七二	一、一七一、八七二

人が死亡率に於て外國人に比し甚だ不良なる事を示して居る。而して死亡

率の比較は凡て年齢別により時として累年的に比較して居る。試みにその

第一表（一八頁）の一部を摘録するならば前表の如く、我國の死亡率の極

一五一一九歳の日・英・獨主要死因別死亡率比較(對一〇萬人)

めて憂慮すべき事がわかる。氏は更に日本を百とした比例數を作り、又別に諸外國が、日本人と同様の人口構成なりせば生ずべき死亡數、別言すれば、日本か諸外國と同様の死亡率(年齢別)なりせば生ずべき死亡率を掲げてゐる。即ち之に依れば日本では零歳より五十九歳迄の死亡數八十三萬餘であるが、英國と同じ死亡率ならば四十萬八千人、獨逸と同じ死亡率ならば三十九萬三千人、米國と同様とすれば四十萬五千人で済んだ筈である。

伊太利と同様としても六十萬人足らずである。諸文明國に比して倍以上の死亡率である。日本人の夭折が如何に大なる人的浪費であるかゞわかる。

損害の甚しきことがわかる。人的資源の不足に苦しめる今日かかる若者の多數の死亡が如何に國力を蝕む、國の禍なるかゝわかる。而して氏は更に之を累年的に比較して諸外國に比して日本の改善の遅きこと、最近却つて悪化の傾向ある事も指摘して居らるゝ。

壽命及死亡率の研究は死因別に入つて愈々詳細を極める。比較は凡て年齢別である。左に其の中の一表だけを掲げる(第六十四頁)。十五歳乃至二十九歳と云ふ、人生の華とも云ふべき時代、國家より見て、最も大切な時代に於て如何に日本人が外國人に比して多く病魔の犯す所となつて居るかがわかる。その死因中最も高率なのは結核であるが、實に英、獨に比して四五倍である。尙日本に於て結核を隠蔽する習慣ある事を思へば七八倍と見るべきかも知れない。その他諸病悉く、英、獨より高く、唯外因死らず、因つて産業災害の比較的少しきに依る。

考察、第二に職業、第三に社會階級の死亡率に及ぼす影響を觀察する。第一は純醫學的で、第二、第三の職業的社會階級別死亡率の研究は我國に全然資料を缺くを以つて資料は悉く英國の夫で、英國の職業別死亡率研究の紹介である。

以上は只結構と片鱗の紹介で、詳細の紹介は亦別に他の人に頼むの外なら。唯一言私の著者に対する希望を云ふならば、之丈詳細に死亡率の研究を遂げた著者は、我國の死亡統計の一大缺陷たる職業別死因統計を改善する爲に一時の勞をとるべきではあるまいか。私は何時でも喜んで博士の腰尾に附して犬馬の勞に服する事を辭するものではない。(北岡壽逸)

カイザー著「獨逸人口史」

Erich Keyser, Bevölkerungsgeschichte

Deutschlands, 1938

人口論史に關する論策は數くないが、人口史となるとまとまつたものは殆んどないといつてよい。本冊子は特に獨逸古代民族史に造詣の深い著者が今後の更に具體的な研究著證への手引きとする爲に今日までの諸家の研究成果に一應の概観的集成を試みたもので、獨逸人口史として現在我々の利用し得る最新の好著であるといふ。

著者の性質上内容の全般的紹介は不可能だが、以下筆者與本位の讀後的心覺えを摘要して好著紹介の辭に替へることとする。

I、獨逸の土地はインデケルマン民族の故郷である

著者によると獨逸人口史は地上に於ける最初の人類の出現と共に初まことじ、獨逸人口史は言はゞ其の豫備的研究として缺く可からざる前提をなすものであるといふ。蓋し「民族」とは「人種」と同義ではなく、また「國民」なる概念とも必ずしも相敵ふものではない。また民族を文化共同體或は言語共同體などと定義する理由がないではないが、併し一民族の創造する固有の文化は同時に他民族とも終結されるものであるし、また獨逸語を話す獨逸系ニダヤ人は決して獨逸人で

はない。著者によれば民族とは幾世代にも亘る血族的な連繋と共同の生活とを通じて形成され、自ら他民族と區別するやうになつた史的成績としての生活共同體を謂ふわけで、かゝる史的成績としての民族の本質を明らかにする爲にこそ獨逸民族成立の史的葛藤は先づ之を特に獨逸人口史として展開せねばならぬといふ。従つて著者のいふ獨逸人口史とは筆を獨逸民族の先史時代に遡る人種的淵源から説き起し、其後の民族移動、他民族との鬭争、或は身分階級的分化と其の變遷等諸般の史的場面に亘つて論述されており、この多難な史的錯綜を一貫して獨逸民族が古代以來自らの血と土地とを喪ふことなく持續して來た逞しい民族的生活力を闡明することを主眼としており、従つてまた近代特に十九世紀文明が生んだ血の意識の喪失、出産力の減退、或は都市集中の弊害等寒心すべき諸事象を警告し乍ら之に對するナチス人口政策の將來に期待して筆を結んでゐる。統計的數字も信憑し得るもののがんと凡てを各地方各都市等について列舉するといふ細微を盡したものだが、概括的な結論を示してゐるのは著者の學者の良心によるものといへようか。たゞ獨逸人口史の大勢を窺ふとする我々他國の讀者にとっては多少煩に堪へ難いものがないでもない。所謂人口政策的史實について闡説するところの殆んどないのも物足りない點の一つだが、著者の目的はかゝる人爲を超えたるものを阐明するところにあるのかも知れない。

考察、第二に職業、第三に社會階級の死亡率に及ぼす影響を觀察する。第一は純醫學的で、第二、第三の職業的社會階級別死亡率の研究は我國に全然資料を缺くを以つて資料は悉く英國の夫で、英國の職業別死亡率研究の紹介である。

以上は只結構と片鱗の紹介で、詳細の紹介は亦別に他の人に頼むの外なら。唯一言私の著者に対する希望を云ふならば、之丈詳細に死亡率の研究を遂げた著者は、我國の死亡統計の一大缺陷たる職業別死因統計を改善する爲に一時の勞をとるべきではあるまいか。私は何時でも喜んで博士の腰尾に附して犬馬の勞に服する事を辭するものではない。(北岡壽逸)

カイザー著「獨逸人口史」

Erich Keyser, Bevölkerungsgeschichte

Deutschlands, 1938

人口論史に關する論策は數くないが、人口史となるとまとまつたものは殆んどないといつてよい。本冊子は特に獨逸古代民族史に造詣の深い著者が今後の更に具體的な研究著證への手引きとする爲に今日までの諸家の研究成果に一應の概観的集成を試みたもので、獨逸人口史として現在我々の利用し得る最新の好著であるといふ。

著者の性質上内容の全般的紹介は不可能だが、以下筆者與本位の讀後的心覺えを摘要して好著紹介の辭に替へることとする。

I、獨逸の土地はインデケルマン民族の故郷である

著者によると獨逸人口史は地上に於ける最初の人類の出現と共に初まことじ、獨逸人口史は言はゞ其の豫備的研究として缺く可からざる前提をなすものであるといふ。蓋し「民族」とは「人種」と同義ではなく、また「國民」なる概念とも必ずしも相敵ふものではない。また民族を文化共同體或は言語共同體などと定義する理由がないではないが、併し一民族の創造する固有の文化は同時に他民族とも終結されるものであるし、また獨逸語を話す獨逸系ニダヤ人は決して獨逸人で

はない。著者によれば民族とは幾世代にも亘る血族的な連繋と共同の生活とを通じて形成され、自ら他民族と區別するやうになつた史的成績としての生活共同體を謂ふわけで、かゝる史的成績としての民族の本質を明らかにする爲にこそ獨逸民族成立の史的葛藤は先づ之を特に獨逸人口史として展開せねばならぬといふ。従つて著者のいふ獨逸人口史とは筆を獨逸民族の先史時代に遡る人種的淵源から説き起し、其後の民族移動、他民族との鬭争、或は身分階級的分化と其の變遷等諸般の史的場面に亘つて論述されており、この多難な史的錯綜を一貫して獨逸民族が古代以來自らの血と土地とを喪ふことなく持續して來た逞しい民族的生活力を闡明することを主眼としており、従つてまた近代特に十九世紀文明が生んだ血の意識の喪失、出産力の減退、或は都市集中の弊害等寒心すべき諸事象を警告し乍ら之に對するナチス人口政策の將來に期待して筆を結んでゐる。統計的數字も信憑し得るもののがんと凡てを各地方各都市等について列舉するといふ細微を盡したものだが、概括的な結論を示してゐるのは著者の學者の良心によるものといへようか。たゞ獨逸人口史の大勢を窺ふとする我々他國の讀者にとっては多少煩に堪へ難いものがないでもない。所謂人口政策的史實について闡説するところの殆んどないのも物足りない點の一つだが、著者の目的はかゝる人爲を超えたるものを闡明するところにあるのかも知れない。

の榮譽を證據立てるものであるらしい。が文化遺跡の皆無な前人類についてはさて置き、現存人類の祖先が氷河時代氷河の北方後退に伴ひ中部及び上部獨逸地方に住んでゐたことは確かに、氷河の一層の後退は更に北海沿岸地方までもその棲息地となつたと考へられる。その遺跡はデュッセルドルフ近くのネアンデルタールに最初に發見されてネアンデルタール人と呼ばれてゐるものであるが、歐洲最初の人類の學名が獨逸の地名を以て呼ばれてゐることにも著者は多大の誇りを示してゐるのは兎も角稚氣があつて面白い。現在の歐洲人の成立に明白な影響をもつ人種の出現は氷河時代の終末期で、氷河の消えて後明るい森に蔽はれて豊饒な沃土を形成した北獨逸地方や南スウェーデン地方に出現在した所謂北方人種 die nordische Ra

e が先づ獨逸人の一番舊い人種上の先祖とみてよい。

人類史上特記すべき事件は新石器時代に於ける農耕民族の出現で、その定住生活は人口増殖の仕方をも一變し家族を中心として一種の淘汰作用が行はれるに到つたばかりでなく、又この定住生活は以前の遊牧生活に較べると却つて他人種の血を受け入れる可能性を増大したと考へられる。そのやうな人種的混血の後に各個人の人口群ははじめて種々の人種的偏倚をもつた種々の民族として形成されたといふよう。所謂インド・ゲルマン民族とは北方人種の血を根幹として生まれ、白い皮膚、ブロンドの髪、青い眼、伸びた背丈、長い頭蓋等を特徴とするもので、著者によれば此のインド・ゲルマン民族はユトレヒト半島及び北獨逸地方に現れ此處からウラル、黒海、カスピ海へ、更には印度までも妻子や車馬を伴つた農民移動の形で長期に亘り擴がつて行つたことになつてなり、著者は此の大移動を後のゲルマン民族大移動や或は近世の西荷英佛人の世界植民に匹敵す

るものだとしてゐる。この種の移住が新移住地の舊人口と重なり合つて其處に新しき民族の發生を見ることは當然で、インド・ゲルマン民族は歐洲では北のゲルマニア die Germanen 南のケルト die Kelten 東のイリリエン die Illyrier の三民族に分化したと考へられる。

II 古代ゲルマン民族は獨逸の土地を完全にゲルマン化した

獨逸古代史はゲルマン民族が蕃殖膨脹の結果他の二民族を同化して現在の獨逸の土地を完全にゲルマン化した歴史といつてよく、今でも南獨逸にケルトの混血が認められるのも其の名残りといへよう。はじめ紀元前一五〇〇—一四〇〇年頃ユトレヒト半島及南スカンヂナビア地方に棲存したと考へられるゲルマン民族は次第に南へ西へ東へと膨脹して西暦紀元の直前にマース河からライン上流、東はボヘミアからカルペートまで擴がるに到つた。この膨脹が自然とゲルマン民族に種族的な分化を結果したのは當然で、スカンヂナビアやデンマーク地方に残つた北ゲルマンは獨逸人口史にとってはさして重要ではない。以後の獨逸民族の形成にとつて決定的なのは南ゲルマンで、之は更に東ゲルマンと西ゲルマンに分がれるが、その内東ゲルマンは種々の種族の交替こそあれ大約紀元前八〇〇年から紀元後五〇〇年に到る間東方に定住して後にゲルマン民族大移動として史上に著名な大運動をしたヴァンダル、ブルグンド、ゴート、マルコマンネン、ランゴバルド等の諸族であるが、その大移動後のヴィスツラ河畔からドナウ河畔に及ぶ豊饒な土地にはスラブ系のブルース人やマザーリー人が這入つて中世の末獨逸人の東方植拓までは獨逸と縁のないものとなつて了ぶ。之に反し西ゲルマンは常に獨逸の土地に定住して將來の獨逸人の本當の祖

先となつたものである。換言すれば古代獨逸の土地にゐたゲルマン人が中世のゲルマン系獨逸人となつたことになる。

この西ゲルマンは初めオーデル下流からマース河の間に定住してゐたものと考へられるが、紀元前一世紀の後半には北海東海の沿岸から中央山脈に到る間にまで擴がつてゐる。其の諸族の永い移動史は分明でないが、著名なキンバー・チャーチの移動はかなり後のもので、東海沿岸から出發してオーデル河を遡りシレジアからモラビア、ボヘミアに出てアルプス山麓を經、紀元前一一四年から一〇二年の間ローマ邊境を脅かしたものと考へられる。明確な史實として残つてゐるのは此の種ローマとの接觸の部面だけでローマの史實には既に紀元前二二二年にゲルマンとケルトとに對する勝利が傳へられてゐる。紀元前一世紀後半アリオヴィスト麾下のズエーベン人の南獨地方侵入の事はケーザルの報告に詳しい。

西ゲルマンはかかる膨脹の結果として紀元前後數世紀に亘つてケルトと混血したものと考へられる。ゲルマンとケルトとの類似は一つは共にインド・ゲルマンに發する所にあるが、此の混血の所爲も興つて力あるといへよう。ゲルマンに關する古代文筆家の記述を見ても之をケルトと同じく長身、金髪、碧眼の特徴に求め、たゞゲルマンはケルトよりも更に之らの特徴が著しいとしてゐる。又寒さと餓とに強いが熱さと渴とに弱いとされており、勇氣、信義、人のよさなども語り傳へられてゐる。この人のよさは時に魯鈍と誤解された記録もあるが、之は現在の北方獨逸人についても當嵌ることだと著者はいつてゐる。

人口史上一番興味のあるのは結婚生活に關する制度や慣習であるが、著者は古代ゲルマン人が一夫一婦制を堅持してゐたことを告げ夫と妻とを並

置埋葬してゐる遺跡についても報告してゐる。俗間傳へる所の多妻説はキリスト教の傳導者たちが布教の效果を誇示する爲に捏造した妄説であるとして著者は軽く之を一蹴してゐる。古代ゲルマンの一夫一婦制と貞節とはタキツスも亦力説する所で、「彼等の道徳的慣習の凡ては寛に賞讃に足るものといふべく諸蠻族中たゞ彼らのみ一人の妻を以て満足してゐる」といひ、また「彼女らは男ではなく寧ろ結婚そのものを愛した」とも傳へてゐる。從つて姦通に對する制裁も極めて嚴酷で、姦通せる妻は裸にされて皆に笞打され乍ら村中を引き廻されたといはれ、また姦通が發見された場合には妻の場合は勿論夫の場合でもその場で之を殺しても敢て罪に問はるゝことがなかつたといふ。童貞の賞讃されたことも當然でケーザルもゲルマン人の間では「二十歳以前に婦人と交渉する事を極度に罪悪視した」と傳へてをり、タキツスは彼女が結婚をいそがす「女たちも男と同じく長身強力で、この父母の力は子供たちに再現した」と傳へてゐる。一般に晚婚で、男は三十歳を過ぎるまで結婚せず、女は之より多少早かつたが地中海方面の人間と較べるとやはり格段に晚かつたと著者はいつてゐる。右の如くであるから生涯の伴侣としての婦人に對する尊敬は慣習上にも法律的權利の上からも極めて高かつた。その點中世の女性罪惡觀に未だ煩はされることのなかつた時代で、同様にキリスト教への改宗以前のゲルマン人たちには後に見る様な結婚上の障害も亦殆んどなかつた。禁制は親子と兄弟姉妹の間だけで、繼母子間の結婚は差し支へなかつたといふ。産児制限や子供殺しのなかつたこともタキツスの傳へる如くで、子を生むことを輕蔑する者は死を以つて罰せられたといふ。尤も氏族の長は弱い子を棄てる權利をもつてゐた。氏族（大家族）とは當時の國家の原細胞で親・子・孫三代に跨り一定

の土地所有と結びついてゐた血に基く権利の主體で、ナチスの所謂「血と土地」との最も古典的な先例でもあるわけだ。

古代ゲルマンの人口數については大約の推定以外に測り難いが、最も穩當なものとして Kossina のものを擧げてみると、大體一方マイルに付二五〇人として獨逸の人口は約二百萬となり、全ゲルマン人の人口は三乃至四百萬と想像される。

南獨逸に於けるケルト諸族の種族的團結崩壊後はゲルマンは更にガリアや北イタリーまでも侵入したが、之は同時にローマ帝國がゲルマン人に對して三世紀に亘る防禦戦争を行はねばならなかつた時代である。ローマはその最盛時にはラインやドナウの邊境に十萬の兵士や官吏を送つてゐたが、併し人口史的には殆んど問題とするに足りまい。史上に著名なトイトルグの森に於けるヘルマンの勝利（西暦九年）はゲルマン人を遂にその政治的危機からも救つたが、併しローマ帝國の影響は獨逸人口史にとつて皆無ではない。多數のローマ植民都市や軍事都市が諸方に建設されたのも其の一つでケーザル没後の建設になる現在のアウグスト、ケルンを最古のものとしてトリエール、シュハイエル、ボン、マインツ、シュトラスブルグ、レーダンスブルグ、アウグスブルグ等の諸都市は皆その名残りであるわけである。特にローマ帝國によつて強制的に諸方に移植されたゲルマン農民たちのラテン化はローマ市民權の供與によつて殊に速進され、彼らは市民權と同時にラテン語をも受けとり其の子孫は母國語を棄てて了ふようになつた。このゲルマン人のラテン化政策はモーゼル地方やロートリンゲン、スイスに特に好成績を挙げ、之に對しライン及びゲルマン・ケルトの人口を持続し

たといふ。

三、初期中世は獨逸諸種族の形成された時代である

中部ヨーロッパをゲルマン化した古代ゲルマン人はこのイリリエン、ケルト及びローマ人に對する勝利の後漸く永い平和時代に入る。殊にローマ帝國の世界支配の破綻はこの平和時代に増殖せる獨逸人口に再び西方への途を開放することとなつたが、その爲めにも新領地を略取し確保し得る新しい國家的權力の發生を見るに到つた。初期中世代はかかる新國家群と、之に伴ふ新種族との形成時代であるといへる。フランク、ヘッセン、アーレマン、バベリヤ、チューリングン、ザクセン、フリーゼン等の諸種族の形成を見たのもこの時代である。中でもフランクは最も有力で五世紀にはメロヴィング王朝の成立を見、六世紀前半には全中部獨逸とバベリアの一部をその支配下に置いてゐる。このフランクが獨逸民族史上にもつてゐる特別の役目は獨逸の西方に民族的國境線を、いひ換へれば八世紀以降今日まで大體そのまま持続してゐるといふ獨佛兩國語の境を樹立したことで、それはフランクがそのキリスト教化によつてラテン文化に讓歩せる限界であつたわけだ。斯く普通の意味の國境でなかつたからこそ今日まで大體に於いてそのまま持続してゐるわけで、獨佛兩國の起源と見られる例のヴェルダン條約（八四三年）も之に較べてはその民族史的意義は遙かに輕い。この言はゞ言語的國境を隔てゝ南東方に對峙してゐたのがアーレマン人で、フランスの名が現在のフランスの起源となつたと同じくアーレマンの名は現在の佛蘭西語に獨逸人に對する一般的名稱として轉化さるゝに到つてゐる。

スト、教教會の影響にあらう。教會はすでに早く二世紀に獨逸の地に移植されてをり五世紀末以後には獨逸人の間にも改宗者の著増を見たといはれてゐるが、このキリスト教の四海同胞主義が婚姻に於ける身分階級的制限を撤廢させ、その病弱貧者への隣人愛の思想が民族的逆淘汰の現象を餘儀なくしたことは著者の特に力説するところである。又その反離婚主義の立場は人口の自然増加に有害であつたし、僧侶の獨身生活も布教の普及と共に民族的逆淘汰や出産の減退に影響するところ僅少ではなかつた。(十世紀末に僧侶數約一萬を算ふといふ。)身分階級的雜婚の好例はその人倫的頽廢既往に例を見ないといふ。フランク王室で、カール大帝の如きは一男を擧げた若年時の交渉を除いても相繼ぐ四人の正室と外に五人の側室によつて七男女を生んでゐるといふ。その妻女の凡ては貴族の出ではなく又同種族の者でもないが、一般にも混血現象はひろく全般に及んだと見てよく、一方に新しい王侯僧侶の新貴族層が生まれてくる反面には古代の非自由民や異民族たちは次第に完全な自由民と混血してきて獨逸人といふものは身分的にも法律的にも將又血統的にも其の姿を一變しあじめて來たとみてよい。之は十二世紀以降特に明瞭に現はれてくる事實であるといふ。

尤も右の様なキリスト教の民族的悪影響の中にあつても、結婚に關する古來の習俗は變らず傳承され民族の血統的健全さを保持することに役立つこと歎くなかつたと考へられる。結婚を神聖視し子孫を重んずることも同様で、婚姻の財産法的效力は第一子の生まれて後にはじめて發生したといはれる。心身の缺陷は法律上結婚の障害とされてゐたし、又結婚に役立つ見込のない子供は早くから僧院へ入れられるのを普通とした。また子供がないといふことは普通などと同様に結婚解消の理由となつたといふ。婦人の

地位は女をエバの娘、罪の根源と見たキリスト教の影響を受けて古代ほど重んぜられなかつたことは古代には男の倍であつた所謂 Wehrgeld (被皆當に與へられる) が却つて半額となつた様な點にも見られる。キリスト教の立場からは結婚は子孫維持の爲めの所謂ネセッサリー・イーヴルと考へられてゐたわけだが、子を産むことが妻の最重大事とされたことは種々の事例に見らるゝところで、或るで處は子のない妻の Wehrgeld は三分の一にされたといひ、又一二三の地方では子のない夫は媳むを得ざる場合は自分の代人を求めて妻に子を生ませ、その子を己が嫡子として之に一族の土地を繼がせたといふ。

が非合法的結婚の事實も全中世を通じて確證される所で諸侯の中には已が多數の子女を養育させる爲めに家臣の四分の一以上の者に結婚を禁じた者もあるといふ。また領主の婦人労働場には姦通せる女や墮落せる少女たちが入つて來て爲めに一種の歡樂場と化したものといふ。尙十二世紀末以後にはフランスに初まつた騎士の所謂女人奉仕の風習が獨逸に入つて來て男女關係に尠からぬ影響を與へた。それは一方に愛慾を精神化した效果もあつたらうが、併し結婚の人倫的基礎は破壊されたと見ていい。

最後に初期中世代の人口については前代同様頗るべき資料がないが、後期メロビンガ王朝頃の人口密度を一方マイルに付三〇〇人、十一世紀には五〇〇人といふ Kötzsche の推測に従ふと獨逸帝國の人口は(東方の新領地をも含めた約七十萬方糸に)ハインリヒ三世時代に五乃至六百萬となる勘定になり、ベルベロッサ時代には七乃至八百萬と見てよしことになる。とはいへこれらの数字は勿論確かな根據のあるものではない。

四、高期内世代に獨逸の土地は本當に獨逸人のものとなつた

初期中世代は民族移動の曲折を経て獨逸諸種族の形成された時代であるが、今やこゝ數世紀間所謂高期内世代は其の内的集成の時代となるといつてよく、この時代に獨逸はじめて本當に獨逸人の土地となり種々の種族や身分階級をわけ隔てゝゐた種々の特徴は爾來一轉して寧ろ獨逸民族の特徴として妥當するに到つたともいへる。といふのは高期内世代は専ら國內拓植と市場建設との時代で、人口は極めて正當な發展の跡を示し國內移動によつても外敵の侵入によつても停滞することなく、流行病さへ猶ほ後代に見る様な破壊的な影響を及ぼすことがなかつた。この人口增加は農業中心の當時に過剰人口現象を結果したことは當然で、さればこそボヘミア、チニーリンゲン、ハルツ等の森林山野にまで諸王や諸公の保護の下に強力な入植事業が行はれたのである。その點では大寺院も亦之に劣らぬ功績を残してゐる。高期内世代の終り以後は十九世紀に到るまで獨逸本國の農村人口は少しも殖へてゐないといふ事實はこの時代の人口發展の遅しさを物語るに足るものである。多くの國內市場が建設されたこともこの人口增加の一結果で之は後代市民と農民との階級的分化に先駆したものといへよう。

政治史的には封建體制が完成される時代であるが、之を人口史的にいへば種族に代つて身分といふものが人口現象を左右する主役として登場してくることになる。結婚が同身分間に限定されるに到つたのは勿論で、それは單に當人だけではなく三、四世代をも越つて問題とされたといふ。人口史上特に注目すべきは僧侶といふ特殊の身分階級の影響で、この血統といふものをもたない階級身分が他の身分階級の人口を數質共に侵害したことは決

して僅少でない。それも初めの中は多くの子供の中での病弱者や無能力者を處理する一法として喜ばれさへしたが、十字軍や流行病で人口不足を告ぐるに到つては其の影響はいよいよ甚しく、特に上層貴族の家柄で爲めに斷絶の娘むなきに到つたものも尠くないのは資料にも明瞭に觀取し得る所である。(例へばウエストファーレンで貴族の家柄は一二〇〇年に七十家を算へるが一三〇〇年には四十五、一四〇〇年には二十六、一五〇〇年には十四、一六〇〇年には八、一七〇〇年には六を算ふるに過ぎない)そこで特に法王の許可を得て末子を現世にもどして結婚さすといふ如き便法も考へられたが、かのホーエンツォルレン家もかゝる便宜を缺いたならば既に舊く血統の斷絶を見た筈のものの一つだといふ。この種の工夫は一般的庶民の間でも同様に種々の形で採用されざるを得なかつたといふのは僧侶階級の人口史上に於ける影響の如何に大きなものであつたかを想像するに足りよう。

この時代の人口を同じく前掲ケッチエの推定に見ると一方籽に付き十三世紀に二〇乃至三〇人、十五世紀中頃に三〇乃至四〇人で、一四〇〇年頃の獨逸帝國人口は約一千五百萬を算ふるに到るわけになる。尤もこの人口増加時代には反面また人口喪失の厄難も尠くなく、度々のイタリア戦争や、特に十字軍の影響は極めて大きい。遠征したのは皆壯年者であるし、男子のみならず婦女子も聖地遠征に加はつてゐる。また男子の多くは異境に止つて異境人を妻としたので多數の愛人たちは故國で未婚のまゝに取り残されたともいふ。ともかくこの時代は獨逸民族にとつて空前の放血作用が行はれたわけだが、とはいへ異民族の血を混へることは殆んどなかつたことを著者はせめてもの代償として傍記してゐる。

最後に獨逸人口史上この高期内に特記すべき事柄として著者は獨逸民族意識の成立を擧げてゐる。特に歌手や畫家や彫刻家も明眸白皙金髪の北方人種系の理想像を禮讃し、獨逸の男はカール大帝の如く偉大で力強くなることを要求した。尤もその反面農夫や下僕たちが小軀で粗野で武張つた鼻と黒い眼とをもつた者として畫かれてゐるのは詩的對照の爲もあらうが、併し身分階級間の人種的差異の事實を物語るものであることも亦否定し難いと著者は見てゐる。

五、晚期中世代は東方植民と都市建設の時代である

晚期中世代に獨逸民族は再びその生活領域を南と、特に東へ向つて擴大した。それは東方、獨逸人口の創成と兼ねて都市建設の時代といへよう。古代の終りに退却せるエルベ以東の地は再び獨逸民族の土地となつたわけで、そこに獨逸民族を歐洲の大民族とした數百萬獨逸人を生長させた。同時に近代的意味に於ける都市建設はこの東方をハンゼの途によつて大西洋と結びつけた。

この東方開拓の先驅は商人とキリスト教布教師であり、繼いで深く掘る鐵の鋤を携へた農民の土着であつた。土地そのものが獨逸の國土となつたのは更にその後のことである。いひ換へれば彼らは侵略者としてではなく寧ろ文化的向上者として這入つて來たわけで、母國に於ける所謂落伍者ではなくエルベ河岸開拓の先驅者たちが自ら更に河を越えて東へ移つて來たわけである。そして其地のスラブ人口と同居し乍ら一段と高い文化の力によつて遂に之を吸收して丁ひ、十六世紀までには特殊地方を除いてはスラブ語は全く影をひそめて了つたといふ。東方獨逸人口が今日でも異色のあ

るのはこの混血の爲めで人口史上にも極めて特異の混合現象であることを著者は強調力説してゐる。尙その後の一進一退の跡を見ても十五、六世紀にはボヘミア、ポーランド等スラブ系東方諸國の興隆あり故國の政治的支援を缺いた獨逸勢力の後退を見るが、十八世紀中頃以來はフレデリック大王の東方經済に再び勢を挽回、それが十九世紀末には又々ボーランド、チニック、マチャール等の勢力を盛り返すを見、前世界大戰が獨逸の頽勢をいよいよ決定的なものとしたことは周知の如くであるが、現下の歐洲戦亂は再度また其の盛衰を逆轉したわけで、所謂獨逸の東方政策がその因縁の浅からざるものであるを思はしめる。

この時代に於ける都市の發生は『市民』即ち法律的意味に於ける市民権所有者以外に廣く都市人口の問題として人口史上特記すべき事柄といへよう。こゝでは労働者から手工業者へ、更に商人へ、或はその逆の、身分上の上下交流が行はれ停滯的な農村人口と好対照をなすわけだが、婚姻關係の上でも身分及職業的制約は農民に較べて比較的に薄い。少くともそういう特徴を伴ふに到つた點に單に王侯僧侶やその臣下從僕たちから構成されてゐた前代に於ける都市の前身と區別されるのである。尤もこの時代の都市人口は嘗ては非常に過大視されたこともあるが、實際は極めて小さなもので當時の大都市でも人口二萬乃至三萬を超えない。最大なのはケルン市だがその人口は十六世紀中頃に約三萬一千の住人と六千百人の僧侶、學生及び外來者を算ふるに過ぎない。十五世紀に人口二萬以上を算へたものは右ケルンの外、ウルム、リュベック、ダンチヒ、ハンブルグ、ニューヨークベルグ、シュトラスブルグの六市で、一七九二年に於ても猶ほ一萬以上の都市は全獨逸で六十、二萬以上のもの三十、最大のウィーンが人口二十萬

七千。ベルリンが十五萬、ハンブルクが十萬となつてをり、一八一九年に到つても人口五千以上の都市に住むものは總人口の一〇%に過ぎなかつたことを著者は注意してゐる。換言すれば人口問題上論議の焦點となる所謂大都市なるものは完全に現代的現象であるわけだ。

却説この時代の都市人口については種々の数字的資料が残されてゐるが、いまその出生死亡の状況を見ると各都市とも著しい死亡超過を示してゐる。一例を次のシュトラスブルグ市の数字に見ることができよう。

年 次	出 生	埋 葬	差引き
一五六八—一六〇〇	八一四	一四〇〇	(一) 五八六
一六〇一—	三三	一〇〇四	二五二 (一) 一四八
一六四一—	七三	七八七	六六〇 (十) 一二七
一七二八—	四九	一四七八	一六六一 (一) 一八三
一七五一—	七〇	一五二五	一五六二 (一) 三七

特に當時の都市人口に就いて特記すべきは女子人口の甚しい過剰で、男1000人に付フランクフルト・アム・マインでは女一一〇〇人(一三八五年)、ニューヨークベルヒでは一二〇七人(一四四九年)、バーゼルでは一〇八〇人(一四五四年)となつてをり、最後のバーゼル市の数字を更に十四歳以上の人口に付て再算すると男千に付き女一二四六人といふ数字となる。大約男千人に付き女子人口の過剰は二百人と押へられるわけで、女子人口の過剰が指摘されだ十九世紀末でも一八七一年に女子の超過(男千人に對し)三七人、大戦後の一九一九年でさへ超過九三人(共に獨逸全國)であることを想起するなら略當時の有様を考へると此の現象はいよ／＼注目すべきもので、著者はその原因を度々の戦争、病氣、旅行中の生命の危険、職業上の不

適應等のため男子の死亡率が異常に高かつた所にあらうとしてゐる。この女子人口の過剰に加へて、ツンフト制度その他當時の社會的事情による男の晩婚と更に僧侶の獨身生活とは晩期中世紀に終生獨身の婦人の著増を齎した。當時勞働婦人が極めて多かつたのもその爲であるが、尼僧院に入るのも亦尠くなかった。特に上層身分の娘たちを收容する爲めに設けられた都市の尼僧院は高額の金錢的代價を求めたといふ。また他の女たちはなれば尼僧生活に似た病院勤務にその獨身生活の避難所を求めたといふ。かかる女子人口の過剰は男女を通じての就業難、隨つて又結婚難、それに信仰の動搖などと相伴つて道徳の頽廢を齎したことは十字軍に多くの賣春婦が從軍した事實などにも明らかで、乞食の多かつたことも亦記録に殘つてゐる。頽廢は遂には僧院にも及び宗教改革直前には特に甚しかつたことは周く人の知る所である。

都市の興隆と貨幣經濟の發達は亦獨逸の諸都市にユダヤ人を増加させた。といふのはキリスト教では利子をとることを罪悪視してゐたので金貸しとしてのユダヤ人は實際的必要をもつてゐたわけで、特に諸侯はその財政的必要からも納稅者としてのユダヤ人を無條件的に排斥することを喜ばず時に保護をさへ加へたといふ事情もある。然し民衆の憎惡と反抗は絶えることがなくユダヤ人迫害は遠く十一世紀に初まり或は十字軍に際し或は黒死病の流行に當つてその責任者として事ある毎に慘殺され或は追放されたが併し彼らは其のすぐ又後に立ち現はれて來たといふ。略記するさへ煩しいその執拗な繰り返しは、要之、經濟的必要と民族的本能との相克の姿であるわけだ。たゞ十五世紀中頃から十六世紀中頃にかけてユダヤ人は遂に凡ての獨逸都市からひと先づ影を潜めざるを得ざるに到つた。この

迫害中多數のユダヤ人が改宗して獨逸人口に加はつたといふ通説は著者は之を根據なき俗説として否定してゐる。この間ユダヤ人とキリスト教徒との私通に嚴罰を與へ又キリスト教徒の少女や乳母がユダヤ人の家に働くことを禁じたなどといふ事例は諸方に見られるところで、同じ様なことが現今ナチスの國民血統保護法の中に再び法令化されてゐるのも亦面白い。

獨逸人口史の中世代を了へるにはなほ中世代に特有な流行病の蔓延や度度の大飢饉の慘害についても語らねばならないが、興味は寧ろかかる自然的障害を切り抜けて來た出産力の退しさにあらう。といふのはこの人口消耗はいつも出産率の向上を以て補填せられるを常としたもので、例へば一四五一年に二萬一千の人間を死なせたケルン市はその翌年には四千に及ぶ婚姻を以て之に答へてゐるのを見てもその一端を窺へると思ふ。たゞ流行病の蔓延に加勢した三十年戦役の影響は甚大で獨逸は之によつて其の總人口の三分の一から半分に及ぶ數を喪つたと推定されてゐる。

六、近代には國家的規模に於ける人民移植政策の登場を見る

三十年戦役による獨逸人口の損耗は勿論地方的に厚薄があるとはいへ、殊に都市人口に於てはその大部分は十九世紀に到るまで其の創痍を完全に回復し得なかつたもので、晚婚と生活上の不安とは出産制限となり、洗禮數の減少は戦役前に較べて都市に於ては或は四〇%から甚しきは七〇%にも及んでゐる。が出生率は村落にも同様で自然的回復の望みのないこの間隙は外國人の移入によつて多少でも之を補填する外に途がなかつた。三十年戦役の影響は單に數だけの問題に止まらなかつたわけである。時恰も各國に宗教的抑壓の漸く甚しからんとした時代で移入民の給源にも事缺かな

かつたともいへよう。信仰の爲に迫害の故國を去つたメンノー、ユグノー、ワルヅス宗徒等の名は既に我々の耳裡に親しい。國內移動も亦極めて激甚で處によつては屢々土着人口よりも外來人口の方が多數であつたといふ。またフランケン地方では戦後に極端な適齡女子人口の過剰を見た爲め一五〇年その地方議會は新舊兩派の如何を問はず僧侶の結婚を奨励したといひ、又男は若し扶養能力さへあるならば二人の妻をもつことが許されたといふ。一地方的な事象ではあるが、以て當時の人口構成の異常さを考観するに足らう。

三十年戦役を筆頭に十七、八の兩世紀は獨逸の地を舞臺として度重なる戦争が行はれたが、その結果外國人、特にフランス人の血は相當に獨逸の地へ流入したとみてよい。他方プランデンブルグ・プロイセンの如きは戰禍の豫後対策として進んで當時の宗教迫害に故國を追はれた新教徒の移入を助成してをり、之に於ても特にユグノーの移入は著しい。ナント勅令廢止（一六八五年）後旬日にして發せられたボツダムの勅令は之ら凡ての逃亡者を收容することを約してをり、移入を見たユグノー及ワルヅス宗徒の數はその後續者と子供を含めて約二十萬と推定されてゐる。彼らは五十九の植民地に收容されたが、特にベルリンでは市人口の六乃至七分の一を占めたといふ。之らは後に全く獨逸民族と混血して丁つてをり、今は時にフランス流の名前にその痕跡を認め得る者があるといふ。尤もユグノーたちは高貴な情操と堅固な信仰の持ち主で、又多く特殊技能者でもあつたわけだが、十七世紀と共に一時完全に清掃されてゐたユダヤ人の入國も亦初まつた。經濟生活の國際化がその主因であるが諸侯もその財政上の理由から之を利用した點も尠くなく、宗教的對立意識の弱化せることも亦否定し難い。殊

に十八世紀に於ける唯理論的世界觀の影響も注目すべきで、レッシングの「ナーラン」が出版されたのも一七七九年のことである。ユダヤ人にも國民として同權を與ふべしとした一七九一年パリ國民議會の影響も亦想像するに難くない。とはいへ未だ十九世紀後半に見る様な國法上の同權を與へられたわけではなく王侯のユダヤ人保護にも一進一退の跡を示してゐる。

當時は周知の如く各國共人口増加、所謂 Peuplierung の方策に腐心した所謂重商主義の時代であるが、著者によると當時の政治家や人口政策家たちは人口はギリシャ・ローマの時代、或は舊約聖書の時代に較べて遙かに減少してゐるとの觀念に皆一様に支配せられてゐたといふ。この國家的規模に於て實施された人口増加策、とりわけ移入民助成策の最も標本的なものは十八世紀に於けるプロシヤ王國で、特にタタールの侵寇とベストの流行に人口の著減を見た東プロシヤ地方の Repeuplierung は一七一〇年以降歴代政府により凡ゆる手段を盡して强行されてゐる。フレデリック

ク大王の治政中の移入民だけでも總計約三十萬人、外に軍隊中には時に八萬人の外國人がゐたといふ。プロシアの人口密度が一方マイルに付一七〇〇年の一九人から一八〇〇年に一五八四人へと十八世紀中に二倍近くの著増を見せてゐるのは此の所謂人民移植政策の効果を確かに數字の上で確證するものであるが、併し著者は質の上から之を見れば必ずしも論議の餘地なしとせずとしてゐるようである。

七、十九世紀と共に民族的變質の危機は始まる

一八三〇年乃至四〇年の十年を以て我々は獨逸人口史上新時代を劃する轉換期に當面する。ナボレオン戰爭は獨逸の領域に大變動を結果したばかり

りでなく、諸國に移入された自由思想は近代機械工場の發達と相俟つて人民を土地への繫縛から解放した。之らの政治的、經濟的及び社會的生活條件の激變が人口の構成分化にも一大變動を惹起したのは勿論で、人口は驚異的な膨脹を開始し出したし、都鄙別分布の割合は逆となり、傳承の身分階級及び種族的階層關係は全く破壊された。莫大な人口は海外移民として故國を去る一方、ボーランド系ユダヤ人の如き異民族は盛んに獨逸の地へ流入して來る。人間平等の自由主義的原則は混血現象を速進する一方、嘗てはその増殖を抑へられてゐた肉體的、精神的並に道徳的低格者が著増していく。著者によればこの今から百年前の轉機以來獨逸民族はその民族的變質の危機に暴露されてきたわけで、十九世紀の人口史の教ふる所は一としてナチス人口政策の必然性を物語らざるはないことになる。

いま十九世紀に於ける獨逸の出生及死亡率變動の大勢を見ると次の如くで、

出 生 率
(全國)

死亡率
(全國)

	全 國	プロシヤ
一八四一	五〇	三六・一
一八五一	六〇	三五・三
一八六一	七〇	三七・一
一八七一	八〇	三九・一
一八八一	九〇	三六・八
一八九一	一九〇〇	三六・一
一九〇一	一〇	三四・三一三一三一五

(備考) 表所載年次以前のプロシヤの出生率については一八一六年に四三・九、一八二一年に四〇・七、一八三一年に三九・二である。又プロシヤの死亡率は全國のそれと大同小異である。

出生率は解放戦争後（一八一六—二〇年）の四三・九の高率から漸減歩調を示し、普佛戦争後（一八七〇—七一年）の一時的上昇の後も亦次第に低下の跡を示してゐる。換言すればこの世紀に於ける人口著増は寧ろ死亡率の低下に求むべきで、更に一八一四年以降極端な消耗戦争を見なかつたこともその一つに數へ得よう。尤も前世界大戦による獨逸人口の消耗（戦死百八十萬、統後の病餓死七十五萬、大戦中の出産停止三百五十萬）は論外だが、併しその民族的危機の本體は今世紀以降、特に世界大戦後に見る出生率の急低下にあるわけで、著者はブルグドールファーの獨逸國民老體化の忠告を想起し乍ら人口學者の眼には一九二六年以降その出生率（ブルグードルファーの所謂「裏の」）は最早現人口を維持するにも不充分となるに到つたことを告げてゐる。

が十九世紀の獨逸人口史がもつ暗影は單に出産減退といふ數の問題だけではない。所謂婦人解放運動は女といふものをその家庭的義務から疎外してしまひ、女といふものをその民族的、氏族的或は身分階級的特性に基いて評價した舊來の價值標識は全く時代おくれのものとなつて了つた。何處へいつても結構板に附いて生きては行けるが併し何處にも本當の落ち着き場所といふものはない。數ヶ國語で會話をする唯單に「女」であるといふだけの女、それが新時代の生んだ女の姿だと著者はいふ。がこの種の自由と解放とは單に女だけの問題ではない。身分階級的特性の解消は廣く國家的助成の下に強行されたわけで、貴族はその血統保持の意力を喪失してしまつたし、大量の工場労働人口の離村は同時に道徳的にも彼等をその人倫的基礎から引き離してしまふ結果となつた。獨逸の産業別人口變遷の跡は次の如くで、

	プロシャ	全	國
農業及林業	六一	四〇	三三
工業、手工業、鐵業	二三	三五	三八
商業及交通業	二	九	一一
官公吏、軍隊、教會、自由業	四五	四七	四六
家事手傳人	五	五七	四五
無業（利子生活者）	四七	六二	八一
	九一		

（備考）本表は職業者とその家族を含む人口の百分比なり。

今や獨逸總人口の三分の一は大都市の市民となつてゐる（一九三三年に人口十萬以上の都市人口は三〇・一%）。十九世紀の初めには都市住民の六〇%は市中に自分の土地といふものを有つてゐたが、百年後にはその様な市民は僅かに九%を算ふるに過ぎない。この所謂「大衆」の魔力は地方から流入する優秀人口をすぐと同化してしまひ、とりわけその出產能力と出產意慾とを不具にしてしまふ。大都市の市民が民族的紐帶を喪ひ勝ちなのも當然で、淺薄な國際主義的思考法の虜となつたのも今に記憶に新なる所である。

ユダヤ化の禍も十九世紀に特に甚しい。ウェストファーレン王國で一八〇八年に凡ての臣民に法律的平等と信仰の自由を認めユダヤ人の同權をも認容して以來、ユダヤ人は各地方とも著しく増加し又自ら進んで獨逸化しようと努力した。特に六〇年代以降バーデンを筆頭に各邦政府ともユダヤ人年來の希望を満足せしむるに到つて獨逸民族の家族的、職業的、經濟的竝に政治的生活はその門戸を彼等に解放してしまひ、一千年の間堅持されて來たユダヤ人に對する國民的感覺は遂に最惡の状態にまで退化したと著者は

い。

が著者によれば右の如き獨逸民族の民族的變質過程を更に深刻化したものは前世大戰後のインフレーションと十一月共和政府の成立で、嘗ての身分階級的殘滓はこゝに根こそぎ一掃されて了つた。この百年の發展過程に最後の終止符を打ち新しい再出發を初めるところに著者によればナチス登場の眞意義はあるわけで、それは凡ての職業を國家的監督の下に置き、勞動する者の凡てを其の智能的勞動たると筋肉的勞動たるとを問はず一様に「労動者」として之を國家の労動者に再編成することでなければならぬ。

中世晚期及近代初頭獨逸都市の出生及死亡		
○ブレスラウ市(年平均)	(出生)	(埋葬)
一五五二—一六二一	一、三一三	一、三七三
一五六三—一七一	一、二一八	一、六七八
一五七三—一八二	一、二八五	一、〇二九
一五八三—一九二	一、二〇六	一、八一二
一五九三—一六〇二	一、一一一	一、五六八
一六〇三—一一一	一、一六	一、〇六六
一六一三—一一一	一、一一七	一、四九六
一五五一—一六三三	一、一九五	三七九
一六五五—一七四	八八九	一、四三一
一七〇五—一四四	一、一九九	一、四二七
一七四五—一七四	一、二八八	一、五八四

○ブレーメン市(年平均)	(出生)	(埋葬)	(差引)
一七〇〇—一〇九	九、六四二	八、八七九	七六三
一七一〇—一九	九、〇五八	九、八一七	七五九
一七二〇—二九	九、四〇七	一〇、七四一	一、三三四
一七三〇—三九	一〇、八〇六	一一、〇三九	二二三
一七四〇—四九	九、九七四	一一、一一八	一、三四四
一七五〇—五九	八、七六三	一〇、九七三	一、二二一〇
一七〇〇—九九	一	一	一
○バーゼル市	(出生率)	(死亡率)	(一)ハ・三六四
一六〇一—一七〇	三一〇	三三・六	
一六七一—一七四〇	二五・六	二一・九	
一七四一—一八〇〇	一一・七	二四・三	
一八〇一—一六〇	二三・三	二三・三	
一八六一—一九〇〇	三〇・二	一九・六	

い。それは身分や階級の對立を止揚することによつて個々の労働者を其の素質と能力との差異に相應せる新しい身分階級に、國防、生産、及び教化の諸階級に統合するといふ新しい課題の發生を意味する。この再組織の成否如何がナチス人口政策の今後に俟つものであるといふ迄もないが、本「獨逸人口史」一巻の意圖する所は唯この事の必然性を闡明するところにあるともいへよう。「歴史によつてのみ民衆は自己自身を自覺する」といふショーペンハウエルの言葉を借りて著者もその最後を結んでゐる。(本多龍雄)

都市に於る空地の確保及び利用

次の如くである。

四、健全なる國民娛樂殊に音樂の獎勵

彙報

經濟閣僚懇談會の國民體位向上に關する申合の發表

昭和十五年十月二十九日の經濟關係閣僚懇談會は國民志氣昂揚に關する具體的方策の一部として特に國民體位の向上及び健全娛樂施設の應急措置に關し申合せを行ひ新聞紙を通じて之を發表したが、再録すれば次

の如くである。

國民體位の向上及び健全娛樂施設の應急措置に關する件(申合)

先に實施せられたる奢侈生活抑制方策に對應し家庭婦に近隣を基礎とする娛樂慰安の施設、戶外運動の獎勵等により健全明朗なる新生活様式を創造し國民體位の向上と旺盛なる生活力の發展を圖るため差し當り先づ次の事項を實施するものとす。

一、乳幼兒哺育資材の確保

牛乳、煉乳、鶏卵、純綿衣類、醫藥品等の増加配給

二、兒童、學生、都鄙青少年に對する武道並に運動の獎勵

武道用具、運動用具等に要する資材の增加配給

三、綠地、公園、運動場等の施設擴大

勞動者年金保険制度案要綱
第一 保 險 事 故

一 保険事故は被保險者の老齢、廢疾、死亡及脫退とすること

(イ)農村放送廳取施設の普及擴大を圖る
(ロ)合唱に適する歌謡の獎勵を行ふ
(ハ)映畫、演劇の巡回施設を獎勵

注意事項 奢侈生活抑制方針は飽くまで緩和せぬが個人生活の末梢に對する些細な干涉を戒めて國民の自發的積極的明朗なる氣分を冷却喪失せしむるが如き弊害のないやう適當に措置すること

勞働者年金保険制度要綱の決定

勞働力の増強確保は現下喫緊の急務として既に諸般の應急的對策が講ぜられてゐるが、之と併せて將來の高度國防國家體制の完成を期する爲には更に根本的、

革新的なる觀點よりする勞働者の生活確保が不可缺の重要事で、言はゞ勞働者の生活の國家管理として或は勞働者の爲の產業恩給制度として勞働者年金保険制度施行の要望せらるゝ所極くなかつたが、保險院に於ては來第七十六回帝國議會へ提案の目的を以て勞働者年金保険制度要綱を立案、之を昭和十五年十月十日厚生大臣を會長とし關係官廳委員、社會政策の専門學者、

資資の關係者その他學識經驗ある者四十六名の委員よりなる保險院保険制度調査會に提出した。

口 任意被保險者

三、前號の工場、事業場又は事業に使用せらるる女子

勞働者並に前號の工場、事業場若は事業に附屬する事業又は左に掲ぐる工場、事業場若は事業及之に附屬於する事業に使用せらるる勞働者は本保險の被保險者と爲ることを得ること

特別委員會に於ける審議の結果は多少原案の修正を齊らすかも知れないが、保險院立案の要綱を掲ぐれば

(一)前號の工場、事業場又は事業にして常時十人未

都市に於る空地の確保及び利用

次の如くである。

四、健全なる國民娛樂殊に音樂の獎勵

彙報

經濟閣僚懇談會の國民體位向上に關する申合の發表

昭和十五年十月二十九日の經濟關係閣僚懇談會は國民志氣昂揚に關する具體的方策の一部として特に國民體位の向上及び健全娛樂施設の應急措置に關し申合せを行ひ新聞紙を通じて之を發表したが、再録すれば次

の如くである。

國民體位の向上及び健全娛樂施設の應急措置に關する件(申合)

先に實施せられたる奢侈生活抑制方策に對應し家庭婦に近隣を基礎とする娛樂慰安の施設、戶外運動の獎勵等により健全明朗なる新生活様式を創造し國民體位の向上と旺盛なる生活力の發展を圖るため差し當り先づ次の事項を實施するものとす。

一、乳幼兒哺育資材の確保

牛乳、煉乳、鶏卵、純綿衣類、醫藥品等の増加配給

二、兒童、學生、都鄙青少年に對する武道並に運動の獎勵

武道用具、運動用具等に要する資材の增加配給

三、綠地、公園、運動場等の施設擴大

勞動者年金保險制度案要綱
第一 保 險 事 故

一 保険事故は被保險者の老齢、廢疾、死亡及脫退とする

すること

(イ)農村放送廳取施設の普及擴大を圖る

(ロ)合唱に適する歌謡の獎勵を行ふ

(ハ)映畫、演劇の巡回施設を獎勵

注意事項 奢侈生活抑制方針は飽くまで緩和せぬが個人生活の末梢に對する些細な干涉を戒めて國民の自發的積極的明朗なる氣分を冷却喪失せしむるが如き弊害のないやう適當に措置すること

勞働者年金保險制度要綱の決定

勞働力の増強確保は現下喫緊の急務として既に諸般の應急的對策が講ぜられてゐるが、之と併せて將來の高度國防國家體制の完成を期する爲には更に根本的、

革新的なる觀點よりする勞働者の生活確保が不可缺の重要事で、言はゞ勞働者の生活の國家管理として或は

勞働者の爲の產業恩給制度として勞働者年金保險制度施行の要望せらるゝ所極くなかつたが、保險院に於ては來第七十六回帝國議會へ提案の目的を以て勞働者年金保險制度要綱を立案、之を昭和十五年十月十日厚生大臣を會長とし關係官廳委員、社會政策の専門學者、

資資の關係者その他學識經驗ある者四十六名の委員よりなる保險院保險制度調査會に提出した。

ナチス獨逸の社會保險制度が獨逸國防能力の向上に寄與せる所極めて大なりし前例に鑑みても本制度の急速實現は各方面より期待せらるゝ所極めて大きい。

特別委員會に於ける審議の結果は多少原案の修正を齎らすかも知れないが、保險院立案の要綱を掲ぐれば

(一)前號の工場、事業場又は事業に使用せらるる女子勞働者並に前號の工場、事業場若は事業に附屬する事業又は左に掲ぐる工場、事業場若は事業及之に附屬於する事業に使用せらるる勞働者は本保險の被保險者と爲ることを得ること

満の労働者を使用するもの

(二)前號但書の(三)の規定に依り命令を以て指定する工場、事業場又は事業

(三)健康保險法第十四條第一項第二號及第三號に掲ぐる事業

(四)其の他命令を以て指定する事業

四 第二號但書の(一)、(二)及(四)の規定は前號の場合に之を準用すること

五 任意被保險者と爲らんとする者は事業主の同意を得て監督官廳の認可を申請すること

六 第二號の工場、事業場又は事業が同號の規定に該當せざるに至りたるときは其の工場、事業場又は事業に使用せらるる者に付前號の認可ありたるものと看做すこと但し第二號の工場、事業場又は事業が同號の規定に該當せざるに至りたる際強制被保險者たらざりし者に付ては此の限に在らざること

ハ 任意繼續被保險者
七 十四年以上二十年未滿被保險者たりし者が其の資格喪失の際脱退手當金の請求を爲ざる場合に於て資格喪失後三月以内に申請を爲すときは任意繼續被保險者と爲ることを得ること

八 任意繼續被保險者に對して爲す保険給付の種類は養老年金、遺族年金及脱退手當金とすること
九 任意繼續被保險者に對する保険料算出の基礎と爲るべき標準報酬月額は強制被保險者又は任意被保險者の資格喪失當時の標準報酬月額に依ること
任意繼續被保險者は標準報酬月額の減額を請求することを得ること

五十五歳を超えたるとき又は五十五歳を超えたる其の資

十 任意繼續被保險者の資格繼續期間は強制被保險者又は任意被保險者たりし期間と合算して二十年を超ゆることを得ざること

十一 被保險者たりし期間の計算

十二 取得したる者に對し保険給付を爲す場合に於ては前後の被保險者たりし期間は之を合算すること但し脱退手當金の支給を受けたる場合に於ては其の計算の基礎と爲りたる期間は之を合算せざること

第三 報酬及標準報酬

十三 前號の賃金、給料又は俸給に准すべきものとはすべきものを謂ふものとすること

十四 報酬とは事業に使用せらるる者が勞務の對價として事業主より受くる賃金、給料又は俸給及之に準ずべきものを謂ふものとすること

十五 前號の賃金、給料又は俸給に准すべきものとは常時又は定期に受くる給與、其の他の利益とし其の範圍は命令を以て定むること

第四 保險者

十六 保險者は政府とすること

十七 政府は命令の定むる所に依り被保險者、被保險者たりし者又は保険給付を受くる者の福祉を増進する爲必要なる施設を爲すことを得ること

第五 保險給付

イ 養老年金
二十二 健康保險法に依り傷病手當金の支給を受くる者は之を受くることを得べき期間養老年金の支給を停止すること

二十三 養老年金の支給を受くる者が被保險者と爲りたるときは其の月より養老年金の支給を停止すること

格を喪失したるときは之に終身養老年金を支給すること

十九 養老年金の額は被保險者たりし期間二十一年以上二十一年未滿に對し被保險者たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の二十五に相當する金額とし二十一年以上一年を増す毎に其の一年に對し被保險者たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の一に相當する全期間の平均標準報酬年額の百分の五十に相當する金額を加へたる金額とすること但し被保險者たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の五十に相當する金額を超ゆることを得ざること

二十 養老年金の支給を受くる者が死亡したる際其の者の死亡に關し遺族年金を受くべき者なき場合に於て既に支給を受けたる養老年金の總額が養老年金の五年分に相當する金額に満たざるときは其の差額を一時金として其の遺族に支給すること

二十一 二十年以上被保險者たりし者が養老年金の支給を受くることなくして死亡したる際其の者の死亡に關し遺族年金を受くべき者なき場合に於ては其の者が支給を受くることを得べかりし養老年金の五年分に相當する金額を一時金として其の遺族に支給すること

被保險者が其の資格を喪失したる場合に於ては前後の被保險者たりし期間を合算して養老年金の額を改定すること但し其の金額が改定前の養老年金の額より少きときは改定せざること

口 段疾年金及段疾手當金

二十四 被保險者の資格喪失前に発したる疾病又は受けたる負傷及之に因り発したる疾病が命令の定むる期間内に治癒したる場合又は治癒せざるもの其の期間

二十五 痘疾年金を支給する程度に至らざるも從來の程度の段疾の状態に在る者には終身段疾年金を支給すること

二十六 痘疾年金又は段疾手當金を受くるには段疾と爲りたる日前五年間に三年以上被保險者たりしことを要すること

二十七 痘疾年金の額は被保險者たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の二十五に相當する金額とし被保險者たりし期間二十年以上一年を増す毎に其の一年に對し被保險者たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の一に相當する金額を加へたる金額とすると但し被保險者たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の五十に相當する金額を超ゆることを得ざること

二十八 痘疾手當金の額は被保險者たりし全期間の平均標準報酬月額の七月分に相當する金額とすること

二十九 二十年未滿被保險者たりし者にして段疾年金の支給を受くるものが死亡したる場合に於て既に支給を受けたる段疾年金の總額が被保險者の資格喪失當時受くることを得べかりし脱退手當金及被保險者たりし全期間の平均標準報酬月額の七月分の合算額（被保險者たりし全期間の平均標準報酬月額の十三月分を超ゆるときは十二月分に止む）に相當する金額に満たざるときは其の差額を一時金として其の遺族に支給すること

三十 二十年以上被保險者たりし者にして段疾年金の支給を受くるものが死亡したる際其の者の死亡に關し遺族年金を受くべき者なき場合に於て既に支給を受ける段疾年金の五年分に相當する金額に満たざるときは其の差額を一時金として其の遺族に支給すること

三十一 養老年金及段疾年金を受くる権利を有する者は段疾年金を支給せざること

三十二 痘疾年金を受くる権利を有する者が段疾年金を受くる程度の段疾の状態に該當せざるに至りたるときは爾後段疾年金を支給せざること

三十三 養老年金を受くる権利を有する者には段疾手當金を支給せざること

三十四 第二十二號及第二十三號の規定は段疾年金の支給に關し之を準用すること

三十五 二十年以上被保險者たりし者が死亡したるときは其の遺族に對し十年間遺族年金を支給すること

三十六 遺族年金の額は左の區別に依る金額とすること

(一) 養老年金又は段疾年金の支給を受くる者が死亡したる場合に於ては其の者に支給せらるる養老年金又は段疾年金の額の二分の一に相當する金額

(二) 二十年以上被保險者たりし者が養老年金の支給を受くることなくして死亡したる場合に於ては其の者が支給を受くることを得べかりし養老年金の額の二分の一に相當する金額

(三) 二十歳未滿の直系卑屬

(四) 不具段疾の爲生活資料を得るの途なき場合に非ざれば遺族年金を受くることを得ざるものとすること

(五) 二十歳未滿の直系卑屬

(六) 六十歳以上の直系尊屬

(七) 不具段疾の爲生活資料を得るの途なき直系卑屬

(八) 直系尊屬

三十七 遺族年金の支給を受くる者が左の(一)、(二)又は(三)に該當するときは遺族年金を受くる権利を失ふものとすること此の場合に於て後順位者あるときは其の者に遺族年金を支給すること但し其の者が遺族年金の支給を受くべき期間は既に支給せられたる期間と合算して十年を超ゆることを得ざること

(一) 遺族が其の家を去り又は死亡したるとき

(二) 配偶者が婚姻したるとき

(三)十五歳未満の直系卑屬が十五歳に達したるとき

三十九 遺族年金の支給を受くる者が遺族年金を受く

る権利を失ひたる場合に後順位者なきときは左の區別に依る金額を一時金として被保險者たりし者の遺族に支給すること

(一)養老年金又は癒疾年金の支給を受くる者が死亡したる場合に於て既に支給を受けたる養老年金又は癒疾年金とその遺族が其の者の死亡に關し支給

を受けたる遺族年金との合算額が養老年金又は癒疾年金の五年分に相當する金額に満たざるときは

其の差額

(二)三十年以上被保險者たりし者が養老年金の支給を受くることなくして死亡したる場合に於て其の

者の死亡に關し支給を受けたる遺族年金の總額が其の者の支給を受くることを得べかりし養老年金の五年分に相當する金額に満たざるときは其の差

額

(三)三十年以上被保險者たりし者が養老年金又は癒疾年金の五年分に相當する金額に満たざるときは

其の差額

(四)三十一年以上被保險者たりし者が養老年金又は癒疾年金の五年分に相當する金額に満たざるときは

其の差額

(五)三十一年以上被保險者たりし者が養老年金又は癒疾年金の五年分に相當する金額に満たざるときは

其の差額

(六)三十一年以上被保險者たりし者が養老年金又は癒疾年金の五年分に相當する金額に満たざるときは

其の差額

(七)三十一年以上被保險者たりし者が養老年金又は癒疾年金の五年分に相當する金額に満たざるときは

其の差額

(八)三十一年以上被保險者たりし者が養老年金又は癒疾年金の五年分に相當する金額に満たざるときは

其の差額

(九)三十一年以上被保險者たりし者が養老年金又は癒疾年金の五年分に相當する金額に満たざるときは

其の差額

(十)三十一年以上被保險者たりし者が養老年金又は癒疾年金の五年分に相當する金額に満たざるときは

其の差額

したる者とすること

二 脱退手當金

四十一 三年以上二十年未満被保險者たりし者が死亡したるときは又は其の資格を喪失したる後更に被保險者と爲ることなくして一年を経過したるときは脱退

手當金を支給することと但し其の者が癒疾手當金を受くる権利を有するときは一年を経過せざる場合と雖も之を支給すること

四十二 脱退手當金の額は被保險者たりし全期間の平均標準報酬月額の十月分に相當する金額の範圍内に於て別に定むる金額とすることと但し癒疾手當金の額と合

算して被保險者たりし全期間の平均標準報酬月額の十三月分に相當する金額を超ゆることを得ざること

四十三 癒疾年金を受くる権利を有する者には脱退手當金を支給せざること

四十四 癒疾年金を受くる者が癒疾恢復したるに依り癒疾年金を受けざるに至りたる場合に於て既に支給を受けたる癒疾年金の總額が其の者が被保險者の資格喪失の際支給を受くることを得べかりし脱退手當金に満たざるときは其の差額を支給すること

四十五 ホ 保険給付の制限

四十六 被保險者又は被保險者たりし者が自己の故意の犯罪行爲に因り又は故意に事故を生ぜしめたるときは癒疾年金、癒疾手當金又は遺族年金を支給せざること

四十七 癒疾年金の支給を受くる者に付必要ありと認むるときは診斷を行ふことを得ること

四十八 政府は労働者年金保険事業に要する費用に充てらるべきは診斷を行ふことを得ること

四十九 國庫は保険給付に要する費用の五分の一に相当する金額及本制度の事務の執行に要する費用を負担すること

五十 保険料は被保險者の標準報酬月額に政府の定むる保険料率を乗じたるものとする

五十一 保険料率は鑛業法の適用を受くる事業(石油鑛業を除く以下同じ)の事業場又は工場に使用せらるる被保險者に関するものと其の他の被保險者に關するものと各別に之を定むること

五十二 被保險者及事業主は各保険料額の二分の一を負擔することと但し任意繼續被保險者は其の全額を負擔すること

五十三 事業主は其の使用する被保險者の負擔すべき保険料を納付する義務を負ふことと但し任意繼續被保險者の負擔する保険料に付ては此の限に在らざること

五十四 保険料其の他徵收金を滞納する場合に於ては政府は滞納者若は其の者の財産の在る市町村に對し

之が處分を請求し又は國稅滯納處分の例に依り處分することを得ること

第七 権利の救濟

五十五 保険給付に関する決定に不服ある者は第一次健康保険審査會に審査を請求し其の決定に不服あるときは第二次健康保険審査會に審査を請求し其の決定に不服あるときは通常裁判所に訴を提起することを得ること

五十六 保険料其の他徵收金の賦課若は徵收の處分又は滯納處分に不服ある者は主務大臣に訴願し又は行政裁判所に出訴することを得ること

保険料其の他徵收金の賦課又は徵收の處分に關し訴願の提起ありたるときは主務大臣は第三次健康保險審査會の審査を経て訴願の裁決を爲すべきこと

第八 鐵夫たる被保険者に関する特例

五十七 鐵業法の適用を受くる事業の事業場又は工場に被保険者として十五年以上使用せられたる者に付ては第十八號の規定に拘らず其の者が被保険者の資格を喪失したる後五十歳を超えたるとき又は五十歳を超える其の資格を喪失したるときより養老年金を支給すること

五十八 前號の事業場又は工場に被保険者として使用せられたる期間に付被保険者たりし期間を計算する場合に於ては前號の事業場又は工場に被保険者として使用せられたる期間に三分の四を乗じて之を計算すること但し左に掲ぐる期間に關しては前號の事業場又は工場に被保険者として使用せられたる期間を

以て被保険者たりし期間とすること

(二)被保険者として使用せられたる期間三年未満なる者の前號の事業場又は工場に被保険者として使

用せられたる期間
前五箇年平均實收高に比すれば二百三萬九千九百九十三石(三分一厘)を減少せり。

第九 經過規定

五十九 本制度實施當時五十歳(本制度實施當時鐵業法の適用を受くる事業の事業場又は工場に使用せらるる者に在りては四十五歳)を超えたる者にして本制度實施と同時に強制被保険者と爲りたるもの被保険者たりし期間一年以上三年未満にして脱退したる場合に於ては一般の例に依らず之に脱退手當金を支給すること

尙ほ参考のため最近五箇年間に於ける作付段別及實收高を掲ぐれば左の如し。

作付段別	實收高
昭和十一年 三、三〇一、二五・四 昭和十二年 三、二〇一、三七・九 昭和十三年 三、一九一、〇九・五 昭和十四年 三、一八九、七七・〇 昭和十五年 三、一七九、二三・四	石 三、四四、二五 三、三二、二五 三、二八、〇九・五 三、一八九、七七・〇 三、一七九、二三・四

農林省の米第一回豫想收穫高の發表

昭和十五年九月二十日現在の昭和十五年度米第一回

豫想收穫高(第三次最終公表、全國の分)は十月二十日付官報を以て発表されたが、之を再録すれば次の如くである。

米第一回豫想收穫高(第三次最終公表)

本年の米作付段別は三百十七萬三千二百三十四町四段にして、之を前年作付段別に比すれば一萬六千四百九十二町六段(五厘)を減少せり。

而して九月二十日現在に於ける豫想收穫高は六千三百十一萬九千四百三十石にして、之を前年實收高に比

熊本	八、古屋・一	一、(1)11.10.10	△	一、(2)10.1	△	一、(3)10.28	△	三、(4)10.29	△	沖縄	四、(5)10.29	△	八、(6)10.30	△	一、(7)11.1	△	二、(8)11.1	△	三、(9)11.1	△	
大分	美濃・一	一、(1)11.10.10	△	一、(2)10.1	△	一、(3)10.28	△	一、(4)10.29	△	(備考)	一、沖縄の分には第二期作の分を含まず										
宮崎	西三・二	一、(1)11.10.10	△	一、(2)10.1	△	一、(3)10.28	△	一、(4)10.29	△	一、(5)10.29	△	一、(6)10.30	△	一、(7)11.1	△	島縣の第二期作の分を加へると其後訂正報告の地方ありたると因る					
鹿児島	八、九、十・一	一、(1)11.10.10	△	一、(2)10.1	△	一、(3)10.28	△	一、(4)10.29	△	一、(5)10.29	△	一、(6)10.30	△	一、(7)11.1	△	二、(8)11.1	△	三、(9)11.1	△	四、(10)11.1	△

第七回全國都市問題會議總會の開催

第七回全國都市問題會議總會の開催に就いては既に本誌第一卷第三號葉報欄所載の如くであるが、十月三、四、五の三日間に亘り東京に於て開催された。全國より參會せる各専門家五百名近くの多數に上り、所定の議題により活潑なる討議研究が行はれた。尙、本人口問題研究所より北岡企畫部長及び館研究官出席、別掲の如く研究發表を行つた。

討議議題

第一議題 本邦都市發達の動向と其の諸問題

第二議題 都市の人事行政

(會議事務局管)

第一部會(第一議題關係)討議主題の要旨

二、中小都市の振興に關する方策

一、大都市の膨脹發展に對する方策

都市が餘りに大きくなると其處に政治、行政、經濟乃至文化上種々の弊害を釀成し、惹ひては、都市生活自體の運営にも支障を來し、殊に國防の觀點から恐るべき危險をさへ伴ふに至る。これ等の弊害を除くには大都市の膨脹を抑止し、都市分散の方途を講じなければならぬとの説が有力になつて來た。例へば大都市に於ける工場の建設、人口の移住を抑制すると共に、中小都市の振興を助長し、新たに工業都市を興し、農

村の工業化を計り、或は廣大な環狀綠地帶を設けて大都市の周邊に小都市を分散せしめ、又都市内部の疎開を企てるが如き、何れもその目的達成の爲めの方策とせられる。而してそれ等の多くは現に朝野に於ても研究が進められて居り、中には既に實施の域に達しつゝあるものもある。

これに對して一方、都市が自然に膨脹し發達するのを抑止せんとするることは誤りである。況んや都市の政

は、それ丈けの強い理由があるからであつて、この勢

を抑止せんとすることは誤りである。況んや都市の政

治、經濟、文化上の指導的地位はその大を加ふるに從つて愈々重要性を増しつゝある。若しそれに弊害の隨

伴するものありとせば、その弊害を除去するに努むべ

きであつて、都市の發達そのものを抑止すべきではな

い。都市政策の任務は正に其處にある。現に大都市の衛生狀態の如きも逐年改善せらつゝあるではないか

と主張する者もある。

又過大都市抑制の必要は認めるが、その方策を講ずるに當り、周到な綜合調査と、これが實施に伴ふ萬全の措置に缺くる所あるに於ては、啻にその目的を達成し得ないばかりでなく、却つて國力の維持増進を阻害するに至る虞ありとする者もある。

これ等は斯問題に對する論議の一端を擧げたに過ぎ

して過たしめざるやう慎重なる科學的検討が要請せらるる。

二、中小都市の振興に關する方策

中小都市の充實發展は、その市自體の立場からは固より、大都市對策との關聯に於ても顧はしいことゝ思はれるが、それがためには如何なる方策が最も適切ではあるが、それがためには如何なる準備を必要とするか。

近代都市の發展を促した主要な原因は工業の發達にあるとせられ、諸都市も亦競うて工場の誘致に努めつゝある。しかしそれが爲めには課稅上の考慮の外に、交通、動力、住宅、金融等の施設を始め、勞働力の確保並に地價騰貴の抑制等種々の適切なる措置を講ずることが必要であらう。又市場その他の經濟機關及び文化諸施設の新設擴充等も振興方策として擧げられると思ふが、それ等の多くはそれもその都市丈けの力を以てしては十分に目的を果し得ない。加之各都市の有特殊性に依つて、例へば工業都市たると、港灣都市たると、軍事都市たると、觀光都市たると、乃至は生産都市たると消費都市たるとに依り、更にその自然的環境の如何に應じても、採るべき方策には自ら相違がある筈である。

都市の健全なる發達は都市行政内容の充實改善に俟つもの甚だ多いと思はれるが、それには財政上その他

解決を要する問題が伴ふ。殊に都市が急速に膨脹し發達する際には、それに伴ひて經濟的にも、社會的にも多くの犠牲や弊害を生じ易いが、かゝる犠牲や弊害を最小限度に止め、都市發展の合理化を全うするために如何なる用意を必要とするか。

これ等に關する各市の經驗や實績は當局の抱負綱領と共に斯問題の研究上資する所尠くないと信ずる。

三、総合對策

以上の諸問題は、單に箇々の都市について、或は都市のみの觀點からしては十分なる解決を期待し得るものではなく、廣く地方的な、又國家全體の立場から綜合的に検討せらるべきを要する。例へば、大都市と中小都市、或は都市と農村との間の相互依存或は均衡の是正、都市の分布が適正なりや否や等の問題についても考観を遂げ、都市の其の地方に於て更に國家内に於て占むべき地位を十分に把握し、進んでは新東亜に於ける帝國的地位、使命に稽へ、その發達を適正に導くことが肝要であらう。其處に地方計畫乃至國土計畫に立脚して研究が要求せられる。最近高度國防國家完成への前提として國土計畫策定の議が進められつゝあることは正に斯問題研究の緊要性を重加するものである。

都市の大きさに適度が存するや否やもこの問題に關聯して研究の對象とならう。都市の適度は一國の經濟機構を始め、國防上の要求、科學の進歩等幾多の條件に依つて支配せられ、固定的でもなく、劃一的なものでもないであらう。又都市の適度或は大きさの限度が發見されたとしてもこれが維持方策は、その都市の發達を促した諸原因の根本に基いて講ぜられねばならぬ

と思ふが、これ等の問題についても透徹した議論が期待せられる。

尙、總會文獻に收載せられたる研究報告中第一議題に關するもの、並に第一部會（第一議題關係）に於ける討論報告の報告者氏名並に其の題目を掲ぐれば以下の如くである。

總會文獻收載研究報告

本邦都市の發達 東京帝國大學教授 今井登志喜

わが國都市の現勢概観

東京市政調査會研究員 弓家七郎

我が國の都市發達史

東京帝國大學教授 宮脇泰一

飛鳥都城の制と時代思潮 神戸市庶務部

封建時代に於ける農村離村と過大都市

都市計畫山形地方委員会技師 内藤勝

江戸の人口の研究 東京市史編纂室

歴史地理學的にみる都市の性格——大阪の歴史的

性格に寄せて 大阪府警察部建設課技師 鶴井幸次郎

戰爭と都市——主として大阪市の發展について

日本建築協會

神戸の市形態の發展過程と今後の方策

神戸都市協同理事 奥中喜代一

日本經濟史發展過程より見たる横濱市の發展

横濱市總務部庶務課長 島田正司

北九州都市の歴史的發展について

都市計畫北海道地方委員会技師 赤岩勝美

北海道都市發展の特異性とその問題

都市計畫北海道地方委員会技師 谷口成之

東京市土木局道路建築課 加藤清

朝鮮に於ける都市發展とその社會經濟的性格
京城帝國大學教授 小田忠夫

都市發展の因子としての人口と住宅の關聯性
大阪府警察部建設課課長 井上新二

道路より見たる都市の動向
東京市土木局道路建築課 加藤清

岡巣一

都市發展史の研究に対する方法論的一反省
大阪商科大學教授 竹中龍雄

繼續的に論議されたい二つのテーマ
早稻田大學講師 小田内通敬

郷土の歴史とその發展を市民に周知せしむべし
東京市市民局公園課長 井下清

河川の淨化に就いて
東京市土木局河川課長 酒井勇

都市の地番整理 東京市總務局都市計畫課
町名地番整理掛長 重藤魯

東京に於ける最近の建築規範指定傾向
飛龍建設技師 池口凌

建築行政に於ける土地關係の諸問題
築規建築技師 池口凌

國土計畫に即應する建築行政の新展開に就て
築規建築技師 鈴木和夫

名古屋近郊に於ける建築物の用途別構成
都市計畫知地方委員会技師 田中彌一

近代都市の發展と都市計畫地域制
都市計畫知地方委員会技師 中村綱

都勢の動向とその處理

東京市土木局道路建設課 福西清治

大都市の發展と近郊農業——主として東京市の屎尿處理を中心とする一考察

早稻田大學政治經濟學部研究室 宮出秀雄

都市の保健——主として空氣汚染に就いて

東京市衛生試験所長 審博石原房雄

統制經濟と都市經濟——都市行政の新領域に就いて

東京市政調査會研究員 藤田武夫

特異性都市の研究——軍港都市に就いて

吳市土木部長 長崎敏音

中小都市の振興方策

大須賀巖

中小都市の發展と其の統制

東京市總務局都市計画課研究員 幸島禮吉

工業立地より觀たる土地區劃整理

東京市總務局都市計划課手西出稔

工業の地方分散を重點とする立地計畫

東京市總務局企畫課主事 山崎一雄

國土計畫方法試論

東京市總務局企畫課技師 石川榮耀

都市構成の經濟化に就て

後藤曠二

大東京の膨脹と其の對策——都市計畫東京地方委員會本邦都市發達の傾向と都市體系の整備

慶應義塾大學教授 奥井復太郎

市域にみる都市發達の動向

東京市政調査會 小古間陸

第一部會討議報告者氏名並その題目

大都市の膨脹發展に對する方策

大都市抑制論 東京市總務局企畫課長 上平正治

大都市の脅威に對する反省

東京市政調査會研究員兼事弓家七郎

大都市の發展調整と地方計畫

都市計畫東京地方委員會事務官高橋登一

大都市價值論 東京市理事 谷川昇

青年都市論 愛知縣都市計畫課長眞坂忠藏

大都市是非論 都市計畫東京地方委員會技師石川榮耀

過大都市の問題について

三重縣都市計畫課長兼岩傳一

大都市の適度 東京日々新聞編集委員

過大都市抑制上の問題 東京日々新聞編集委員

大都市構成の整備に就て

人口問題研究所企畫部長北岡壽逸

国防上より見たる大都市陸軍航空軍佐

後藤曠二

保健上より見たる大都市可否論

京都府保健部長馬淵良逸

大都市と教化問題に就て

櫻花高女校長、名古屋市會議員飯野斐

人材資源と大都市問題

金城第三部調查官大溪鑑雄

都市建築上の若干問題

東京橋梁電線株式會社 蝶名忠雄

中小都市の振興方策
都市計畫東京地方委員會技術師 石川榮耀

大須賀巖

中小都市振興上の具體的方策
滿洲國總務廳及建國大學總經理中小都市の振興と科學的調査の確立
滿洲國總務廳及建國大學總經理

小田内通敏

工業立地による地方振興
滿洲國總務廳及建國大學總經理

内務省計畫局總計中田理夫

特異性都市たる軍港都市の經營方策
吳市土木部長長崎敏音北海道に於ける小都市振興方策
都市計畫北海道地方委員會技師谷口成之都市の本質と都市體系の整備
慶應義塾大學教授奥井復太郎

都市を機能として觀る

都市の本質と都市體系の整備
商工省技術部總務課吉田秀夫國土計畫に於ける目標の確認
都市計畫東京地方委員會技師石川榮耀國土計畫の科學性とその啓蒙運動
都市計畫東京地方委員會技師小田内通敏國土計畫に於ける目標の確認
人口問題研究所研究員館谷口成之國土計畫の科學性とその啓蒙運動
都市計畫東北地方委員會技師石川榮耀國土計畫に於ける目標の確認
人口問題研究所研究員館谷口成之國土計畫の科學性とその啓蒙運動
都市計畫東北地方委員會技師石川榮耀國土計畫に於ける目標の確認
元東大法學部教授山岡敬介國土計畫に於ける目標の確認
朝鮮に於ける都市發展の動向と其の諸問題北海道の經驗より得た綜合對策
都市計畫東北地方委員會技師谷口成之北海道の經驗より得た綜合對策
人口問題研究所研究員館谷口成之北海道の經驗より得た綜合對策
朝鮮に於ける都市發展の動向と其の諸問題國土計畫に於ける都市の地位
朝鮮總督府技師山岡敬介國土計畫に於ける都市の地位
朝鮮總督府技師山岡敬介

紀元二千六百年記念全國社會事業大會の開催

厚生省並に財團法人中央社會事業協會主催の第九回全國社會事業大會は紀元二千六百年記念大會として畏一、十二の三日間に亘り東京に於いて開催せられたが、全國各府縣より參集せる關係者二千名近くを算へ多くの貴重なる成果を挙げて終了した。

總裁宮令旨、會長奉答辭、大會の宣言及決議、厚生、司法兩大臣の諸間に對する答申等を掲ぐれば以下の如くである。

令　　旨

茲ニ厚生省及財團法人中央社會事業協會共同主催ニ係る全國社會事業大會ニ臨ミ親シク諸子ト相見ユルヲ欣

顧フニ明治三十六年始メテ大會ヲ開キシヨリ已ニ九回ニ及ビ事業進展ノ迹顯著ナリト雖事象頗ル多端ニシテ、治ク之ガ要求ヲ充足シ易カラズ加フルニ社會情勢ノ推移甚急ニシテ實施ノ能ク之ニ伴ヒ難キノ憾亦妙カラズ夫レ社會事業ハ單ニ目前ノ缺陷ヲ救濟スル對應施設ノ

奉　　答　　辭

去ニ於ケル社會事業ノ成績ノ上ヨリ之ヲ察スルモ主トシテ至誠事ニ當レル仁人有識ノ功勤ニ歸スルコト多シ指導ニ從フモノ宜シク常ニ意ヲ此ニ存スベキナリ支那

事變勃發シテヨリ既ニ年ヲ累ネ内外益々多事ニシテ世界ハ終ニ動亂ノ機ヲ藏スルニ至レリ此ノ時ニ方リ我ガ皇國ハ紀元二千六百年ヲ迎ヘ肇國ノ宏謨ヲ恢弘シテ愈々大東亞安定ノ基礎ヲ固メ新秩序整頓ノ聖業ヲ完遂セムトス此ノ前古未會有ノ世局ニ蒞ミ國民生活ノ態勢亦一大革新ヲ促進スルニ至レリ今日以後ノ社會事業ハ此ノ世相ニ即シ光輝アル國史ニ鑑ミ國民精神ヲ昂揚シテ彼我ノ所長ヲ融合シ優秀ナル個人的活動ヲ勸奨スルト共ニ渾然タル組織ヲ構成シテ全國ヲ統制シ克ク世上各方面ノ新體制ニ順應シ以テ萬人咸ク其ノ分ニ應ジ其ノ處ヲ得延イテハ各個ノ生活ヲ樂マシメムコトヲ要ス

愛ヲ以テ大本ト爲シ時世ノ進運ニ應ジテ事業成ト與ニ興リ體制月ヲ追フテ整ヒ以テ今日ノ成果ヲ見ル官民夙夜聖恩ヲ奉ジ以テ國民ノ福祉ニ遺憾ナカラシメムコトヲ期ス

今ヤ光輝アル紀元二千六百年ヲ迎ヘ且未會有ノ世局ニ際シ特ニ大ニ發奮すべキノ秋吾等社會事業家ノ責務ハ愈々重大ヲ加フ茲ニ謹ミテ　令旨ヲ奉戴シ　皇國社會事業ノ本義ニ徹シ協心戮力以テ國本ノ培養ト新東亜建設ノ完遂トニ盡瘁セムコトヲ誓ヒ奉ル

昭和十五年十月十日

紀元二千六百年記念全國社會事業大會

會長　伯爵　清浦　奎吾

宣　　言

茲に紀元二千六百年記念全國社會事業大會に方り
總裁　高松宮殿下の　台臨を辱ふし優渥なる

令旨を拜す洵に恐懼感激に禁へざるなり

今や我邦未會有の重大世局に際會し一億一心大政を翼賛して外新東亜の建設に邁進すべきの秋内國民生活の安定強化を圖るは蓋し刻下喫緊の要務にして社會事業の使命實に今日より大なるはなし

吾等乃ち謹みて　令旨を奉體し茲に益々社會事業報國の決意を強固にし粉骨細身其の總力を擧げて國本を不拔に培ひ以て　皇國の隆運に寄與せむことを誓ふ

右宣言す

紀元二千六百年記念全國社會事業大會ヲ舉行スルニ方リ畏クモ

總裁宮殿下ノ　台臨ヲ辱ウシ優渥ナル　令旨ヲ賜ハル感激何ゾ極アラムヤ

決　　議

一、吾等は優渥なる　令旨を奉體し協心戮力以て國運

の興隆に寄與せむことを期す

一、吾等は益々平生の丹誠を竭して國民生活の安定向上を圖り以て銃後の護りに完璧を期す

一、吾等は深く時勢を省察し私を棄て公に殉ひ挺心以て時難の克服に邁進せむことを期す

右決議す

厚生大臣諸問事項

紀元二千六百年に方り戰時下社會狀勢の動向に對處し我が國社會事業を之に即應せしむるの要ありと認む。仍て之が方途に關し其の會の意見を諮詢する。

厚生大臣諸問に對する答申

第二特別委員會決議事項

今や我國は萬難を排して高度國防國家體制の建設に邁進せむとするの秋要扶掖者保護の完璧を期し進んで汎く國民生活を確保し以て人的資源の保護育成を圖るは刻下不可缺の要務にして社會事業の活動に俟つところ極めて大なり。仍て茲に現下時局に即應す可き社會事業の新なる體制を樹立し相率て之を實踐躬行以て國運の進展に寄與せむとす。即ち左の指導理念並方策に依り之が急速實現の要ありと認む。

第一 指導理念

近時社會事業の理念は慈善救濟思想より一步前進し社會連帶觀念を基調とし科學的組織的方法に依り之が運營活動に於て著しき發達を遂げたりと雖も猶貧窮者を主たる對象とし任意的活動に放任せられたるの憾なしとせず。然るに時運の進展に伴ひ斯業の對象は漸次擴大せられ從來の要扶掖者層に止らず汎く一般庶民階層に及び且保健經濟教育等生活の全般に亘る保護育成

に努めざるべからざるに至り從來の自由主義に基く個人的任意的活動方法を以てしては到底その目的を達すること能はざるに到れり。特に今次聖戰の目的を遂行し東亞共榮圈の確立を圖らんがためには須く肇國の大精神に則り國民生活の確保人の資源の保護育成を期するは喫緊の要務にして國家躍進の樞核たること言を俟たず。

仍て皇國の社會事業の要諦は一君萬民の精神を基調としその對象を要扶掖者層を中心とする一般庶民階層に置き其の自力賣贊に遺憾ながらしむるやう生活の安定を確保し以て眞に萬民賣贊體制の根蒂に培ひ國運の伸長に寄與せざるべからず。

今や國內諸般の體制一新せられむとするに方り之に即應して叙上の理念を速かに採りて之を周知徹底し實踐の基礎たらしめ以て斯業一段の發展を期すべく政府に於て善處せられむことを望む。

第二 事業目標

社會事業の本來の使命たる生活安定と福祉増進を圖り且現下社會情勢の趨勢に對應せんがためには斯業全般に亘り之を積極的に實施すること最も喫緊事なるも之が集中的統一的効果を期せんがためには重點主義を採用し目標を當面の國策に順應せしむるの要あり。仍て次の三項目を急施するの要ありと認む。

一 國民生活の確保刷新

二 人的資源の保護育成

三 東亞共榮圈内の社會事業の擴充

而して右の目標に準據し實施すべき事業は救護保健を始めとし勞働保護經濟保護教育文化兒童保護軍人援

護司法保護等各般の領域に亘る可きも從來の事業分類を以てしては到底發展擴大せる斯業の內容活動範圍を包括する能はず徒に混亂を來すを以て政府は速に之を整備改正し新なる事業體系を確立實施するの要ありと認む。

第三 運營方策

現下の情勢に即應すべき社會事業の運營方針は國家に依る集中的統制の實現と地縁を基礎とする隣保組織の確立の二點に要約せらる。政府は叙上の社會事業の理念並事業目標を根幹として斯業活動の必要量を圖り之に即應せる総合的計畫を樹立し合理的な體的なる事業の配置を企て併せて町村部落隣保班等を中心にして事業關係者並之が施設を適宜配分せる隣保施設の設置並擴充を期し以て斯業の一體的活動を致さんことを要す。而して之が運營方策に就ては諸般に亘り勘考せざるべからざるも左の諸點は速に之を實施するの要ありと認む。

(一) 社會事業施設はその質及量に於て未だ完しとせず。仍て政府は之が施設全般に亘り擴充綜合整備を行ひ民間施設に對しては關係法規を改正し社會事業認可制度の設定國庫補助金の増額等に依り一層適切なる統制並助成方法を講ずること

(二) 現今社會事業行政は保護保健教化等各機關夫々分立しその間聯絡統一を缺き斯業の運營上支障渺しとせず。

(イ) 中央行政組織に於ては保護保健教化等の事業厚生省を始めとし文部司法商工農林拓務等の各省相互間並厚生省内の各部局間に分属するの狀

態にあり。仍て國民生活の確保人的資源の保護育成等の事業目標に對應し關係各省相互間の斯業關係事項の聯絡統合を圖ると共に厚生省内關係部局を分合改組し併せて關係當局間の聯絡に付特別の考慮を拂ひ以て綜合的企劃及運營を期すること

(ロ)道府縣に於ける行政機構に付ては中央の行政組織に準じ之が統合整備を圖ると共に市町村に於ける機構を擴充強化し社會事業専門職員を設け斯業の組織的活動を期すること

(ミ)輶近方面委員の外司法保護委員少年教護委員社會教育委員產業奉仕委員等の設置を見たるもの之が職務は方面委員本來の職務の分化せられたるもの渺からず。仍て政府は之等委員制度に關し適當な措置を講じ萬遺憾なきを期すること

(四)近時部落會町内會等の隣保團體は警防經濟更生

物質配給等に於てその重要性を増しつゝあり。方面委員は部落町内會等の區域を目標として設置し之等と有機的に結合し相協力して活動するやう關係法令を改正すること

(五)從來社會事業の聯絡機關として各種團體分立し統制聯絡の全きを期し得ざるの憾あり。仍て新に

國の行政組織と表裏すべき單一統制聯絡機關を設立し關係團體の再編統合を圖ること

(六)從來斯業に關係ある者總てを包含する人的組織缺如し爲に關係者の教養並技術等の自發的向上に缺くる點渺しとせず。仍て斯業關係者を以て之が

人的組織を構成し社會事業精神の發揚會員相互の親睦修養研究等をなすやう前項の單一統制聯絡機關に於てその方途を講ずること

(七)社會事業關係職員は熱烈なる信念に富むと共に專門的知識及科學的技能を必要とするに鑑み政府は國立の職員訓練所を設立して既存の各種從事者養成事業を再編統合し職員の養成並再教育を行ひ又職員の資格認定制度を設け特に地方に專任指導官を設置する等斯業關係職員の專門的科學的技能の向上を期すること

(八)社會事業關係職員は由來待遇其他に於て恵まれざる點多し。仍て政府は職員の資格認定制度と併せて其の待遇の基準を定め之が勵行の方途を講ずるは勿論、進んで其の地位を向上改善し尙中央社會事業協會の實施に係る年金及共濟の兩事業を擴充強化する等斯業關係職員の待遇改善に萬全を期すること

第二項に掲げたる三の事業目標に從ひ當面急施すべき具體的事業内容を列舉すれば概ね左の如く政府に於て速かに之を實施せられむことを望む

第四 急施すべき具體的事業

(一)要扶掖者の保護に於て之が自活をなし得る迄救助の繼續完璧を期し併せて家庭保護徹底のため救護法母子保護法等に依る生活扶助を始め各種兒童保護醫療保護等を統合して積極的家庭保護事業の組織を確立し且一般庶民階層に對し其の生活困難なる事情に應じ應急的生活援護を爲し得るやう其の方途を講ずること

(二)國策遂行に伴ふ離職者及轉失業者に對し職業輔導並授職施設を擴充強化すると共に生活費の一時的補給等の方途を講じ之が援護の完璧を期すること

(三)多子家庭の保護を圖るため生活費補給金制度を擴充整備する等諸般の方途を講ずること

(四)軍事救援事業に於て要援護者の生活安定教養文化及援護思想の持續強化等の徹底を期すること

(五)農村に於て堅固なる隣保組織を基礎とし隣保事業を行ひ巡回訪問事業保育所共同炊事等を綜合實施するやう其の方途を講ずること

(六)生活刷新の根本方策を樹立し、社會事業職員との連携により、他に依り隣保組織を通じて庶民階層全般に亘り之が實施促進をなすこと。

附
帶
事
項

圈内關係職員の本邦への留學等を爲すこと
職員の對外派遣圈内事業資金に對する本邦よりの助成

職業紹介所及労働紹介所と一層緊密なる連絡を取り、一般大衆と共に以て軍需工業其の他の殷賑産業方面への進出を期すること

(一) 現存各種医療保護制度を統合規制すると共に其の擴充強化を期する爲速に醫療保護に關する法律を制定し併せて醫療機關の擴充を圖り醫療保護制度並保健衛生制度の確立を期すること

司法大臣諮詢事項

やう取計ふこと

(三)國民健康保険年金制度等社會保險制度の設定擴充並普及を圖ること

司法大臣諸間に對する答申 第二特別委員會決議並項
時局下産業界の趨勢に順應し司法保護の對象者をして各自其の職業を確保し國策の線に副ふて産業報國に邁進し以て社會復歸の質を擧げしむる爲左記の各項を實施するの要ありと認む

五
対象者の就職に際し障碍となるべき重大なる原因は過去の犯罪による信用の喪失にあるを以て速に信用保障の制度を設け雇傭主の側に於て生することあるべき損害に對し之が補償をなし以て対象者の就職を容易ならしむること

訪問制度を全國各市町村に普及せしめ且妊娠届出に關する法規を制定する等母性並兒童の保健施設取の擴充整備を圖ること

全國樞要の都市又は適當なる地點に特定の國立職業輔導訓練所を開設し司法保護對象者も亦労務者の動員に即應し生産力擴充に參加し得るやう其の行的訓練と時局下に於ける産業從事員たるに必要な知識技能の教養習得とに努むること

六

行刑當局は刑務所の收容者に對し釋放後自立自營をなし得るやう作業の選擇並技術の鍛磨に細心の注意を拂ひ實社會に即せる生活訓練を行ふと共に私利私益を脱却せる報國精神の涵養と其の發揮に堪へ得る體力の鍛錬とに努むること

現在の日本社会事業連絡委員會を擴充強化し強固なる東亞社會事業に關する委員會となし右委員會に於て東亞社會團體内の社會事業の聯絡提携方針を樹立し關係

高辻保訓業者は職業技能に熟練せるものに在りても前科に因る資格制限制度の存在する今日に於ては職業の獲得と確保に於て千仞の功を一轂に虧ぐの憾み無

七 紀元二千六百年記念全國社會事業大會に提出可決せられたる對象者職業輔導上の事項は總て遺憾なく之が

實現を圖らること

以上

尚、参考のため本大會開催に先立ち地方各府縣より提出される協議題及び参考意見の内、特に家族生活保護と人口問題に關するものを再録すれば次の如くである。

一、家族生活保護と人口問題

○多子家庭保護制度の確立に關する件 栃木縣

國民の増減は國力に直接影響すること論なく之を以て人的資源の涵養は忽にすべからざる重要事項たり然るに一般社會の實情に従事するに多子生産に起因し經濟的生活の安定を缺ける家庭渺からざる現狀なり之等多子家庭にして生活困難なるものに對し保護の方途を講ずるは人口問題解決上に裨益する所大なるものあるべきを以て之が保護制度確立に關し速かに實施せらるゝ様要望せんとす

○強制老年金制度の實施に關する件 神奈川縣

老後生活に對する經濟的不安は近時年と共に累加し一般労働者に與ふる精神的影響は洵に好しからざるものあり而して既に政府は部分的には郵便年金、簡易生命保險或は船員保險等一種の養老年金制を實施しつゝありと雖も未だ一般大眾に對し厚生の實を擧ぐるに至らず

仍て今一步を進めて社會立法の立場より一般勤労階級を對象とする強制老年金制度を確立し養老事業施設の擴充と相俟ちて老後の不安の除去に努むるは國民生活の最低限度を確保する上に緊要の施策なり

と認む

○家族手當制度を法制化し其の擴充を望む 新潟縣

家庭數の過多の爲め生活に苦しむもの多し之が原因となり出生率の低下を來す憂あり家族手當制度を法制化し其の擴充を圖り家族生活保護を爲し人口問題の解決に資せんとす

○多子家庭の生活保護に關する件 石川縣

政府が多子家庭の表彰方法を講じつゝあるは人的資源擴充の一方案として極めて適切なるは論を俟たざる所なり而して多子家庭の状況を見るに概ね中產階級以下に屬し將來の育成上に於て經濟的保護の全きを期せんば其の獎勵の本旨に悖るの嫌なしとせず依て政府は宜しく之が生活又は子女の育成保護に付實情に即應したる方途を講ぜられんことを望むものなり

○現下の時局に鑑み結婚、出産獎勵のため採るべき經濟保護上の方策如何 大阪府

人口問題が國防の強化、國力伸張上緊要なる課題として考究されつゝある現狀に鑑み結婚、出産獎勵に對し經濟保護上有効適切なる對策を確定し更に新婚家庭、多子家庭の福利厚生の方途を講ぜんとす

○家庭は國家社會の組織單位たるべきもので特に我邦の如き古來家族制度を以て國を立つる國家に於ては

家族生活の強弱は國家の盛衰に直接重大なる影響を及ぼすべきのみならず人生の幸福は家族生活を度外視して他に求むること不可能と謂ふも可なり然るに從來各種の救護法制度を見るに動もすれば歐米流の個人主義に陥するの憾なしとせず依て少くとも世帶

を共にする夫婦親子は之を一單位の家族として之が生活を保障する家族保護法とも稱すべき綜合的救護

法令を制定し家族制度の實質的維持を圖ると共に人の資源の確保に資することは時局下最も緊要なる施設たりと認む

○出生率低下に鑑み速に左記施設の普及徹底を望む

○出生率低下に鑑み速に左記施設の普及徹底を望む 和歌山縣

- 改善結婚の獎勵
- 妊娠婦の保護制度の確立
- 育児思想の普及徹底に關する施設
- 兒童保護施設の普及徹底
- 多子家庭の經濟保護

○多子家庭の經濟保護に關する件 開山縣

現下多子家庭の處遇の問題に關しては逐次計畫實施に努められつゝありと雖も今尙隔靴搔痒の感なき能はず仍て之が經濟生活の保障をなすため家族年金制度又は社會保險制度の確立等適當なる方策を講するの要ありと認む

○多子家庭の保護に關する件 長崎縣

1 救護法、母子保護法に於ける救護費を現下經濟情勢に適合する様全面的に引上ぐること

○家族生活保護と人口問題に關する件 熊本縣

2 無料結核療養所設置助成の方途を講ずること

3 庶民生活逼迫並に人口資源確保の緊要性に鑑み

4 託児所増設内容充實の爲助成金を増額すること

○家族生活の保護に關する件 沖縄縣

本件に關しては左の諸點を考慮する要あり

(一) 社會事業の機能を極度の貧困者救濟に局限せず之が對象の範囲を擴大し積極的に更に上位の大衆に及ぼし以てその生活不安を除去すること

(二) 庶民階級中には高物價その他影響により生活の不安漸く増大せる者多きを加ふる現狀に鑑み物價の調節抑制を圖ると共に救護法、母子保護法、方面委員会等關係法令の積極的運用を圖るは勿論

授産、職業補導等に関する各種社會施設の組織的活動を促進すること

(三) 貧困の原因が家族數の過多に起因する場合抄しとせざり出産率の低下死亡率の上昇を憂ふる今日之が保護を圖るは急務なり

右に關し幾多研究の要あらんも取敢ず左記の點につき考慮すること

(1) 五人以上の子女を擁する世帯を調査し第六人目以後の養育に關し必要ありと認むる時は國家は

之に對し養育費を支給すること

(2) 右による救護は救護法、母子保護法等による救護と區別し此の保護を受くるとも公民權を失格せざる様規定すること

○多子家族の養育費國庫支辨を提倡す 關東州

輓近小額所得者に對し家族手當を給する向多くなりたるは油に喜ぶべき傾向なり。但し之は俸給生活者に對してのみ行はれ自營業者に對しては何等方策の施すべきもの無きは遺憾と謂はざる可からず。

吾人は昭和二年以來毎年乳幼兒養護運動を施行するに當り、子は國の寶なる旨を力説し、子は肉親の恣意に委ぬ可からざることを唱導し來れり。兩親は他

より唱導せらるゝ迄もなく我子を愛するの故に其の養育に專念するは自然のことなれども、國家が人的資源の充實を必要とする以上、更に生長の後は青年の血を必要として要求する以上、子女の養育費を支弁し兩親の生活を援護するは當然と謂はざる可からず。子は國の寶なれば國家が之を育成するは當然なり。

故に多子家族に對し國費を以て養育費を支弁する方法を考究實施せらるゝに至らんことを切望するものなり。

○庶民の經濟生活確保に關する件 宮城縣

現下の時局に鑑み庶民階級の經濟生活確保を期するため速かに其の對策を確立するは喫緊の要務たり。

而して左記事項の如きは其の對策施設として最も必

要なるものと信ず

記

(一) 必需品物資の配給に關する事項(略)

(二) 小工商業者の生活に關する事項(略)

(三) 住宅に關する事項(略)

(四) 家族生活保護に關する事項
イ、家族手當制度を設くること

物價高騰の現下に於て多數の家族を有する俸給

靜岡縣

質金生活者の家族の經濟生活は頗る困難なるもの多し。國家は速かに之が對策を検討して家族

左記各項に付適切なる方途を講ずること
一、生活必需品の生産の確保並低物價の維持を圖り
二、經濟保護施設の擴充整備
三、結婚獎勵の合理化
イ、結婚に對する因習迷信の打破
ロ、結婚の物質的簡易化
ハ、公營結婚相談所の普及徹底

○
一、經濟生活上に於ける不安除去
(イ) 社會施設の完備
(ロ) 生活の簡易化

東京府

左の諸項目に關し適切なる方途を計畫實行せられんことを其筋に要望す
記
一、結婚獎勵金制度の設定
二、職業婦人の結婚出産に關する優遇方法の確立
三、母子保護施設の擴充強化
四、多子家族に對する養育手當支給制度の設定

○
一、社會調查の徹底
二、各種社會立法の積極的運用並社會事業の組織的活動
三、生活必需品の生産の確保並低物價の維持を圖り
四、經濟保護施設の擴充整備
五、結婚獎勵金制度の設定
六、職業婦人の結婚出産に關する優遇方法の確立
七、母子保護施設の擴充強化
八、多子家族に對する養育手當支給制度の設定

○
一、經濟生活上に於ける不安除去
(イ) 社會施設の完備
(ロ) 生活の簡易化
二、多子家庭の保護
三、乳幼兒保護機關の設置
四、一定年齢者の未婚者防止法の制定

群馬縣

(獨身税等の賦課)

五、消費生活を指導すること

六、結婚生活に必要な最少限度の收入確保の方途

を講ずること

七、社會法令の強化徹底並運用の萬全を期すること

○ 三重縣

一、結婚獎勵金制度は勿論、子寶手當制度、子寶免
租、特別醫療制度の擴充により、人口問題の解決
を圖ること

○ 鳥取縣

一、法による生活扶助額は法の種別により著しく差
等あり、宜しく其の統一を圖り且其の額は現時の
物價並生活の規準に見て相當増額を要するものと
認む

二、人口問題に關しては獨り要救護者の保護にのみ

止らず中堅層たる中產階級に對して結婚獎勵金交
付又は貸付、多子家族に對する手當制度等の獎勵
保證を加ふる要ありとす

廣島縣

一、救護法、母子保護法に於ける生活扶助の限度額
の引上を行ふこと

二、中產以下の多子家庭に對し繼續的家族手當支給
の途を講ずること

福岡縣

一、家族手當、母性年金制度の基礎的研究
二、人口問題、救貧事業より見たる多子家庭に於け
る住居費、教育費負擔の緩和方策の研究

一、國土計畫的見地より

二、國土計畫としての人口配置

社團法人東亞經濟懇談會主催東亞農業懇談會の開催

人口問題研究所企劃部長 北岡 寿逸

企劃部第一部調査官 竹本 稔一

一、國土計畫的見地より

即應し日本内外地、滿洲國、支那、蒙疆に於ける農業
關係者及關係經濟官等官民の會同を求める廣く東亞廣域

に亘る農業體制の時局的適應問題に關する東亞農業懇

談會を開催、昭和十五年十月二十九、三十、三十一日

三日間に亘り東京市麹町區帝國農會會議室に於て活潑

なる懇談討議が行はれた。その懇談議題、特に人口部

會に於ける主要發言者の氏名及び題名、並にその討議
の大要を掲ぐれば次の如くである。

一、農業再編成の見地より

一、農業再編成の見地より

一、農業再編成の見地より

一、農業再編成の見地より

特に犠牲產業轉失業者の歸農に關して

一、北支滿洲への人口移動に關して

一、日滿間の勞力移動に關して

一、日滿間の勞力移動に關して

特に滿洲建設勤労奉仕隊に就て

一、滿洲移民に就て

一、滿洲に於ける人口問題

一、東亞農業人口の一般方策

業による農業再編成が齎らす農業人口の著減（甚しき場合は農家半減）に對し人口政策的見地より少くとも現在の農業人口數を堅持存續すべきことが要望される。一方、他方には零細農家の人口資源としての價値を認めず其の農業生産力も亦乏しきを指摘して、農業再編成の急務が力説された。また適正農家は理想論にして専ら靜態人口を基礎として立論せられ人口増勢を考慮するときは實現性なしとする者ある一方、他方には過剰農業人口を滿洲國へ移住せしむるも其の人口資源として意義亦重大なりとの主張が開陳された。

更に日本内地に於ける轉業問題と農業について現在小賣商人の三分の一は漸次轉業を餘儀なくせらるる立場にあり、國民は彼等を國策意識の誇りを以て轉業せしむるやう努力すべきことが力説せられた。特に明治維新に於ける四十萬戸二百萬人の土族授產事業と北海道墾田事業とが想起せられ、今や彼等を滿洲國に開拓農民として歸農せしむべきこと昭和維新の緊喫事なる所以が強調された。とりわけ甲府に於ける米穀商業の滿洲視察とその結果に關する實例はこの問題に明るい光を投すること訝くなかった。

また滿洲移民の問題については滿洲開拓農民が出生率高く乳児死亡率低きことを指摘し人口資源として重要なことが報告せられたが、之に對し出生率の比較は人口の年齢構成の相違を考慮せざれば正確を得難いとの専門的注意も見た。特に滿洲への移民問題については大和民族の血族的潔癖性を力説して他民族との混血を好ましからずとし、少數人口を以て多數を指導するには單に精神的にのみならず物質的にも充分卓超越せ

る條件を伴ふべきことが主張せられた。また本國との文化的及び血液的交流を喪ふときは海外移住民は日本移民として退化を餘儀なくせらる、等の事實も忠告せられ今後の滿洲開拓に際し深く研覆せらるべき重大事項たるを思はしめた。

最後に最近其の設定要綱の決定を見た國土計畫については農業人口問題が充分考慮され居ることが判明せられ、又國土計畫は單なる土木計畫または產業計畫にあらず寧ろ人口政策が極めて重要な地位を占むべきことも力説された。

その他機業工場の多い北陸地方に農村結核死亡率の極めて高い事實も報告せられ民族衛生學的見地より新國土計畫に於ける產業配分計畫に關し特に考慮された旨要望せらるゝ等種々傾聽に値する論議が發表討議せられた。

尙、本研究所より出席せる北陸企畫部長は我が國將來人口の推定その他種々の統計資料により將來總人口の增勢、現在に於ける農業及び商業人口の過剰を指摘し乍ら他方工業の發達はその生産増に比例せる人口收容力を伴はざる事實を擧げ、我が國將來の人口收容力の問題について傾聽すべき所見の開陳あり、特に國民

經濟及び國防上農業の重要性を力説、農業人口を少くとも現在以下に減少すべからざる所以を強調され内地農業過剩人口處理の問題に就いて一重要問題を提供、

日本學術振興會 研究報告會次第
民族科學委員會

一、開會之辭 委員長 林 春 雄
一、體力部關係

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百十一

一百十二

一百十三

一百十四

一百十五

一百十六

一百十七

一百十八

一百十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

財團法人日本學術振興會第一特別 (民族科學)委員會研究報告會の開催

昭和一四年一〇月二五日、時局下の切迫せる要求に應じ、人的資源問題を研究し、行政の實際に資せんとする目的」を以て、財團法人日本學術振興會内に第一特別(民族科學)委員會の設置せられたることは既報(本誌第一卷第一號八五頁參照)の如くであるが、

同委員會開設後日猶淺きに拘らず、報告材料の見る可きもの多々あるに鑑み、關係各方面の學者の前に之を公開し、十分の批判檢討を受くる必要あるのみならず多數行政部門の實際家の参考に資する爲、昭和一五年一〇月一九日、東京市丸之内工業俱樂部に於て、第一回報告會を開催を以て開催した。同報告會次第は左の如くであるが、時局下頗る緊要なる問題であり、且つ此の種報告會は日本學術振興會最初の試みであつて頗る關係方面の視聽を集め、來會者關係各方面の權威一五〇名の多きに達し、多大の收穫を修めた。

此の種報告會は日本學術振興會最初の試みであつて頗る關係方面の視聽を集め、來會者關係各方面の權威一五〇名の多きに達し、多大の收穫を修めた。

日本學術振興會 研究報告會次第
民族科學委員會

一、開會之辭 委員長 林 春 雄
一、體力部關係

一、體力法による運動機能検査方法(「荷重速行」)の批評
小山研究官は大和民族の混血を非とし海外移民の精神的・物質的條件の強化を主張する等滿洲移民問題について今後に慎重検討せらるべき問題を提示すると

判 厚 生 倉 古屋 芳 雄 委員
一、體力法準備調査成績の概要

公衆衛生研究所 安田 守夫(研究員)
體育研究所 吉田 章信(研究員)

厚生省重田定正(同)

同石垣純二(同)

一、體力法準備調査によつて發見せられたる一資料

厚生省古屋芳雄(委員)

公衆衛生院熊澤清志

一、最近の壯丁検査成績の概要

陸軍省鎌田調(委員)

一、陸軍壯丁合格種別と體力法による運動機能検査成績の適合性に就て

厚生省古屋芳雄(同)

同二村良臣

一、體育鍛練の効果に就て

厚生省野津謙(研究員)

一、疫病及腸炎の細菌學的所見

傳染病研究所小島三郎(委員)

一、赤痢、腸炎の細菌免疫接種に臨床的研究

東京市立病院長内田三千太郎(研究員)

一、疫病及腸炎の疫學的所見

公衆衛生院野邊地慶三(委員)

同参考表

一、伊太利の結核保険制度に就て

厚生省南崎雄七(同)

一、時局下の乳幼兒保健對策

公衆衛生院齊藤潔(委員)

一、國土計畫と入的資源

厚生省古屋芳雄(委員)

民族毒及人口問題部

公衆衛生院森田外史

同根津美基

一、人口問題に關する新しき數字

人口問題研究所中川友長(委員)

一、重工業と人的資源

企畫院美濃口時次郎(同)

一、輒近工場地帶の性病蔓延狀況について

厚生省大橋政雄(研究員)

一、最近の壯丁検査成績の概要

福岡縣衛生課内野總一(同)

一、體育鍛練の効果に就て

群馬縣衛生課杉野爲次(同)

一、疫病及腸炎の細菌學的所見

傳染病研究所小島三郎(委員)

一、赤痢、腸炎の細菌免疫接種に臨床的研究

東京市立病院長内田三千太郎(研究員)

一、疫病及腸炎の疫學的所見

公衆衛生院野邊地慶三(委員)

一、伊太利の結核保険制度に就て

厚生省南崎雄七(同)

一、時局下の乳幼兒保健對策

公衆衛生院齊藤潔(委員)

一、國土計畫と入的資源

厚生省古屋芳雄(委員)

民族毒及人口問題部

厚生省大西清次(委員)

一、酒害に就て

厚生省古屋芳雄(委員)

民族毒及人口問題部

一、閉會の辭

日本學術振興会理事渡多野貞夫

帝國農會の農業及農家の安定發展方策その他に關する農林大臣への答申

並附帶建議

帝國農會に於ては農林大臣の諮詢に對し昭和十五年十月二十二—二十五日第三十二回總會を開き之を討議したが、その答申並に之に附帶する建議を擧ぐれば以下の如くである。

農林大臣諮詢第一號

時局に即應し農業及農家の安定發展上採るべき方策如何

答申

國防國家體制下に於ける高度農業生產計畫の完遂は

人的資源及物的資源就中農地の合理的配置を基礎とせざるべからず。即ち農地の擴張改良並に農地制度の適

正化を圖ると共に分村計畫等農村人口の定住並移動計

劃を樹立實行し、此等計畫の進度に應じ適正規模農家

の維持創設に努め、健全なる農家を構成の基礎とする農村の再編成を斷行すること極めて緊要なり。

依て時局に即應し農業及農家の安定發展を期する爲には左記を根幹とせる綜合的施策を確立するを適當な

りと認む。

(一) 地方別地帶別に適正規模農家の維持創設に努め之を農村構成の中心たらしむる様計畫を樹立する

ヒト

(二) 部落農業團體を整備強化し農業生産計畫並農村計畫實行の基礎組織たらしむること

(三) 単位農村に於ける生産及生活の各種施設に關しては共同化を根幹として綜合的計畫的に整備擴充すること

(四) 工業の適切なる農村配置計畫を包含せる農業並林野地域計畫を確立すること

(五) 物資動員計畫並労務動員計畫をして右の目的達成に十分應ぜしむること

(六) 速に農林國土計畫を確立すること

II. 農地制度の改善

(一) 農地に關する行政機構を確立すること

(二) 町村農業團體及部落農業團體をして農地配分の適正化に關する管理をなさしめ得る制度を確立すること

(三) 自作農創設維持

(イ) 適正規模農家の趣旨に従ひ自作農創設維持事業を徹底的に擴充強化すること

(ロ) 自作農地の價格算定、資金の融通、償還方法等を定むるに當りては自作農保全を眼目となすべきこと

(ハ) 家產制度等適當なる制度を確立し自作農地の分割乃至喪失を防止すること

(ニ) 耕作を目的とする者以外に對し農地の賣却を抑制すること

(四) 速に地價及小作物その他小作條件を適正化せしむる方途を講ずること

(五) 右各項實現に伴ふ資金融通の爲強力なる特殊機關を設置すること

右答申す

農林大臣諸問第二號

現下の肥料需給關係に鑑み肥料消費調整に付系統農會の採るべき方策如何

答申

肥料需給關係の現狀に鑑み主要農產物生産の確保擴充を期する爲系統農會は肥料消費調整に付き左記により之が遂行に邁進するを緊要なりと認む。

記

一、道府縣に於ける農業生産計畫に即應し重點主義により作物別地域別に速に基準施肥量の設定を期すること

二、基準施肥料を基礎とし市町村施肥計畫の樹立實行に遺憾なきを期すること

三、市町村施肥計畫遂行に當りては左の各項に依り市町村農會の活動を期すること

物價の適正を期するは戰時經濟遂行の要諦たり。然るに物價の現狀は著しく跛行的にして就中米價は一般物價に比し甚しく低位に在り爲に食糧增產完遂上支障渺なからず。

仍て政府は速に米價を基準とする一般物價形成に邁進し以て食糧生産の確保並國民生活の安定を期せられんことを要望す。

(イ) 市町村施肥計畫就中配給並に消費計畫を配給者並に消費者に對し周知徹底をしむること

(ロ) 市町村施肥計畫に基き消費者に對し共同購入、共同保管、共同配合、一齊施肥等を實施せしむる

こと

(ハ) 肥料消費調整規則第四條に基き配給者に對し適切なる指圖又は翰旋をなすこと

(ニ) 肥料消費調整規則第四條に基き配給者に對し適切なる指圖又は翰旋をなすこと

肥料消費調整の徹底を圖る爲政府に於て左記事項を實施せられ度きこと

(一) 配給上支障なき限り單肥配給を擴大し部落配合を擴充すること

(二) 目前の麥肥は增產計畫に即應し萬全の方途を講ずること

(三) 都會に於ける肥料及肥料原料の農村への供給施設を擴充すること

(四) 都會に於ける肥料及肥料原料の農村への供給施設を擴充すること

(五) 肥料消費調整に關する指導員の充實を圖ること

右答申す

米價を基準とする一般物價形成に關する建議

一、道府縣に於ける農業生産計畫に即應し重點主義により作物別地域別に速に基準施肥量の設定を期すること

二、基準施肥料を基礎とし市町村施肥計畫の樹立實行に遺憾なきを期すること

三、市町村施肥計畫遂行に當りては左の各項に依り市町村農會の活動を期すること

(イ) 市町村施肥計畫就中配給並に消費計畫を配給者並に消費者に對し周知徹底をしむること

(ロ) 市町村施肥計畫に基き消費者に對し共同購入、共同保管、共同配合、一齊施肥等を實施せしむる

こと

(ハ) 肥料消費調整規則第四條に基き配給者に對し適切なる指圖又は翰旋をなすこと

(ニ) 肥料消費調整規則第四條に基き配給者に對し適切なる指圖又は翰旋をなすこと

(四) 速に地價及小作物その他小作條件を適正化せしむる方途を講ずること

四、自給肥料改良增產並に施肥改善に關する指導を強化すること

段の強化を圖るべきは勿論なるも食糧の諸政策は擧げ

食糧生産増強に關する建議

食糧問題の根本的解決は結局農業生産力の擴充にあり、配給統制、消費規正及農業統制機構整備等に付

て農業生産部面に傾注せざるべからざる段階に到達す。

依て政府は速に左記を根幹とする食糧生産増強の方策を確立し食糧問題の根本的解決に直往邁進せられることを要望す。

記

一、高度生産計画の確立

(一)内外地を通じ主要食糧の絶対必要量を確保しつき長期生産計画を確立すること

(二)肥料其他農用資材の供給を嚴格に生産計画と繋繫せしむること

(三)農業労働の能率増進と農業労力の保全とを同時に達成し得るが如き施策を講ずること

(四)農業水利計画を確立すると共に之が地方的實施に對しては十分の助成をなすこと

(五)生産施設竝災害防除施設を擴充すること

(六)主要食糧の生産目標を達成し得る農產物價格政策を確立すること

(七)時局に即應せる農業技術の研究を行ふと共に試験研究機關、學校、地方廳、農業團體並萬農家等を總動員し農家の技術向上に努むること

(八)部落農業團體を整備強化すると共に農會技術員の増強を圖ること

二、農地利用の強化

(一)農地改良事業の増強を圖ると共に之が爲十分の助成をなすこと

(二)開墾干拓事業を大規模に實施すること

(イ)開墾干拓せる農地は内地の平均農業經營面積

廣大に資するものだらしむること

財團法人同潤會に於いては日本學術振興會の委嘱により東北更新會の協力をも得て竹内芳太郎技師事任の下に昭和十年以來東北地方農山漁村住宅改善調査研究に着手してゐたが満四ヶ年に亘る調査結果の報告も完成され、又右調査研究の結果になる「標準設計」も近く刊行されることとなつてゐる。

本調査は調査員自ら東北六縣の數十ヶ村へ出張、住

宅の現状調査、其缺點改善事項を研究すると同時に、他方各六縣に於て素人より三回に亘り懸賞募集を行ひ調

査研究の資料を整備する等の方法を以て施行された。

右調査によると山形、青森、岩手の三縣は特に悪く、

その多くは、(一)東北地方に特有の六尺四方窓の無い押入れ風の庭室を有ぢ此の庭室に夫婦子供が一緒に寝、

ことになつてなり、検査の結果一セシチの布片には凡そ千七百の細菌が附着してゐることが判明した。そ

の他(二)土間の一角に設けられた炊事場には流しがなく汚物が溜み蠅や臭氣で耐へられないし、又(三)母屋

へ喰ひ込んだ不潔極まる甌をもつてゐること等が指摘されてゐる。

尙、同潤會では今回地元各縣と協力して一縣約二百人づゝの大工に対し順次住宅改善の講習會を開催して

農家住宅設計の實際を指導し、また各町村の指導者を

調査になる農山漁村住宅調査報告に見ても例へば秋田

縣に於ては農村住宅現状を以て足るものは僅かに

五、四%で、一部修理を要するもの四一・七%、増改築を

必要とするものは四〇・六%の多きに上り、一一・三%

は人間の住居として全然適せざるものと斷定されてゐる。

内外の補助金を與へ右調査に基づく改善方針に隨ひ部分的改善を行はしむると共に新築家屋に對しては「標準設計」に準じて之を建設せしむるやう努力してゐる。

て農業生産部面に傾注せざるべからざる段階に到達す。

依て政府は速に左記を根幹とする食糧生産増強の方策を確立し食糧問題の根本的解決に直往邁進せられることを要望す。

記

一、高度生産計画の確立

(一)内外地を通じ主要食糧の絶対必要量を確保しつき長期生産計画を確立すること

(二)肥料其他農用資材の供給を嚴格に生産計画と繋繫せしむること

(三)農業労働の能率増進と農業労力の保全とを同時に達成し得るが如き施策を講ずること

(四)農業水利計画を確立すると共に之が地方的實施に對しては十分の助成をなすこと

(五)生産施設竝災害防除施設を擴充すること

(六)主要食糧の生産目標を達成し得る農產物價格政策を確立すること

(七)時局に即應せる農業技術の研究を行ふと共に試験研究機關、學校、地方廳、農業團體並萬農家等を總動員し農家の技術向上に努むること

(八)部落農業團體を整備強化すると共に農會技術員の増強を圖ること

二、農地利用の強化

(一)農地改良事業の増強を圖ると共に之が爲十分の助成をなすこと

(二)開墾干拓事業を大規模に實施すること

(イ)開墾干拓せる農地は内地の平均農業經營面積

廣大に資するものだらしむること

財團法人同潤會に於いては日本學術振興會の委嘱により東北更新會の協力をも得て竹内芳太郎技師事任の下に昭和十年以來東北地方農山漁村住宅改善調査研究に着手してゐたが満四ヶ年に亘る調査結果の報告も完成され、又右調査研究の結果になる「標準設計」も近く刊行されることとなつてゐる。

本調査は調査員自ら東北六縣の數十ヶ村へ出張、住宅の現状調査、其缺點改善事項を研究すると同時に、他方各六縣に於て素人より三回に亘り懸賞募集を行ひ調査研究の資料を整備する等の方法を以て施行された。

右調査によると山形、青森、岩手の三縣は特に悪く、その多くは、(一)東北地方に特有の六尺四方窓の無い押入れ風の庭室を有ぢ此の庭室に夫婦子供が一緒に寝ることになつてなり、検査の結果一セシチの布片には凡そ千七百の細菌が附着してゐることが判明した。その他(二)土間の一角に設けられた炊事場には流しがなく汚物が溜み蠅や臭氣で耐へられないし、又(三)母屋へ喰ひ込んだ不潔極まる厨をもつてゐること等が指摘されてゐる。

尙、同潤會では今回地元各縣と協力して一縣約二百人づゝの大工に對し順次住宅改善の講習會を開催して農家住宅設計の實際を指導し、また各町村の指導者を縣別に集めて住宅改善促進に關する講演會を開催することとなつたが、東北更新會に於ては既に五年以前より一縣に數ヶ村の住宅改善指定村を設定し各戸當賛圓内外の補助金を與へ右調査に基づく改善方針に隨ひ部分的改善を行はしむると共に新築家屋に對しては「標準設計」に準じて之を建設せしむるやう努力してゐる。

四谷區谷町二丁目地區調查票

四谷原谷町二丁目地圖調査課

症 状	発 病 部	発 症 状 態	住 居	症 名	疾 病 期 間	診 療 回 数	服 用 量	症 能	
								前	後
1 胃管生 長、中、頭 部、不 規、頭、胸 部				胃 炎		10	10	10	10
2 不 規、頭、胸 部				胃 炎		10	10	10	10
3 不 規、頭、胸 部、小、頭 部、不 規、頭、胸 部				胃 炎		10	10	10	10
4 不 規、頭、胸 部、小、頭 部、不 規、頭、胸 部				胃 炎		10	10	10	10
5 不 規、頭、胸 部、小、頭 部、不 規、頭、胸 部				胃 炎		10	10	10	10
6 不 規、頭、胸 部、中、頭 部、不 規、頭、胸 部				胃 炎		10	10	10	10
7 不 規、頭、胸 部、中、頭 部、不 規、頭、胸 部				胃 炎		10	10	10	10
8 不 規、頭、胸 部、中、頭 部、不 規、頭、胸 部				胃 炎		10	10	10	10
9 不 規、頭、胸 部、中、頭 部、不 規、頭、胸 部				胃 炎		10	10	10	10
10 不 規、頭、胸 部、中、頭 部、不 規、頭、胸 部				胃 炎		10	10	10	10
11 不 規、頭、胸 部、中、頭 部、不 規、頭、胸 部				胃 炎		10	10	10	10
12 不 規、頭、胸 部				胃 炎		10	10	10	10

西谷區谷關三丁目地區調查票

四谷驛谷町二丁目地圖調査要
8

(1) 暗唱タテ見・行タカ		(快活・活潑・序=印・音・メロト)	
音	行	音	行
音 行不 好惡	回 數	全 行	過序
行、不好、不	回		
行、不好、不	回		
行、不好、不	回		
(2) 芝居・見・行タカ		(芝居・活潑・序=印・音・メロト)	
音 行不 好惡	回 數	主=行	過序
行、不好、不	回	活潑化	新鮮
行、不好、不	回	新鮮	本物
行、不好、不	回	本物	→→→
(3) 音見・行タカ		(活潑・下=印・音・メロト・序=印・音・メロト)	
音 行不 好惡	回 數	主=行	過序
行、不好、不	回	活潑	活潑
行、不好、不	回	活潑	過序
行、不好、不	回	過序	活潑
(4) 音見・見・行タカ		(行・音・見・行・メロト)	
音 行不 好惡	回 數	主=行	過序
行、不	回	活潑	活潑
行、不	回	活潑	過序
行、不	回	過序	活潑
(5) 音見・見・行タカ		(行・音・見・行・メロト)	
音 行不 好惡	回 數	主=行	過序
行、不	回	活潑	活潑
行、不	回	活潑	過序
行、不	回	過序	活潑
(6) ラヂオタブレッタ(無、有=行タカタタカ)		(無、有=行タカタタカ)	
音 見	記	音 見	記
音 見	記	音 見	記
音 見	記	音 見	記
音 見	記	音 見	記
(7) 愛用スル朝文・歌謡(諸事・向フ)		(諸事・向フ)	
音 見	記	音 見	記
音 見	記	音 見	記
音 見	記	音 見	記
音 見	記	音 見	記
(8) 順序タテ見タカタタカ(タリス、ブルーハーク、鶴、鶴小鳥、其他)		(○世話タタタ人)	
音 見	記	音 見	記
音 見	記	音 見	記
音 見	記	音 見	記
音 見	記	音 見	記
(9) 種類タテ見タカタタカ(タリス、ブルーハーク、鶴、鶴小鳥、其他)		(○世話タタタ人)	
音 見	記	音 見	記
音 見	記	音 見	記
音 見	記	音 見	記
音 見	記	音 見	記

都市學會の東京市内特殊地區調査

都市學會に於ては昭和十二年以降日本學術振興會の補助の下に東京市内特殊地區（不良住宅地區）の調査を施行してゐるが、昭和十五年十月初旬より四谷區谷町一一二三丁目地區に對し住宅狀況、交際關係、家族關係、教育、職業、嗜好、健康、出生死亡、信仰等その生活の全般的事項について九枚の調査票よりなる謄報の調査を開始した。その調査票の一部は別掲の如くである。

日本赤十字社の紀元二千六百年奉祝 衛生日本回顧展覽會の開催

日本赤十字社に於ては内閣紀元二千六百年祝典事務局、東京府及び東京市の後援の下に昭和十五年十月六日より同十一月九日まで東京市芝區赤十字博物館に於て、紀元二千六百年奉祝衛生日本回顧展覽會を開催した。開催趣旨並に陳列資料要目を掲ぐれば以下の如くである。

開催趣旨

日本人が、この島帝國に定住してよくその健康を保持し、今日の繁榮を見るに至つたのは、その好適な地理的環境に恵まれて居たことにも因るが、同時にまた、我が祖先が、絶えず海外文化の輸入に力め、生活様式の改善を怠らなかつたことを看過してはならぬ。今や我邦は曠古の大事變に遭遇し、これが處理に邁進中、この輝かしい皇紀三千六百年を迎へ得ることは、皇國

陳列資料

- 民の慶賀措く能はざる所である。さればこの際、吾が祖先が努力の跡を回顧して感謝の誠意を表し、且つ、國運の隆昌を奉祝することは、頗る機宜を得たものと謂はなければならぬ。今回本社が、本展覽會を計畫するに至つたのは、これに依つて聊か奉祝の微意を表し、且つ、世人の衛生思想を啓發して、健康日本の建設に寄與せんとするの趣旨にはかならないのである。

陳列資料

一、出產育兒・人口政策の回顧——古來の清淨尊重の風と産室、法均尼の育兒院、乳幼兒保育施設の變遷、墮胎・殺兒・捨兒の流行とその取締、徳川幕府及び各藩の人口増殖政策、多産獎勵の幕令、産婆の職業化、母子保護施設の發達、各時代に於ける人口推定統計、等に關する資料。

二、食物衛生の回顧——日本島の氣候・風土・潮流と豐富な食物、上古の食物とその生食・調理・食器・韓唐との交通の食物衛生上への影響、殺生戒と肉食の減退、平安朝日本式食膳及び調理法の發達、鎌倉時代各階級の食膳、三食風の出現、室町時代の食生活、南蠻との交通の食物衛生への影響、江戸時代商人の奢侈と調理法、料理屋の發達、米の精白と脚氣病、徳川幕府の食糧政策、明治初年の日本化した外國料理、牛肉販賣の公許、肉食の普及とその衛生的意義、本邦各時代の備荒義倉の制度、兵食の變遷等に關する資料。

三、被服衛生の回顧——上古の實用的な服裝・結髮の様式、韓唐との交通と服裝・頭髪の變化及び醫藥・

日本化せる服裝・結髮の様式とその衛生的意義、木綿・毛織物の傳來が被服衛生に及ぼした影響、近世日本服裝・頭髪の復古實用化、本邦各時代に於ける宮造住宅、韓唐との交通の住宅衛生上への影響、平成朝以後の日本化した邸殿造住宅・庶民住宅及び武家造住宅の特色とその衛生的意義、書院造の普及、數寄屋造及び草庵式茶庭の出現とその衛生的意義、江戸時代震火災に因る住宅構造の進歩、瓦葺の獎勵、農民住宅の構造設備とその衛生的意義、旅舍の改善、明治維新後歐風住宅の出現、和洋折衷住宅の普及、衛生上・防空上最近住宅の改善、各時代に於ける本邦人座り方の變遷と床の構造並にその衛生的意義、住宅の採暖・照明法の發達、等に關する資料。

五、休養娛樂・心身鍛錬の回顧——上古の音樂舞踊、遊戲、武道の鍛錬、武家屋敷内の武術練習設備、町道場、演劇舞踊の流行、明治維新後の海水浴・登山・スボーツ・教練・活動寫眞の普及發達、等に關する資料。

六、醫療施設の回顧——佛教の渡來と施藥院・療病舍等の出現、鎌倉時代の癪宿所・極樂寺の病舎浴室、江戸時代庶民の衛生教育と通俗圖書、養生訓、養生法、醫師の養成、辨毒館、順正書院、西洋醫學所、

長崎養生所、明治元年の醫術研究の布告、維新後に於ける一般醫療施設の發達、等に關する資料。

七、公衆衛生の回顧

(1) 防疫 日本民族古來の流行病患者及び屍體等不淨に接觸禁忌と齋戒沐浴の美風、古代日本人の疫病原因觀と祭祀、佛教渡來後の防疫加持祈禱、

痘瘡・麻疹の流行、西洋醫學の渡來と防疫思想の變化、痘瘡と隔離及び種痘法、コレラ・チフス・赤痢の流行、醫制及び傳染病豫防規則の制定、檢

徵法の實施、明治維新後一般衛生施設の發達、等に關する資料。

(2) 給排水・汚物處理 上古の冰室、奈良朝の路傍掘井、鎌倉時代義井の創設、江戸時代の掘貫井戸、江戸の給水路、玉川上水、各時代の廁の構造及汚物搬出法の變遷、高野山往時の配給水施設、等に關する資料。

(3) 浴場 道後温泉・有馬温泉等の開拓、平安朝の各地大湯屋の建設、鎌倉時代施浴の普及、江戸時

代の錢湯・溫泉浴・潮湯治とその衛生的意義、等に關する資料。

(4) 墓葬 上古の喪屋、棄家移轉の風、土葬・水葬

墳墓の制、佛教の渡來と火葬、明治時代墓葬規則の公布、墓葬衛生の進歩、等に關する資料。

附帶事業

	明治五年	明治卅八年	昭和十一年	内、内地	外地
	三三〇〇萬人	四五〇〇萬人	一〇一四〇萬人	七一三〇萬人	三〇一〇萬人

	天正年間	約一八〇〇萬人
	近世—約二百年前	約二六〇〇萬人

展覽會開會中、陳列現場の説明、専門家の講演等を併せ行ふ。

尙、本人口問題研究所に於ても「我が國人口の發展」に關する圖解資料を出品したが、その内容數字を掲ぐれば次の如くである。

我が國人口の發展

古代—約一千年前	約三九〇萬人
崇峻天皇時代	約四九九萬人
推古天皇時代	約九七五萬人

獨逸統計局の集計による世界各國の面積及人口は別掲の如くである(Wissenschaft und Statistik 1940 Nr. 10 所載)。なほ原表に於けるアルベック順の配列は之を最近人口數による順位に變更せり。

獨逸統計局の世界人口集計(二)

世 界 總 計	面 積			最後の人口調査結果 (單位方程) 面積 1,433,000	最近の公報又は推定人口 先行人口 差と 増加又は減少 (百 分 比)
	調査年次	總 人 口	內、男 子		
ヨーロッパ	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聯	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ洲	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聯	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聯	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ洲	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聯	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聯	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ洲	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聯	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聯	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ洲	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ洲	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ洲	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ洲	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ洲	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ洲	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ洲	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ洲	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ洲	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ洲	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ洲	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ洲	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ洲	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ洲	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ洲	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ洲	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ洲	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ洲	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ洲	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ洲	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ洲	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ洲	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ洲	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ洲	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ洲	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇	一	一	一	一
ヨーロッパ洲	一一四三、一	一	一	一	一
ソ 聖	一一四三、一	一	一	一	一
邦(歐洲部)	五、九三三、五〇〇				

ヨーローラビア	一九三一・三・三	110'OK	K'OK	一	一	110'OK	K'OK
ハンガリー	一九三〇・三・三	10'OK	K'OK	一	一	10'OK	K'OK
ブルギ	一九三〇・三・三	10'OK	K'OK	一	一	10'OK	K'OK
ブルガル (ブルガニアを含む)	一九三〇・三・三	10'OK	K'OK	一	一	10'OK	K'OK
ギリシャ (ギリシアを含む)	一九三一・三・三	10'OK	K'OK	一	一	10'OK	K'OK
ブルガリア	一九三一・三・三	10'OK	K'OK	一	一	10'OK	K'OK
スウェーデン	一九三一・三・三	10'OK	K'OK	一	一	10'OK	K'OK
フィンラン	一九三一・三・三	10'OK	K'OK	一	一	10'OK	K'OK
デンマーク	一九三一・三・三	10'OK	K'OK	一	一	10'OK	K'OK
ノルウェー	一九三一・三・三	10'OK	K'OK	一	一	10'OK	K'OK
スロバキア	一九三一・三・三	10'OK	K'OK	一	一	10'OK	K'OK
トルコ	一九三一・三・三	10'OK	K'OK	一	一	10'OK	K'OK
トルコ (トルコを除く)	一九三一・三・三	10'OK	K'OK	一	一	10'OK	K'OK
エストニア	一九三一・三・三	10'OK	K'OK	一	一	10'OK	K'OK
エルクセンブルグ	一九三一・三・三	10'OK	K'OK	一	一	10'OK	K'OK
アイスランド	一九三一・三・三	10'OK	K'OK	一	一	10'OK	K'OK
モナコ	一九三一・三・三	10'OK	K'OK	一	一	10'OK	K'OK
サンマリノ	一九三一・三・三	10'OK	K'OK	一	一	10'OK	K'OK
リヒテンシュタイン	一九三一・三・三	10'OK	K'OK	一	一	10'OK	K'OK
アンドラー	一九三一・三・三	10'OK	K'OK	一	一	10'OK	K'OK
ヴァチカン市	一九三一・三・三	10'OK	K'OK	一	一	10'OK	K'OK

佛	領	官	一九三七	KOK	KOK
佛領西印度諸島	五二二K	五二二K	一九三八·一·一	KOK	KOK
佛領ギアナ及イニニ	六一〇〇	六一〇〇	一九三八	一	一
バナマ	四〇一〇	四〇一〇	一九三〇·一〇·一	KOK	KOK
和	領	官	一九三八	一	一
和領アンチル諸島	一〇〇K	一〇〇K	一九三一	一	一
和領ギアナ	一〇〇K	一〇〇K	一九三一·一·一	101	101
丁領グリーンランド	一〇〇K	一〇〇K	一九三〇·一〇·一	101	101
太	洋	官	一九三八	一	一
英	帝	官	一九三九	一	一
藻	洲	官	一九三九·一·一	一	一
聯邦	國(大洋洲)	一九三九	一九三九	一	一
外に、パプア(英領) ⁽³²⁾	一九三〇	一九三〇	一九三九	一	一
ノーフォーク諸島	一九三〇	一九三〇	一九三九	一	一
ニージーランド	一九三〇	一九三〇	一九三九	一	一
外に、南太平洋の諸島	一九三〇	一九三〇	一九三九	一	一
斐イージー及西方南太平	一九三〇	一九三〇	一九三九	一	一
平洋諸島(殖民地及保護領)	一九三〇	一九三〇	一九三九	一	一
米	ガ	官	一九三八	一	一
ハ	ワ	官	一九三八	一	一
サ	モ	官	一九三八	一	一
佛	領	官	一九三八	一	一
ニューカレドニア諸島	一九三〇·四·一	一九三〇·四·一	一九三八·七·一	一	一
及	昭	官	一九三八·七·一	一	一
佛領南太平洋諸島	一九三六·五·三	一九三六·五·三	一九三八·一·一	一	一
舊	獨	官	一九三八·一·一	一	一
佛領(委任統治)	一九三八	一九三八	一九三八	一	一

